

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 6 月 1 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成30年6月11日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第33号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例等の一部改正)
日程第6	議案第34号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第7	議案第35号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置 に関する条例の一部改正)
日程第8	議案第36号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第9	議案第37号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度岩出市一般会計補正予算第6号)
日程第10	議案第38号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4 号)
日程第11	議案第39号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)
日程第12	議案第40号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)
日程第13	議案第41号 岩出市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模 の基準に関する条例の制定について
日程第14	議案第42号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第43号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第44号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第45号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第46号 市道路線の認定について

日程第19	議案第47号	動産の取得について
日程第20	議案第48号	岩出市民プール新築工事請負契約について
日程第21	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第22	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第23	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第24	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について

開会

(9 時 30 分)

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成30年第2回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第33号から議案第48号までの議案16件につきましては、提案理由の説明、諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、執行部の説明、質疑、討論、議会の意見です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○吉本議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、市来利恵議員及び増田浩二議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○吉本議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○吉本議長 日程第3 諸般の報告を行います。

5月18日に開催された平成30年度和歌山県市議会議長会第1回総会において、永年在職議員表彰が行われ、本市議会においては、松下 元議員が15年在職一般表彰を受けました。

また、5月30日に開催された第94回全国市議会議長会定期総会において表彰が行われ、本市議会においては、増田浩二議員が議員20年以上の特別表彰を受けましたので、ご報告いたします。

両議員、まことにめでとうございます。これまでの議員活動に対し敬意を表しますとともに、今後も市政発展のためご活躍を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案16件、諮問4件と報告3件であります。

次に、平成30年第1回定例会から平成30年第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成30年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

平成30年4月20日金曜日、京都市の京都ホテルオークラで第83回近畿市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、平成29年度近畿市議会議長会会務報告、平成28年度近畿市議会議長会会計歳入歳出決算、平成29年度近畿市議会議長会会計の出納検査結果報告、支部提出議案3件の審議、会長提出議案の平成30年度近畿市議会議長会会計予算の審議、役員の選任が行われ、当市は全国市議会議長会地方行政委員及び議員共済会代議員に選任されました。

その後、新旧役員代表挨拶が行われ、最後に、次期近畿市議会議長会定期総会の開催市である京都府長岡京市議会副議長の挨拶があり、第83回近畿市議会議長会定期総会が終了されました。

定期総会終了後、国際政治学研究者、東京大学政策ビジョン研究センター講師の三浦瑠璃氏を講師に招き、「日本を取り巻く国際情勢」と題して、研修会が開催されました。

次に、平成30年5月18日金曜日、有田市の鮎茶屋で平成30年度和歌山県市議会議長会第1回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、議員表彰式に引き続き、平成30年1月29日から平成30年5月17日までの会務報告、平成29年度和歌山県市議会議長会会計決算、及び平成30年度和歌山県市議会議長会会計予算の審議を行いました。

その後、協議事項では、次期総会開催市と日程について協議を行い、新宮市で平成31年2月に開催することを決定し、平成30年度和歌山県市議会議長会第1回総会が閉会されました。

次に、平成30年5月30日水曜日、東京都千代田区の東京国際フォーラムで第94回

全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、表彰式に引き続きまして、平成29年5月1日から平成30年4月30日までの全国市議会議長会の会務報告、平成28年度全国市議会議長会各会計決算及び平成30年度全国市議会議長会各会計予算の審議、各委員会委員長報告、部会提出議案27件、及び会長提出議案5件の審議、部会等推薦役員の選任、顧問、相談役の委嘱、閉会式にて感謝状の贈呈が行われ、全国市議会議長会第94回定期総会が閉会されました。

総会終了後、各委員会合同会議が開催され、当市は地方行政委員会委員長に選出され、紹介の後、各委員会合同会議が閉会されました。

次に、平成30年5月31日木曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで市議会議員共済会第116回代議員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、平成30年2月16日から平成30年5月31日までの事務報告、平成29年度市議会議員共済会決算の審議、今後の会議予定の報告があり、市議会議員共済会第116回代議員会が閉会されました。

以上です。

○吉本議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○吉本議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

初夏の爽やかな風が気持ちのよい季節となりました。議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本日、平成30年第2回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本会議の開会に当たり、当面の市行政について、ご報告を申し上げます。

まず初めに、第32回全国健康福祉祭和歌山大会についてであります。平成31年度開催に向け、本年度、ねんりんピック推進室を市長公室に設置をしました。

本市では、ペタンク競技の開催が決定しており、各種団体の協力のもと、6月4日にねんりんピック紀の国わかやま2019岩出市実行委員会を設立し、円滑な大会運

営のため、万全の準備を進めてまいります。

次に、市政懇談会についてであります。今年度も区自治会長会との共催により、7月9日から8月22日の間、市内18会場で実施をいたします。

議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、防災・災害対策についてであります。船山地区の避難所建設につきましては、5月1日に工事請負契約を締結し、年度内の供用開始に向けて進めてまいります。

また、同報系防災行政無線につきましては、設置後25年以上が経過していることから、より安定した情報提供を行うためのデジタル化整備を平成32年度までの3カ年計画で進めてまいります。今年度においては、実施設計及び本局（操作卓）の入れかえを実施する予定で、4月25日に設計監理業務委託契約を締結しております。

次に、「クリーン缶トリー運動イン岩出」についてであります。この運動は、ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくりの推進を目的としており、市民が一体となって環境美化運動に取り組むことで、生活環境の保全に対する認識を深めるとともに、日常生活においても地域の清掃活動に取り組んでいただくなど美化意識の向上を期待して、毎年開催しております。

第27回目となる今年度も、河川愛護月間中の7月8日の日曜日に、市内5カ所での開催に向け、現在準備を進めているところであり、多くの方々に参加していただけるよう周知啓発に努めているところであります。議員各位におかれましても、ご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、浸水対策についてであります。大町、高瀬、西野地区の浸水被害の解消、軽減を図るため、泉佐野岩出線内において、平成28年10月より県に委託しております大町排水路浸水対策工事が6月末に完了する予定であります。今後も、市内の浸水対策について、国や県と連携し重点的に取り組んでまいります。

次に、新しい岩出橋についてであります。7月14日土曜日、午前10時より、開通式典を県と共催でとり行うことになりました。式典では、岩出橋の長寿を願って岩出市内在住者「三世代夫婦による渡り初め」を行います。6組36名の方が参加予定であります。

なお、新しい岩出橋は、当分、暫定2車線の供用となりますが、秋ごろには4車線が供用できるようになり、備前交差点から宮交差点の間は年度末の完成と聞いております。

次に、いわで夏まつりについてであります。夏休みの最後の花火大会として、

市民のみならず近隣市町からの来場者が増加する一方であります。今年度は、会場周辺の交通渋滞や混雑の緩和を図るため、会場へのシャトルバスの増便を予定しており、6月12日に、いわで夏まつり実行委員会を開催し、日程等協議を行うこととしております。

なお、いわで夏まつりを通して、「活力あふれるまち ふれあいのまち 岩出」を市内外にPRできるものと考えております。

次に、教育関係についてであります。学校教育では、4月17日に全国学力・学習状況調査及び岩出市学力テストが実施されました。各学校においては、学力調査の結果を分析し、さらなる授業改善や補充学習等、学力向上に向けた取り組みを行ってまいります。

生涯学習分野では、生涯スポーツの推進の一環として、市民プールの新設に取り組んでまいりましたが、4月18日付でスポーツ施設環境整備事業補助金の内定通知をいただき、工事契約などの事務を進めてまいりました。本定例会において、工事請負契約の締結について上程させていただいておりますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

風邪でお聞き苦しい点、おわびを申し上げます。

○吉本議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第20 議案第48号 岩出市民プール新設工事請負契約について

○吉本議長 日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第20 議案第48号 岩出市民プール新設工事請負契約についての件までの議案16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。



今回、ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が8件、条例案件が1件、平成30年度補正予算案件が4件、市道路線の認定案件が1件、動産の取得案件が1件、工事請負契約案件が1件の計16件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第33号 岩出市税条例等の一部改正及び議案第34号 岩出市都市計画税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、議案第35号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正につきましては、地域再生法等の一部改正に伴い、議案第36号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、改正を要したものであります。

次に、議案第37号 平成29年度岩出市一般会計補正予算第6号につきましては、既決の予算の総額に2億9,241万円を追加し、補正後の予算の総額を163億3,238万5,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、歳入実績による地方消費税交付金及び地方交付税の補正のほか、各事務事業の精算及び交付決定等による事業財源などについて、歳出では、各事務事業の精算のほか、入札などによる請負及び購入差額、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金、決算収支見込みによる基金積立金について補正したものであります。

次に、議案第38号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号につきましては、既決の予算の総額から1億3,521万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を69億2,161万4,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、療養給付費等負担金や財政調整交付金、前期高齢者交付金のほか、一般会計繰入金について、歳出では、一般被保険者に係る療養給付費や療養費、高額療養費のほか、一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第39号 平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号につきましては、既決の予算の総額から2,294万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を30億2,125万5,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費と地域支援事業費に係る国・県支出金及び一般会計繰入金について、歳出では、包括支援センター管理費のほか、施設介護サービス給付費や介護予防サービス給付費、特定入所者介護サービス費などの保険給付費、総合相談事業費や任意事業費などの地域支援事業費、介護給付費準備基金について補正したものであります。

次に、議案第40号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、既決の予算の総額から3億6,176万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を24億5,408万9,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、受益者分担金や受益者負担金、消費税還付金、下水道事業債の確定及びそれらに伴う一般会計繰入金について、歳出では、委託料や工事請負費、補償費、紀の川中流流域下水道（那賀処理区）建設負担金のほか、借入額、利子の確定による下水道事業債の元金償還金及び償還金利子について補正したものであります。

次に、条例案件についてご説明いたします。

議案第41号 岩出市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定についてであります。水防法の規定に基づき、市の地域防災計画において名称及び所在地を定める、浸水想定区域内にある大規模工場等の用途と規模について定めるものであります。

続いて、平成30年度の補正予算案件についてご説明いたします。

議案第42号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既決の予算の総額に4,623万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を165億4,173万3,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、事業費に伴う国庫及び県支出金の事業財源のほか、事業採択及び人事異動等による諸収入について、歳出では、人事異動等による人件費のほか、コミュニティ助成事業補助金、在宅育児支援事業給付金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、生活保護システム改修委託料、公営住宅管理費における工事請負費などについて補正するものであります。

次に、議案第43号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決の予算の総額に1万円を追加し、補正後の予算の総額を30億4,120万8,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国・県支出金及び一般会計繰入金のほか、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、負担金率の変更による共済組合負担金及び共済組合事務費負担金について補正するものであります。

次に、議案第44号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決の予算の総額に46万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を29億8,257万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、歳出の補正に伴う一般会計繰入金について、歳出では、

人事異動等に伴う人件費について補正するものであります。

次に、議案第45号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、既決の収益的支出予算の総額から251万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を17億1,141万7,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事異動等による人件費について補正するものであります。

次に、議案第46号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路等11路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号 動産の取得についてであります。消防団貸与車両の購入に当たり、予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第48号 岩出市民プール新築工事請負契約についてであります。予定価格が1億5,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案について説明いたしましたが、いずれも重要案件でございますので、慎重、審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○吉本議長 これにて提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～

日程第24 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○吉本議長 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件から日程第24 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての件までの諮問4件を一括議題といたします。

執行部から説明を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号につきまして、一括してご説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3

項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年6月11日提出

岩出市長 中芝正幸

記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市岡田101番地

氏名 西岡正光

生年月日 昭和23年4月5日生

諮問第2号では、記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市野上野533番地

氏名 藤原正章

生年月日 昭和26年6月29日生

諮問第3号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市山528番地の4

氏名 村中隆子

生年月日 昭和19年5月12日生

諮問第4号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市根来1396番地

氏名 松尾 隆

生年月日 昭和31年6月6日生

でございます。

一括して提案理由をご説明させていただきます。

人権擁護委員は、任期を3年として、法務大臣から委嘱されており、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命として活動されております。

現在、岩出市には8名の人権擁護委員がおられますが、今回お諮りいたしますのは、うち4名の人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号並びに諮問第4号は、西岡正光氏、藤原正章氏、村中隆子氏、松尾 隆氏の委員としての任期が来る12月31日をもって満了いたしますので、西岡正光委員、藤原正章委員、村中隆子委員、松尾 隆委員を引き続き人権擁護委員の候補者に推薦することについて、議会の意見を求めるものでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉本議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席から通告した内容を一括してお願いいたします。

1 番目、尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

諮問第 1 号から 4 号について、全体を通して、選任についての意見と並びに質問をしたいと思います。

まず第 1 点は、今回の選任に当たって、選任に対する資格及び基準、これについてどうなっているのか。

それから、2 番目に、各界各層からの選任を総務省のほうでは求めておりますが、これについて、どのようなお考えを持っておられるのか。

3 番目に、委員に対する研修については、どのような年次計画を立てて実施をされているのか。法務局との研修等もあらうと思うんですが、それらについてお聞きをしたいと思います。

それから、4 番目に、人権擁護委員に対する氏名、住所、連絡先、経歴の公表をどのような形で岩出市はやっているのか、お聞きをしたいと思います。

並びに、最後になりますが、人権擁護委員として、過去相談件数、どのような相談件数があるのか、並びにその内容についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○井辺福祉課長 ただいまの尾和議員の質疑にお答えいたします。

1 点目の選任に対する資格及び基準については、人権擁護委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人権擁護委員法第 6 条に定められた要件に該当し、なおかつ、同法第 7 条の欠格条項に当てはまらない方から候補者の選定を行っており、推薦に当たっては、人種、信条、性別、社会的身分等によって差別することなく、平等に取り扱うよう心がけています。

2 点目の各界各層からの選任については、先ほど述べました選任に関する資格及び基準を満たす方から、岩出市内の各地域からのバランスと男女の比率につきましても考慮し、選任いたしております。

3 点目の委員に対する研修はどうかについては、和歌山人権擁護委員協議会主催の研修会に参加していただいております。

4 点目の委員の氏名、住所、連絡先、経歴の公表についてですが、委員の氏名、

住所、連絡先、経歴の公表につきましては、委員の氏名及び地区名を岩出市ウェブサイトに掲載してございます。また、同じ内容を毎年5月号広報紙に掲載しているところでございます。住所、連絡先、経歴の公表については、個人情報につき公表を控えております。

5点目の過去の相談件数とその内容については、岩出市で行っております人権相談の件数は、平成25年度、3件、平成26年度、4件、平成27年度、4件、平成28年度、3件、平成29年度、1件となっております。内容につきましては、さまざまな人権をめぐるトラブル等でございます。人権擁護委員には守秘義務がございまして、相談内容は、個人が特定されてしまう場合もありますので、詳細については控えめです。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、答弁いただきました。そこで、2項めの各界各層からの選任についてであります。男女比率とか男女同権の問題もありまして、ここら辺についての比率、それと、一番私が懸念しておるのは、現在、人権擁護委員の方が、高齢者が主になっております。総務省の方針では、年齢層について勘案をして、各年齢、平均年齢が高くなならないように配慮すべきだという見解も出ておりまして、岩出市における現在の人権擁護委員の年齢層についての該当者についてお聞きをしたいと思っております。

それから、委員の研修なんです。今お聞きしますと、法務省における研修のみだということですが、それ以外にも委員としての役割、この点については十分認識を深めるという必要性がありますし、それ以外の研修については実施をされているのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、委員の氏名の問題であります。住所、連絡先、経歴の公表については個人情報だということで、今、公表してないというお話がありました。私が入権擁護委員法第2条について、今、部長が答弁されたとおりであります。第6条の7項において、「法務大臣は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名と職務をその関係住民に周知せしめるよう、適切な措置を採らなければならない。」並びに8項では、「市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。」また、11条では、具体的職務を規定してあります。同委員が入権擁護委員の立場を利用して、ふさわしくない行為をした場合は、法務大臣は解職するとされております。

法の主旨からいって、人権擁護委員の氏名、連絡先及び経歴は、積極的に公開して、もっと市民が人権相談をしやすくするべきではないか。また、ふさわしい仕事をしているかどうか、皆さんのもとに、市民のもとに明かさなければならない存在であると考えております。このことから、私たち市議会議員のありようも考えてみれば明らかではないでしょうか。

他の自治体では、名前や住所、地域と連絡先を明記し、市民相談をしやすくしておりますが、岩出市はもっと積極的に人権擁護委員の住所、連絡先、肩書、経歴等を公開していくべきだと考えております。

それによって、岩出市民の皆さんが人権擁護委員の役割、任務、責任、どういうことについて相談をしていくのか、もっと身近な存在にすべきであるというように思っております。

この人権擁護委員の役割については、充て職でも名誉職でもありません。純粋なボランティア活動でご苦労されているわけでありますが、もっと身近なところで人権擁護委員が役割を果たしていく、そのことが大切ではないかと考えております。

最後に、今、部長のほうから、過去5年間の相談件数の広報が発表がありました。過去相談件数については、多い年度で4件、少ない年度で1件という内容であります。これは人権擁護委員としての活動が、大衆的に、社会的に存在価値が薄れているのではないかと感じております。

相談内容については、総務省が発表しているように、その内容について、住居、生活の安全、強制・強要、プライバシー、DV、児童虐待、差別待遇、学校におけるいじめ、その他という区分で公表しておりますが、その内容について、どのように把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○井辺福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

まず1点目、各界各層からということ、まず男女比率はどうかということあります。男女比率につきましては、現在の委員さん方、合計8名のうち男性が4名、女性が4名ということになっております。

年齢層について、高くないようにすべきではないかということですが、現状では、8名のうち60代が5名、70代が3名ということになってございます。どうしても平日昼間に活動していただく必要があることから、比較的時間に余裕の持てるこれらの年代の方に主にしていただくケースが多くなってございます。今後、

検討してまいります。

2点目の研修について、和歌山協議会の研修のみでは足りないのではないかと
うご主旨だと思いますけれども、これ以外の研修機会としまして、市における人権
を考える集いや地区別人権学習会、また、県における人権の集い、また、人権フェ
スタ、紀の川市・岩出市の合同研修、それら各種の研修の機会を持ち、それぞれ自
己研さんをいただいております。

3点目、住所、連絡先、経歴等を公開とすべきではということでございますけれ
ども、市としては、個人情報ということに重きを置いておりますので、公表を控え
ておるということは、先ほど述べたとおりでございます。個々に相談したいという
ようなことがございましたら、福祉課でおつなぎをいたしております。

4点目の相談件数が減ってきておることから、社会的な存在価値が薄れているの
ではということでもありますけれども、人権擁護委員は昭和24年に施行された仕組み
でありますけれども、この間でいろいろなさまざまな人権問題というのは、現代に
おいて複雑化、多様化してきておる現状でありますので、存在意義が薄れているわ
けではございません。ただ、私どもとしては、人権擁護委員を適切に周知啓発する
よう、これからも努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、答弁をいただきました。まず、各界各層の選任についてであります
が、男女比率については4対4だということを言われました。

それから、年齢層については60代、70代が主な年齢層であるわけですが、これら
について再考して、再検討する必要性は、私はあると思っております。

若い世代の人たちの声が、人権擁護委員の中で聞き取れないというおそれがありま
すので、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

それから、委員の氏名の問題であります。今、市の広報では5月号に掲載をし
ているということですが、少なくとも年に4回、3カ月に1回ぐらいは市広
報に掲載をして、人権擁護委員の氏名並びにこれらに関連する住所、連絡先、経歴
の公表については、個人情報という立場ではなくして、人権擁護委員としての役割
を果たしていただくという立場から、積極的に公開をしていくという姿勢が求めら
れるのではないかと、そのように考えておりますので、再考をお願いをしたいと思います。

それから、関連して、やはり福祉課で聞いて、それから人権問題について悩んでいる人たちに対して紹介をしていくということになりますと、ワンクッションを置くわけであります。直接相談したいという場合には、それらの人に対してアポイントをとって相談をするということが大切なことになってくるというふうに思いますので、そこら辺についても改善する余地が十分にあるというふうに考えておりますので、再考をお願いをしたい。

それから、相談件数については、今、具体的な相談内容についてはご答弁がありませんでしたが、これから生活する上において、非常に複雑な人権問題が発生しております。そういう中で、先ほど申し上げたような観点の項目別に、それすらも公表できないのか、個人を特定するものではありませんから、相談件数における4件から1件の内容について、どういう案件で、市に人権相談員が相談をしているのか、これは大切な内容でありますので、それを共通課題にして、人権の問題について、さらに学習をしていく、研修を深めていくということが重要であろうと、私はそのように考えておりますので、内容について、もっと具体的に答弁をお願いしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

福祉課長。

○井辺福祉課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

最初の再々で各界各層から委員をとということで、再検討する気はないか、また、若い世代も加えるべきではないかというご指摘でありますけれども、人権相談という業務の主旨からしますと、ある程度、人生経験、またそれなりの社会的な経験というものが必要であろうかと思います。

そういうことから考えたときに、自然と60代、70代ということになるのではないかと思います。若い世代についても、適任者がおれば、今後検討の課題とさせていただきたいと考えております。

2点目の氏名等の公表ということで、ただいま市の広報紙では、年1回であります、4回等、ふやすべきではないかということでもあります。広報につきましては、その月その月、大切な市からの情報を掲載するその紙面のスペース、また、ほかに重要な項目とのバランスがございまして、こちら一概に、年4回というのはちょっと難しいところがございます。ただし、ウェブサイトでは常時情報発信しておりますので、そちらもご活用いただきたいと思います。

3点目、相談に当たって市が入ると、福祉課ということで、ワンクッションを置

くのではなく、直接委員に相談したいということでありますけれども、これにつきましても、あいあいセンターで行っている相談につきましては、そのまま来所いただければ直接お話しすることができますし、市ではなくて、法務局を通じてという、そういう方法もございます。市としては、こういう形で人権相談に対応させていただきたいと考えております。

最後の相談件数について、項目別に明らかにすべきである。中身を明らかに、具体的に明示すべきではないかということですが、先ほどお答えしましたとおり、その内容が、個々の情報が漏れるというおそれもございますし、必ずしも、その内容が公開するのに適切かどうかということも難しい問題がございますので、この辺についても、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○吉本議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の再々質疑の公表について、お答えいたします。

法務局では、個人情報をも十分考慮の上、地域の実情に応じて判断することとなっておりますので、地域によって取り扱いが異なるところもございますが、当市といたしましては、委員の連絡先を非公開させていただいております。

また、法務局によりますと、以前までは連絡先を公表していたのですが、その後、人権擁護委員に対する執拗なつきまとい、自宅への居座り、ストーカーなどが問題となり、人権擁護委員の個人情報保護、安全の確保の観点から、平成16年ごろから、人権擁護委員の連絡先の公表はさし控えて差し支えないとなっております。

また、人権相談については、市ウェブサイトで1年間の相談日を掲載するなど、また、人権110番といった電話のホットライン等の連絡先をご案内し、相談者の利便性を図っております。

以上です。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論及び議会の意見をまとめます。

討論及び議会の意見は、議題ごとに行います。

諮問第1号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第1号に対する討論を終結いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第1号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、適任と決しました。

次に、諮問第2号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第2号に対する討論を終結いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第2号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は、適任と決しました。

次に、諮問第3号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第3号に対する討論を終結いたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第3号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は、適任と決しました。

次に、諮問第4号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第4号に対する討論を終結いたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第4号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、諮問第4号は、適任と決しました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月15日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月15日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時25分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 6 月 1 5 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

平成30年6月15日

|       |         |                                                                 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                                                 |
| 日程第1  | 議案第33号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例等の一部改正)                             |
| 日程第2  | 議案第34号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市都市計画税条例の一部改正)                          |
| 日程第3  | 議案第35号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置<br>に関する条例の一部改正) |
| 日程第4  | 議案第36号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)                        |
| 日程第5  | 議案第37号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成29年度岩出市一般会計補正予算第6号)                     |
| 日程第6  | 議案第38号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4<br>号)           |
| 日程第7  | 議案第39号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)                 |
| 日程第8  | 議案第40号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)                |
| 日程第9  | 議案第41号  | 岩出市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模<br>の基準に関する条例の制定について                  |
| 日程第10 | 議案第42号  | 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第1号）                                          |
| 日程第11 | 議案第43号  | 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）                                      |
| 日程第12 | 議案第44号  | 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）                                     |
| 日程第13 | 議案第45号  | 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）                                        |
| 日程第14 | 議案第46号  | 市道路線の認定について                                                     |
| 日程第15 | 議案第47号  | 動産の取得について                                                       |
| 日程第16 | 議案第48号  | 岩出市民プール新築工事請負契約について                                             |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第33号から議案第48号までの議案16件につきましては、質疑、委員会付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第16 議案第48号 岩出市民プール新設工事請負契約について

○吉本議長 日程第1 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第16 議案第48号 岩出市民プール新築工事請負契約についての件までの議案16件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

1 番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第37号について質疑願います

○増田議員 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質疑を行わせていただきたいと思います。

私は、今、議案第37号から3つの点についてお聞きをしたいと思います。

まず、議案第37号、平成29年度の一般会計補正予算について、5つの点で質疑をしたいと思います。

まず、1点目は平成29年度の地方交付税、この点で今回の補正予算では1億2,648万円の増額補正、これがされてきています。まず、この点の増額の理由についてお聞きをしたいと思います。

2点目は、毎年、当初予算、その部分のところから国保税の算定について、どのようにはじいているのかとお聞きをしますと、いつも交付税算定については、国から示されている指数基準、こういうものがあると。これに沿って算定をしているんだと説明もされてきています。

そのような中で、今回、ことしも当初予算とは大きな違いを生じて、そして追加

補正を行っている、そういう現状があると思うんです。この交付税算定において、このような計算の違い、特に大きな違いを生じているのはどうしてなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目は、予防費、この点について、当初の予算の説明では、受診体制を充実させていくと。受診率を向上させていくんだと、こういうふうに言われていたんですが、今回の補正の予算の中では、当初見込みよりも受診人数の減ということも説明をされましたが、掲げていたこういう目標との関係の中で、このように減少した要因、その要因と、今後、どのような点を生かしていこうという取り組みが行われているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目、5点目については、基金の関係でお聞きをしたいと思うんです。

この基金の中には公共施設の整備基金、こういう部分に約4億円、基金が積み立てられています。説明の部分の中では、今後の施設整備に備えるためと説明をされたんですが、施設整備として、今後どのような施設に対しての整備、これが必要とされているのかという点、市の考えをお聞きしたいと思います。

5点目には、減債基金というものも積み立てられていますが、現実には、岩出市の起債という状況、現状については、他の市に比べてもそんなに大きな起債、むしろ他市なんかでは莫大な起債というのがされているという点に比べて、岩出市は非常に起債という点でも少ないという実態がある中で、今後における減債基金、この点についての考え方、この点についての5つの点、この点について質疑をしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 おはようございます。

増田議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目の地方交付税で1億2,648万円の増額補正の理由はについてでございますが、普通交付税につきましては、平成28年度の交付実績27億6,315万5,000円をもとに、国が示す地方財政計画の伸び率97.8%を踏まえ、当初予算を計上していましたが、交付額が確定したため補正するものです。

また、特別交付税につきましては、平成27年度の交付実績5億8,331万7,000円を踏まえ、当初予算を計上しておりましたが、交付額が確定したため補正するものでございます。

続きまして、2点目の当初予算の交付税算定では、国から示されている算定基準

のもとにということでの説明をされているが、毎年、大きな違いが生じていると。この交付税算定においての計算の違いが生じるのはどうしてなのかということについてでございますが、地方交付税は国から配分される財源であり、市独自で見込むことが困難であることから、国が示す地方財政計画を踏まえ、予算計上しております。

なお、地方財政計画は、地方全体の歳入歳出総額の見込み額に関する計画であるため、岩出市単独の確定額とは相違するものでございます。

続きまして、4点目の質疑の公共施設整備基金に、約4億基金を積み立てていることについて、施設整備として、今後どの施設の整備が必要とされるのかということでございますが、公共施設整備基金への積み立てについては、平成30年度当初予算において、市民プール建設事業などの公共施設整備の財源として4億円の取り崩しを予定していることから、今回、取り崩しに備え、積み立てを行うものでございます。

次に、5点目の岩出市の起債の現状は、他市に比べて莫大な起債実態がない中で、減債基金についてどのように考えるのかということでございますが、減債基金についての考え方につきましては、一般会計における臨時財政対策債の償還が増加していることに加え、下水道事業特別会計における下水道事業債残高が増加していることから、将来の公債費負担に備え、積み立てを行っているものでございます。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 おはようございます。

増田議員のご質疑3点目、予防費におけるがん検診についてでございますが、今回の補正については、当初予算で見込んでいた集団でのがん検診の受診者が減ったこと及び契約単価が下がったことなどによるものです。

がん検診には、集団検診と個別検診がございますが、利便性や安全性等から個別検診を選ばれる方がふえております。平成29年度でも集団検診の受診者は減っていますが、個別検診の受診者は、全て昨年より増加しており、集団、個別を合わせた合計では、乳がんを除き、受診者数はふえております。

取り組みについては、さまざまな場面で住民への周知・啓発を行っていき、今後も引き続き周知に努めてまいります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 まず、交付税関係なんですけど、こういうような交付税額の違い、こうい

うのが出てくる中で、市として交付税額の違い、このような莫大な金額という部分が出てくる、億を超える、そういう部分が出てくるのであれば、市民要望に対して応えていく、そういう財源関係なんかから見ても、やはり大きな影響が出てくると思うんですね。

そういう点では、交付税額についての額の決定は、これは仕方ないところがあるんですが、額についての決定するまでに、実際には額がなぜこのように大きな違いが出たのかというような検証なんかは、市としてされているんでしょうか。この点がまず1点です。

そして、2点目には、地方交付税そのもの自身の推移額、以前ならば、大体22億とか23億とか、そういうような状況なんかもあったわけなんですけど、現在では、かなりその額からも大きな違いが生じてきていると。交付税額そのもの自身が大きく推移してきているわけですね。

その点では、市として、毎年ふえてきて、毎年というんですか、交付税が増額してきているという、こういう現状について、市としてはどのように見ているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、予防費関係なんですけど、今の説明で、集団では減ったけれども、個別受診はふえてきているというような状況でした。そんな中で、今、岩出市としても、いろんな国保においてもそうなんですけど、医療費削減という部分なんかを目指していると思うんですね。そういう点では、以前からデータヘルス計画というようなもののなんかも市としては計画していつているということなんですけど、データヘルス計画との関係で、実際には、岩出市として、こういう予防費関係というんですか、そういう関係では、今後どういような対応をとっていかうという、そういうことを市としてデータヘルス関係との関係で、どのように捉えているのかという点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員からの再質疑についてお答えします。

まず1点目、交付税額の違いで、現状大きな違いを生じているが、その交付税の額の差異についての、まず、分析を行っているのかということについてお答えいたします。

平成29年度の地方交付税の決算状況を見ますと、平成28年度に比べ0.2%の増とになってございます。当初はマイナスになる見込みで算定をしておりましたが、結果

として0.2%の増となっております。

これの主な要因ですが、基準財政需要額、収入額ともにほぼ前年度と横ばいであったんですが、臨時財政対策債が若干増加したということと、基準財政需要額で測定単位の変更による増で、実質0.2%の増となっているということでございます。

次に、交付税の現状についてでございますが、予算ベースでは減額をしておりますが、実際の決算状況を見ますと、普通交付税、特別交付税ともに増額をしております、決算ベースでは、全体で0.5%の増となっております。

なお、地方交付税につきましては、国のほうで配分される税でございますので、今後の傾向につきましても地方財政計画等を注視しながら見守っていきたいと思っております。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 増田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

昨年度、平成29年度に国保のほうでデータヘルス計画を策定しておりますが、やはりその中でも医療費で、入院においては、やはりがんが一番多いというふうになっておりますし、また、入院外でも、新生物、がんが4位というふうになっております。個別でいきましても、岩出の場合、肺がんが非常に高いという傾向もございますので、やはりがん検診については、引き続き住民に周知して受けていただくように努めていきたいと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第38号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第38号では、4点お聞きしたいと思います。

岩出市においても、国保会計、これは大変な状況になってきているという状況だと思います。

そんな中で、今回出されている補正予算の中では、療養給付費等負担金、これが大幅な減額となってきています。

この理由について、どういう理由なのかという点。

2点目には、今回、前期高齢者交付金、これについて増額されるものになっています。この理由についてもお聞きしたいと思います。

3点目は、財政調整交付金、この部分については、国、県という部分のところがあるんですが、普通調整交付金という部分で、合計して1億数千万の減額というふ

うになっているんですが、その理由はどうしてなのか。また、市としての計算見通しというんですか、それがどうだったのかという点をお聞きしたいと思います。

4点目に、一般被保険者高額療養費においても、1億3,000万円以上減額というふうにもなっていますが、この理由についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目の療養給付費等負担金の大幅減額の理由はについてですが、この負担金は、被保険者に係る医療費等の32%が交付される定率国庫負担金であります。減額の理由は、被保険者の減少及び高額な調剤の薬価が改定された影響などにより、医療費が当初の見込みより伸びなかったことによるものです。

続いて2点目、前期高齢者交付金の増額理由はについてですが、この交付金は、被用者保険の加入者が、退職後、国民健康保険に加入することにより、保険者間で医療費の不均衡が生じているため、これを調整するために設けられているもので、前期高齢者加入率が全国平均より上回っている保険者には、交付金が交付されます。交付額は当該年度の概算額、今回の場合は平成29年度の概算額と前々年度の精算額、今回の場合は平成27年度の精算額の合計額が交付される仕組みとなっています。増額された主な理由は、高額な調剤の影響で、本市においても非常に医療費が高額になった平成27年度の精算額が当初の見込みより多く交付されたためです。

続いて3点目、国、県からの普通調整交付金で、合計1億数千万減額する理由については、普通調整交付金は、国からは被保険者の医療費等のおおむね7%相当額が、県からはおおむね6%相当額がそれぞれ交付されることとなっています。減額の理由につきましては、1点目の回答と同様、被保険者の減少及び高額な調剤の薬価改定の影響などで、医療費が当初の見込みより伸びなかったことによるものです。

続いて4点目、一般被保険者高額療養費において1億3,000万以上の減額となっている理由につきましては、被保険者の減少等による医療費の減額に加え、平成29年8月診療分から70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額の見直しがありました。課税世帯のうち一般世帯の方の1カ月の外来の自己負担限度額が1万2,000円から1万4,000円に、入院の1カ月の自己負担金の額が4万4,400円から5万7,600円に、現役並み所得の方の外来の自己負担限度額が4万4,400円から5万7,600円に

それぞれ見直されたため、この影響等もあるものと考えております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、療養給付費負担金という部分の中の説明で、薬価の関係がかなり大きいんだという、そういう説明でした。この点では、市として薬価に関して、どれくらい低くなったのかという点についての人数なり、件数というんですか、そういう件数についてはどのぐらいの状況になっているんでしょうか。前年度に比べて、件数的にはどのぐらい減ったのかとか、そういうの、もしわかるのであれば、ちょっと説明していただきたいと思うんです。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

薬価のどのくらい低くなったとかという、人数とか件数とかわかればということなんですけども、私が申し上げました薬価改定の影響の薬というのが、平成27年にC型肝炎の新薬が登場して、その関係なんですけども、ハーボニーという遺伝子型1型のC型肝炎の薬の分につきましては、平成27年、多い月は8人ぐらい、月平均6.2人ぐらいいらっしゃいました。平成29年は、月平均1人ぐらいとなっています。あと、C型肝炎遺伝子型2型のソバルディという薬も、平成27年5月に登場してきたんですけども、これについては平成27年は、多いときは月5人、月平均3.3人ぐらい、平成29年は月平均1.2人ぐらいになっております。

肝炎に係る医療費についてなんですけども、C型肝炎の医療費は、平成26年は4,513万1,810円だったんですけども、平成27年、この新薬の登場によって1億8,974万9,450円、およそ4.2倍に膨れ上がりました。平成29年につきましては、5,344万8,660円になっております。このような状況になっています。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第39号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、39号、質疑をしたいと思います。

平成29年度の介護保険に関するものなんですけど、実際には、今、介護保険制度を実施されて、今、どんどん大変な状況になってきているという状況だと思うんです。この点で、岩出市において、平成29年度において、介護保険事業そのものについて、

事業費削減への取り組みという点については、重点的にはどのような点について行ってきたのか、また、どのような改善をとられてきたのかという点をまずお聞きしたいと思うんです。

2点目は、食の自立支援事業、こういうものも行われています。ところが、説明では実績が低かったために減額をするんだという説明でした。その実績が低くなった理由と要因はどういうものがあるのかという点、それと、今後はどのような改善策をとろうとしているのかという点をお聞きしたいと思います。

最後に、紙おむつ支給事業、こういうものも岩出市ではやっているんですが、この岩出市の実績、この点についてお聞きをしたいと思うんです。また、市として、この紙おむつ給付事業について、今後改善をしていくという、そういう方向性なんかは持っておられるのかどうかという点、こういう点なんかもお聞きをしたいと思うんです。

以上の3つの点について、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の平成29年度において、介護保険事業費削減への取り組みは、重点的にはどのような点について、介護保険事業費削減への改善に取り組んできたのかにつきましては、今回の補正では、幾つかの介護サービスが予算で見込んでいたより伸びなかったことにより減額としていますが、4款の介護予防生活支援サービス事業を含むサービスの費用を単純に比較しますと、平成28年度は27億169万6,039円、平成29年度は28億227万5,272円となり、1億円程度伸びているのが現状です。市としましては、介護保険制度を持続可能なものとするため、自立支援及び重度化防止への取り組みに重点を置き、介護予防事業と介護給付適正化推進事業の充実に努めているところです。

改善点としましては、従来の介護予防教室の開催に加え、シニアエクササイズや岩出げんき体操に取り組む自主グループへの支援や育成に力を入れています。今後も給付費の増加が見込まれていますが、引き続き自立支援及び重度化防止への取り組みに重点を置き、事業を進めていくこととしております。

次に、2点目の食の自立支援事業については、実績が低かったと説明されたが、低かった理由と要因は、今後はどのような改善策をとろうとしているのかにつきましては、この事業については、平成29年度実績では、5,298食と予算見込みよりも

伸びませんでした。平成28年度実績3,377食よりも増加しております。見込みよりも伸びなかった要因としては、最近では民間事業者の配食サービスもふえてきており、利用者が多様なサービスを選択できるようになってきていることが1つと考えられます。

このサービスは、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で、自力で調理が困難な高齢者を対象としていることから、サービスが必要と考えられる高齢者とかかわる機会が多いケアマネジャーを通じての周知とともに、市のウェブサイトに掲載する等の周知に引き続き努めてまいります。

3点目の紙おむつの支給事業の実績につきましては、平成29年度は54件支給しております。今後の方向性につきましては、このサービスは在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族の肉体的・経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者が自宅で日常生活を継続できるよう支援することを目的としております。

対象となる高齢者と接するケアマネジャーを通じて周知することで、事業の周知が図られていると考えておりますが、今後も対象となる方がサービスを利用できるように周知に努めてまいります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 紙おむつ支給事業については54件ということでした。ちなみに、この紙おむつ給付事業、県単の事業なのか、市の部分においても、あわせて県単の事業にプラスして、市として補助していくというんですか、上積みしていくという、そういうようなことが必要ではないかなというふうに思うところもあるんですが、この紙おむつ給付事業について、市としての事業そのものについての考え方と、もし県単であるとしたら、市として市独自の上乗せ、こういうものなんかは、今後していくというような考え方なんかはあるんでしょうか。この点だけお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

この事業は、地域支援事業の任意事業として実施しておりますので、国、県、また、地域支援事業の負担割合で事業を実施しております。先ほどもこの支給について、高齢者を介護している家族に、また、家族の身体・経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者が日常生活を継続できるよう支援するということを目的に実

施しておりますので、今後も必要な方がサービスが受けられるように、周知は継続して行っていきます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2 番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第33号について質疑をお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、議案33号から48号までに当たって質疑を行いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

まず、議案第33号についてであります。この提案の中で、第24条、非課税の範囲についてありますが、これによる影響について、どのように市はつかんでいるのか。

それから、2 番目に、34条の3 区分の対象者数及び2,500万を超える者の対象者数について、岩出市についてはどのようなになっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、第48条の資本金1億円を超える法人について、岩出市内における件数というものは何件あるのか。

それから、加熱式たばこの点であります。これについての定義と1本当たりのアップ額というんですか、それについてはどのようなになっていくのか。実施時期についてはいつからこれをやろうとしているのか。

それから、第10条の2のわがまち特例で10項目ばかり対象があるわけですが、これに該当する岩出市の実態についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の1点目、非課税の範囲による影響はどうかについてですが、平成30年度6月当初の値で試算いたしますと、新たに非課税になる方が288人、個人市民税で239万4,300円分が新たに非課税となります。

2点目の対象者数については、前年度合計所得金額が2,400万円以下で2万2,609人、2,400万円超2,450万円以下で8人、2,450万円超2,500万円以下で2人、2,500万円超で64人でございます。

次に、３点目の資本金等が１億円超の法人は、市内に事業所がある分で120法人でございます。

次に、４点目の加熱式たばこの定義は、たばこ、またはたばこを含むものを燃焼せず加熱して、たばこの成分の吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこを言います。１本当たりのアップ額につきましては、葉たばこの分量、商品の種類によって元の値段が異なるため、つまり種類によって重量と価格がさまざまであるため算定しかねます。次に、実施時期でございますが、平成30年10月１日からとなりますが、激変緩和等の観点から、５年間かけて段階的に引き上げられます。

５点目のわがまち特例の対象は、平成30年度課税においては、一番最後の第27項の新築サービスつき高齢者向け賃貸住宅のみとなっております。

以上でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、非課税の範囲の件であります、これによって大衆的な非課税の範囲の枠がふえるという点では、一定の市民にとっては利益になる面があるんですが、総じて、この影響における岩出市における人員についての増減について、過去からどういう実態になっていっているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、法人の関係であります、１億円を超える法人については、120法人あるということですが、これは納税対象である本社機能が岩出市にあるのか。120法人というのは、非常に私の感覚では多いなと思っておるんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、加熱式たばこについては、いろいろな医者の方立場からも健康に害があるということで、さまざまな見解が出ておりますが、今日、とりやすいところから課税をすると。国の方針がそういうような方向に行っておるのではないだろうか。一般的には、葉たばこのほうが健康を害するということで下降ぎみになっておるんですけども、この加熱式のたばこが急速に伸びていっているという点からいきますと、５年間かけて上げていくということですけども、これに対する年度別には幾らずつ上げていくのか、ここら辺について決まっておればお聞きをしたい。

最終的に加熱式たばこの、例えば、アイコスとか、グローとか、プルームテックというのがあるらしいんですが、これらについて、どれだけ上がるのか、実態をお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 まず、第24条の非課税範囲の影響の過去ということでございますが、第24条につきましては、非課税範囲は、障害者、未成年、寡婦または寡夫のほうの非課税の所得の引き上げが、125万ということがずっと変わっておりませんので、過去については、ずっと変わらないということでございます。

その割合につきましては、ちょっと確認しておりませんが、過去からずっと変わっておりません。

それから、3点目の1億以上の法人についてですが、事業所が岩出市にある事業所が120法人でございます。

それから、たばこのことなんですけども、先ほど議員おっしゃってありましたアイコス等なんですけども、そういう一般的なものを試算いたしますと、5年間で1.6円から2.2円ほど上がっていくということでございます。それが率が上がっていきますので、一概にちょっと値段はわからないんですけども、5年間かけて1.6円から2.2円上がるということでございます。

健康被害ということでございますが、健康被害が、加熱式たばこにどれだけあるかということは、私もいろいろ読みますと、まだわかっていないというような状態でございます。それで、取れるものから取るということなんですけども、加熱式たばこは、このように製品の重量とかに差があることから、税負担がいろいろ大きく異なっております。こういう課税の公平性をなくすという観点から、今回の税制改正は行われたものだと思います。

本社機能を有する法人については、ただいまのところ、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

以上でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 法人の税収については、本社機能の設置をしている地方自治体に納めるというのが基本的な流れだと思うんですが、そうしますと、120法人については、岩出市で事業を展開している。その対象事業者に対して、この税金の徴収が、納付が要請されるというような理解でよろしいのか、それをお聞きをしておきたいと思います。

それから、たばこの関係で、私がこれ調べたところによりますと、アイコスなんかは270円程度上がると。それから、2022年ですね。それから、グローなんかは420円から240円、プルームテックについては460円が210円上がるというような試算が出されております。これは今回の改正によって出されたものだろうと思うんですが、たばこの税に占める分については、葉巻たばこが63.1%、税金で市民の皆さんが吸うてるということですが、この加熱式たばこについての税率というのは、どのような推移になるのか、これについてわかっておれば、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再々質疑についてお答えいたします。

先ほど、法人についてでございますが、岩出市内に事業所がございましたら、法人市民税がかかるということでございます。

次に、たばこ税につきましては、今まで加熱式たばこにつきましては、葉っぱの分量だけで換算しておりましたが、今回の改正によりまして、重量と、それから価格によって換算するということになりました。普通の製造たばこが、市たばこ税だけで言うと、1.29円上がります。その加熱式たばこを大体7割から9割程度上がるような換算で、今回の改正はされております。先ほど、私が1.6円から2.2円と申しましたのは、もともとの換算から計算した1.29円に対する1.6円から2.2円ということでございます。

以上です。

○吉本議長 続きまして、議案第36号について質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第36号について質疑を行います。

この専決処分についてですが、第2条の2項及び23条の改正による影響者数、これについてお聞きをしたいと思います。

それと、税収の額はどのようになるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

第2条第2項の改正で、課税限度額を引き上げることによる影響者数は44人を見込んでおります。また、第23条の改正による5割軽減及び2割軽減の影響者数は、医療分で34人、後期高齢者支援金分で34人、介護納付金分で12人を見込んでおりま

す。

2点目の税収の額はどうなるのかにつきましては、課税限度額の引き上げによる影響額は、改正によるもので407万1,235円の増額を見込んでおります。また、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定金額の引き上げによる保険税軽減額の総額は112万8,800円の減額を見込んでおります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第37号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第37号について質疑を行います。

今回の内容についてであります。地方消費税の交付金、金額を表示しておりますが、これの算定式というんですか、算定根拠、これについてはどのようになっているのか。

それから、総務費国庫補助金の減額理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、わかやま防災パワーアップ補助金の減額理由、これについて求めたいと思います。

それから、法定外公共物等の収入の部分であります。これについては何筆分なのか。それと、法定外公共物の販売の金額、これについて、どのような算定方式で法定外公共物を計算をしているのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、自治会等の振興助成金のマイナス、これについて、なぜマイナスになったのか。あわせて、整備事業補助金のマイナス分についてもご答弁をいただきたいと思います。

それから、大阪方面路線バスについての補助金、当初予算よりかマイナスになっておるんですが、なぜマイナスの要因が出てきているのか。

それから、予防費の各マイナス理由、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、教職員の健康診断委託料のマイナスの部分、当初予定からマイナスになる、それはどういう理由でマイナスにしたのか。

それから、図書館の購入費の減額、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、地方消費税交付金の算定根拠についてでございますが、地方消費税

交付金につきましては、平成27年度の交付実績 8 億 2,258 万円をもとに、国が示す地方財政計画の伸び率、平成28年度は106.5%、平成29年度は94.8%を踏まえ、当初予算を計上しておりましたが、交付額が確定したため補正するものであります。

続きまして、法定外公共物等の筆数でございますが、筆数は12筆でございます。また、金額の算出方法についてでございますが、金額の算出につきましては、岩出市普通財産売却事務取扱要綱に基づき、土地の立地条件などにより、鑑定価格、固定資産評価額及び岩出市路線価をもとに算定をしてございます。

○吉本議長 市民課長。

○大島市民課長 尾和議員のご質疑の2点目、総務費国庫補助金の減額はどうかについてお答えいたします。

個人番号カード交付事業費補助金につきましては、平成29年度繰越額として404万3,000円及び平成29年度当初予算618万円を交付金見込み額として計上しておりましたが、カード発行件数が見込み件数より少なかったため減額するものであります。以上です。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の2点目、総務費国庫補助金のうち社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカードなどの記載事項の充実のために必要となる住民基本台帳システムの改修が、平成29年度に補助対象事業とされていたシステム開発、単体テスト、結合テスト、総合テストが、平成30年度の補助対象事業となったため減額するものです。

次に、5点目の自治会等振興助成金につきましては、平成29年度の実績としましては、交付対象388団体に対し、交付申請のあった322団体に1,497万2,800円の助成を行い、不用額73万7,000円を減額するものです。

次に、6点目の地区集会所整備事業補助金につきましては、集会所建設をするなど特別な場合を除き、当初800万円を計上しており、平成29年度実績で15件、736万円の補助を行い、不用額64万円を減額するものです。

次に、7点目の大阪方面路線バス補助金のマイナスについてでございますが、平成29年度の利用者数が、前年度と比較して4,826人の増となり、運送収入が見込みより増加したもの、及びダイヤ改正が発生しなかったため、その経費が不要となったためでございます。

○吉本議長 危機管理室長。

○辻危機管理室長 尾和議員のご質疑の3点目、わかやま防災パワーアップ補助金の

減額理由は何かについて、お答えいたします。

家具等の転倒防止柵の申請実績、自主防災組織の申請実績及び地域防災拠点等施設整備の入札差額により318万9,000円を減額するものでございます。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 尾和議員ご質疑の8点目、予防費の各マイナスの理由についてですが、まず、予防接種委託料の減額についてですが、これは平成29年度実績による減額で、主なものは、四種混合、小児用肺炎球菌、ヒブワクチンは出生数の減少により、日本脳炎はワクチンが不足したことにより、接種実績数がそれぞれ当初見込みより少なくなったことによるものです。

セット検診委託料と乳がん検診委託料の減額については、集団健診の受診者が見込みより少なかったこと及び契約単価が下がったことなどによるものです。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従いお答えいたします。

教職員健康診断委託料のマイナスにつきましては、人間ドック受診により健康診断受診者数の減による減額となっております。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 図書購入費ですけれども、これは入札効果及び選書した図書の価格が、予定金額を下回るものが多かったことによるものでございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、地方交付税、消費税の交付金ですね、これについて、再度お聞きしたいんですが、平成27年度を基礎にして、106.5%の率であったということですが、基本的には、岩出市内の、いわゆる売上件数、売り上げをどのように把握しているのかということが、もともとの数字が正確であれば、売り上げに応じて、消費税の交付している地方自治体に算出をして、はじき出して交付するというようになっていると思うんですが、そこら辺については、岩出市のほうでつかんでいるのか、それともほかのところでつかんだ数字に基づいて、この金額が算定されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、総務費の国庫補助金のマイナンバーのカードの問題ではありますが、これについては件数がダウンをしたと。これについて非常に危惧しているのは、投入する経費と交付している件数、それが非常に問題があると。費用対効果の点で、今日までどれぐらいの費用を投下をして、効果として、マイナンバーカードが岩出市

民に交付されて実績としてあるのか、推移についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、法定外公共物の問題であります、12筆だということで、金額の算定の問題については、路線価とか、いろんな条件に応じて算出しますよということなんですが、一般市民にとっては、これは非常にわかりにくい金額であります。

これは横並びに、算出金額については公開をして、こういう算出で法定外公共物については、売却するんだということを公開すべきではないかと思っておるんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、自治会の振興助成金、これについては、当初から予算からマイナスになっているんですが、自治会そのものが非常に細分化をして、今までの従来の宅地開発と違って、五、六件あるいは10件単位で開発をされて、その団体が自治会の助成金の申請等については知らない。岩出市のほうにも登録をしてない。そもそもそういう小規模の団地開発については、自治会が存在をしないという一方、問題点もあるわけですが、そこら辺についてのアプローチ、そういうのをどのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、路線バス問題であります、利用者数が増大すれば、岩出市の持ち出しが減るわけですから、ここら辺について、今後、利用者数の拡大、アップについて、どのような取り組みを考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、予防費のマイナスなんですが、今ご答弁いただきましたが、契約件数、契約の内容でダウンしたんだということですが、それはどの予防費のところでマイナスをしたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、教職員の健康診断についてですが、マイナスをしたと。ドッグと健康診断、健康診断の受診者数、これは労基法で決められておりまして、必ず実施をしなければならない問題であります、前々から指摘をしているんですが、岩出市における教職員の健康診断数は100%しているのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、図書館関係なんですが、購入費で、図書館の利用者にとって、読みたい本を読みたいということで、市民からの要望で、図書の購入要請があったときには、それを購入するというのが基本であろうと思うんですが、市民からの図書の要請は何件ぐらい、現在あるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

まず1点目、地方消費税交付金の算定に当たり、岩出市内の事業者の売上金額の把握とかをできているのかということにつきましては、市としては売上金額等の把握はできてございません。

次に、法定外公共物の金額算出の基準の公表についてでございますが、岩出市の普通財産売却事務取扱要綱につきましては、公表は可能でございます。情報公開制度等を利用すれば可能でございます。

○吉本議長 市民課長。

○大島市民課長 尾和議員の再質疑につきましてお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの住民の交付状況につきましてお答えします。

平成28年度3月31日現在、申請者数3,413名、交付枚数784枚、平成29年3月末現在、申請者数4,624名、交付枚数3,631枚、平成30年3月末、申請者数5,197名、4,270枚となっております。

続きまして、費用のほうなんですけども、平成29年度負担金として414万6,000円、平成28年度、約800万、平成27年度につきましては、今、数字のほう持ち合わせておりません。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑の自治会の件についてですけども、まず、登録をいただかないと、こちらとしても把握できませんので、その自治会に対してのPRというのは、ちょっと難しいものがございます。

ただ、登録いただいている自治会に関しましては、2月の区自治会長会議、また市のウェブサイトでPRを行うとともに、また、開発の業者、また、転入者にはチラシでPRを行っているところでございます。

次に、大阪方面バスの利用者の増についてですが、これにつきましてのPRが一番と考えることから、広報でのPR、また、ウェブサイトでのPR、それと、事業者と共同のアンケートを実施して、利用者数の増に取り組んでございます。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

予防費の中で契約単価が下がったのはどの委託料かということですが、今回補正させてもらっておりますセット検診委託料と集団による乳がんの検診委託料です。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

教職員全員受診しているのかについてでございますが、人間ドック受診者を合わせますと、全員受診しております。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 市民からのリクエスト件数でございますが、きょうは資料を持ち合わせておりませんのでお答えできませんが、いずれにしましても、当初予算の編成時におきまして、リクエスト図書、それから新刊本リストリストなり抜粋したものについて、予算編成をしているところでございます。

○吉本議長 しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開いたします。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。松下元議員から体調不良のため、欠席の届けがありましたのでご報告申し上げます。

議案審議を続けます。

尾和弘一議員、再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、今ご答弁いただいたところでありますが、総務費の国庫補助金の金額、マイナンバーカードにおける国からの交付金、補助金ですね、それと岩出市が持ち出した金額、年次別に後から資料、それと交付枚数、年度別に求めておきたいと思います。

それとあわせて、図書費の購入の市民からの要望、これについても後ほどいただきたいと思います。

それから、予防費のマイナスの理由についてですが、セット検診等、乳がんの契約金額が変わったからマイナスになったということではありますが、この内容についても具体的に資料をいただきたいと思います。それから、ここで答弁は要りませんが、後ほど提出をお願いしたい。

それから、教職員の健康診断、100%だということで、胸を張られておりますが、これは教職員の定期健康診断と合わせて、人間ドックを合わせたら100%だということなんですが、定期検診については実際何%であったのか、人間ドックの件数、それはダブる人とダブらない人があると思うんですが、そこら辺、きょうの段階でわからないのであれば、これもあわせて後ほどいただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 図書購入のリクエスト件数ですけれども、1,492件でございます。

それから、詳細なこういう数字、ご希望の場合は通告しておいていただけたら、すぐ用意やっておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

昨年度の教職員の定期健康診断の受診率につきましては、小学校では86%、中学校教員が79%でございました。

○吉本議長 保健推進課長。

○広岡保健推進課長 尾和議員、再々質疑で、資料とおっしゃっていましたが、今持っておりますので、お答えさせていただきます。

予防費の中のセット検診についてですけれども、問診とかを業者にやらしてもらおうとしていたところ、非常に高い金額を言われてきたので、うちの職員が対応させていただいて、その金額を半分以下にしたり、あと、郵送等、金額が高かったのも、それをも自前でやったりして、金額を下げております。

乳がんについても、同じく検査料を高く言われてきたのを職員が相手と交渉して金額を下げているということです。例えば、乳がんにしましては、具体的に言いますと、検査料8,424円やったやつを7,340円とかいう形で下げております。

以上です。

○吉本議長 市民課長。

○大島市民課長 尾和議員の再々質疑について、お答えいたします。

平成27年度交付決定額2,731万6,000円、平成28年度交付決定額435万5,000円となっております。

補助金に関しましては、全て国庫補助金となっております。

負担金として、地方公共団体情報システム機構への支払い額につきましては、平成27年度1,478万6,000円、平成28年度につきましては817万4,200円となっております。

平成27年度から平成28年度への繰越額とありますので、補助金額と支出額は一致しておりません。

枚数につきましてはですが、平成28年度の交付枚数784枚、平成29年度の交付枚数が、1年間で639枚となっております。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑の中で、資料の提供ということでございましたけども、議長を通じて資料請求がございましたら提出させていただきます。

○吉本議長 続きまして、議案第38号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第38号について質疑を行います。

保険給付費2億円余り減額になっていると。この数字を見る限り、ある意味、よく頑張っておられるのか、それとも受診者が少なくなっていて、健康が維持されているのかという判断になるんですが、これ能動的に減ってきているのか、自然減なのか、そこら辺がよく理解できないところでありますが、これについて、岩出市ではどういう見解を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 通告に従いまして、尾和議員の質疑にお答えいたします。

保険給付費2億113万3,000円の減額の要因は何かについてですが、国保被保険者の減少や高額な調剤の薬価が改定された影響などにより、保険給付費が当初の見込みより伸びなかったことによるものと考えております。

具体的には、平成28年度、薬価改定の影響で、平成28年度下半期から医療費の伸びは落ちついていきましたが、当初予算時、保険給付費算定に用いる過去の実績は、医療費が高額であった平成28年度上半期までを用いていたこと、また、一般被保険者数はマイナスを見込み、年間平均1万3,204人と見込んでおりましたが、平成29年度の一般被保険者の平均人数の実績は1万2,813人と、見込みよりもさらに減少したことなどが減額の要因と考えております。

能動的か自然減かということですが、今回の減につきましては、薬価改定の影響であるとか、被保険者が見込みよりも減少してきたことが主な要因となっております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきましたが、伸びなかったという表現は、私はちょっと理屈に合わないのちゃうかなと。保険給付が減少することはいいことであって、逆に言えば、それだけ市民の皆さんが健康で暮らしたという裏返しになろうと思うんですよね。予算がありますけども、実際上は、その保険を使わなくてもよかったとい

うことでありますから、反面、ある程度、評価をしてあげるということが、そういう視点で保険給付については見るべきではないかということを考えておりますが、それについて、何かお考えがあればお聞かせください。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

予算に対して伸びなかったとお答えしたわけですが、医療費が減額になるのは、市にとりましても、とてもいいことだと考えております。ただ、1人当たりの医療費を見ますと、伸びている傾向にもありますし、医療費が高額になる前期高齢者の人数というのは増加傾向にありますので、今後もいろんな取り組み、保健事業ですね、取り組んでいながら医療費の抑制とか、疾病の予防と重症化予防に努めてまいります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第39号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第39号について質疑を行います。

今回の保険給付並びに地域支援事業等について減額になっているんですが、もちろんこの保険制度そのものの目的というのは、やはり在宅でのケアですね、こちら辺が非常に重要になってくると思っております。施設に入ることによって、給付費というのは伸びるわけで、そういう意味では、在宅介護ができる状況になれば、そういうことが求められると思うんですけども、そういう意味で、どのような理由が存在をしているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 通告に従い、尾和議員のご質疑にお答えいたします。

保険給付費、地域支援事業費等で減額になっているが、その理由は何かにつきましては、保険給付費の減額につきましては、幾つかの介護サービスが予算で見込んでいたより実績が低かったため減額としていますが、主なものとしまして、施設サービス費の減額では、介護保険制度のサービスに該当しない有料老人ホーム等の民間施設がふえてきたことが要因と考えられます。

次に、地域支援事業費の減額につきましても、予算で見込んでいたよりも伸びな

かったことによるものですが、その中でも、４款１項１目１３節介護予防生活支援サービス事業費につきましては、新たに創設した介護予防日常生活支援総合サービスのうち、短期間で集中的にリハビリを行い、生活機能向上をさせることを目的としたサービスである短期集中予防サービスの対象者がなかったことによるものです。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 １点だけ、今、有料施設が岩出市において増加をしているということなんですが、介護認定されて、老人施設あるいはサービス施設、こちら辺の施設に入った場合、介護認定の度合いに応じて保険給付がされると思うんですが、有料施設が増加をしたから、介護保険料はそこで減少したということは、ちょっと理解できないんですけども、それはどのようなロジックで理解をしていけばいいのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

有料老人ホームは、建物が高齢者の専門の施設となりますが、内容的には、在宅サービスと同等という形になります。実際に、おひとり暮らしの不安な方が、常時誰かがいる賃貸アパートに移られたというような部分もありますが、その中で介護のサービスを利用されるということで、施設サービスが減とはなっておりますが、反面、居宅で利用するサービスとして、居宅介護サービス費が増となっている現状でございます。

失礼します。先ほどの回答の中で有料サービスと言ったようなんですが、有料老人ホームのサービスということで訂正させていただきます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、訂正されたようですが、私が第１回のときに答弁されたのは、有料施設が増大したからという理由で、この地域支援事業費が減少したというお話であつたんでお聞きしたんですけども、介護認定要支援１・２、介護１から５、この認定制度そのものについての要因による減額では、私はないんじゃないかなと思ったんで、有料施設がふえたから介護保険料の持ち出しが少なくなったというのには結びつかないんじゃないかなということで疑問を感じたんで、その点をお聞きしたわ

けであります。

いずれにしても、ケアマネジャー等の間で、介護程度を認定して判定をしたと。それによって料金が決まっておるわけですから、そういうサービス、老人ホームあるいはそういう施設に入ったところで、必要な支援金、介護からの持ち出しというのは同じであるのが普通ではないかなという認識を持っていたので、その点、再度ご答弁あればいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 施設サービスが減額と説明させていただきましたが、その反面、在宅で受ける、居宅で利用するサービスは増となっております。ですので、サービス費が下がったわけではなく、サービスの利用の種類が変わったという状況でございます。

○吉本議長 続きまして、議案第41号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第41号について質疑を行います。

この条例に該当する岩出市の事業所について、何件あるのか。あるのかないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

危機管理室長。

○辻危機管理室長 尾和議員のご質疑の条例に該当する事業所はあるのかについてお答えいたします。

5社程度あるものと考えております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁の5社程度という表現なんですが、もともとこの条例においては、事業者が岩出市に申請をして、それで件数を把握するのか、それとも岩出市のほうから、こういう事業所はこれに該当するよということで、その条例を施行していくのか、そこら辺について、今の話では5社程度ということで曖昧な答弁なんですけども、その取り組みの仕方、条例制定における事業所、これについて再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

危機管理室長。

○辻危機管理室長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、この条例ですけれども、用途と基準を定めるというふうな形になっています。用途のほうは、工場、作業所または倉庫、規模は国土交通省令の基準を参酌しまして、延べ面積が1万平方以上のものがございます。

こちらの法律ですけれども、努力義務というふうな形になっておりますので、事業主の申し出によって、初めて義務が発生するというような形になってございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第42号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第42号について質疑を行います。

平成30年度補正予算についてですが、派遣職員給与等の交付金、これについては、どこに派遣し、その職員数はどうなのか。

それから、総務費の全国健康福祉祭超勤手当の根拠、どのような形で積み上げをして、この超勤手当を計上したのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、在宅育児支援事業の内容について。

それから、土木費の工事請負に関して、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の1点目、派遣職員給与等交付金についてでございますが、和歌山県後期高齢者医療広域連合に1名、和歌山地方税回収機構に1名、岩出市シルバー人材センターに1名、和歌山県に1名、計4名となっております。

○吉本議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員ご質疑の2点目、全国健康福祉祭超勤手当の内訳について、お答えいたします。

超過勤務手当182万5,000円の内訳については、本年度、市長公室にねんりんピック推進室が設置されたことに伴い、担当職員1名分49万円、本内訳としましては、年間超勤予定日数144日、1日2時間に超勤単価を乗じて算出しております。

また、本年度開催を予定していますねんりんピックリハーサル大会のペタンク競技おもてなし会場運営等の従事職員60人分の10時間で133万5,000円を計上しております。その内訳としては、全庁体制の協力のもと開催するものであり、当日、協力していただける職員は不明であることから、超勤対象者235人の平均を算出してお

ります。

以上です。

○吉本議長 子育て支援課長。

○佐谷子育て支援課長 通告に従いまして、尾和議員ご質疑の３点目についてお答えいたします。

少子化対策として、ゼロ歳児を在宅で育てる子育て世帯の負担を軽減することを目的に、当年度から和歌山県が実施する和歌山県在宅育児支援事業を当市が事業受託し、実施するものです。

以上です。

○吉本議長 土木課長。

○山本土木課長 尾和議員の４点目の質疑であります。土木費、工事請負についてですが、市営住宅川尻団地受水槽老朽化による新設工事であります。この団地は、昭和48年に建設され、築44年が経過、受水槽が老朽化し、水に濁りが発生し、住民の生活に支障を来すため新設するものでございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 工事請負の関係で、川尻市営住宅のことを言われたんですが、今のお話で聞くと、受水槽、この部分だけなのか、それとも全体的なメンテを含めて改修されるのか、ここら辺について、再度お聞きをしたいと思います。

それから、派遣職員の給与のところ、４名ということですが、那賀病院に派遣しているのは、この数字の中に入らないのでしょうか。これは別枠なのか、ここら辺について、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

那賀病院の派遣ということですが、現在、派遣はしてございません。

○吉本議長 土木課長。

○山本土木課長 工事請負の再質疑についてですが、今回の工事は受水槽のみの工事となります。地上式パネルタンク設置に伴う基礎工事及び配管工事になります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第47号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 動産の取得のところで、今回、防火・防災の能力向上ということで、どのように工事をするのか、どの点が見込まれるのかということと、それから、消防車とあわせて、ここには書いてないんですが、トン数ですね、それから、どこに配置をするのか、わかっておればご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

危機管理室長。

○辻危機管理室長 尾和議員のご質疑の能力向上と配備先についてお答えします。

能力向上は、車両の老朽化改善による機能向上が図れると考えております。また、配備先は、第3機動隊と第4分団第6部に貸与するようになっております。

車両のほうですが、機動隊のほうが真空ポンプ車になります。トン数は、ちょっと今手元に資料ございません。申しわけございません。もう1台が可搬式で、軽自動車にポンプを載せるというふうな形になります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 軽自動車の場合は、これは問題がないと思うんですけども、もう1車のほうのトン数はわからないということで、運転免許法が改正されて、もし仮に3.5トン以上のものであれば、中型免許の取得者が乗らないと道路交通法違反になるという点がありますので、トン数の把握をされていないという理解でよろしいのかなと思うんですけど、そこら辺、再度お聞きをしたいと思います。

それから、岩出市における防火の点で言えば、非常にマンション関係、高層のマンションが十幾つ現存しております。現在的那賀消防におけるはしご車等について、現在の高層住宅の消火に寄与するのかなと、多少疑問を持っているんですけども、そこら辺の対応については、十分だという認識があるのかどうか、関連してですが、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

危機管理室長。

○辻危機管理室長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、トン数ですけども、3.5トンは超えております。それは把握しております。その件について、機動隊の車両になってきますので、機動隊のほうには、先ほどおっしゃっていただいた道路交通法の改正の件は、通知して、中で周知しております。現在は対象となる機動隊員、消防団員は、その機動隊の中にはおりません。

2点目の高所の消火のほうになります。こちら、一応うち消防団のほうは、那賀消防組合をある程度補完するというか、火事現場のあと処理とか、安全確保とか、そういうふうな形のものがメインとなってきましたので、直接的な消火活動の訓練も行っておりますが、本職である那賀消防組合さんのサポートというふうな立ち位置で考えてございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。購入される車両については3.5トン以上であるということになりますと、その6分団ですか、そのところに運転可能な団員が現存しているのかと、購入しても運転できなかつたら意味ないわけで、その運転する免許の取得者がいない場合とある場合と、あればもちろんそれで問題ないんですが、なかった場合のその講習なり、免許の更新をグレードアップしないと、それが乗れないわけで、それに対する対応をきちっとやっておかねばならないと思うんですが、その点について再度お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

危機管理室長。

○辻危機管理室長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

今現在のところ、全ての団員さんのほうは、車両のほう、運転できるのか。ちょっと悲しい話ですけども、それほど若い団員さんがいてないというふうな形で、今現在は免許の上は問題ないものと考えてございます。

しかし、議員指摘のように、今後、若い団員で3.5トン以上の車両を運転できない人に対しての検討していかなきゃいけないなということを考えておりますが、今現在、3.5トン未満の同じ真空ポンプ車のほうの開発等々も進んでおりますので、そちらのほうの導入もあわせて検討してまいりたいと思います。

○吉本議長 続きまして、議案第48号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第48号について質疑をさせていただきます。

今回のプールの新設についてですが、その内容についてお聞きをしたいんですが、プール工事の内容について、今回の設計等の中に管理棟、これはどのようになっているのか。

それから、使用、許容人員、使用できる、プールに入る人員というのはどのような定員になるのか。

それから、あの場所にプールを設置しますと、駐車場の整備は狭隘になって、駐車場が狭いのではないかなど。十分な対応できるのかなという疑問がありますので、その点についてお聞きをしたい。

それから、周辺住民の事前了解、やはり夏場になりますと、プールに来られる方の児童から始まって大人方、余り大きな声でしゃべらないと思うんですが、周辺住民の、声が騒音になるという、聞き取りようによっては、そういう事態も起こり得ますので、そういうような準備、周到な事前了解についてはどのようにされるのか。

それから、閑散期、プールを使用しないときに、給水対策を含むということですが、ここら辺については、この予算の5億何ぼの中に入っているのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従いお答えいたします。

プール事業の内容について、1点目、管理棟はどうなるのかについてですが、事務室、トレーニングルーム及びラウンジ等を予定しております。

2点目、許容人員、定員はどうかについてですが、基本的に、プールには定員はございません。

3点目、駐車場の整備は十分かどうかにつきまして、新プールの敷地内に駐車場及び駐輪場を整備する予定としております。

4点目、周辺住民の事前了解はどうかについてですが、周辺の自治会の皆様方に事業概要について説明しておりますが、特に反対等はございませんでした。

5点目、給水対策を含むはどうか。屋外浄化型プールとして建設しております。災害時には貯留している水をろ過し、飲料水として、災害対策機能を果たすようにしております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 管理棟のところで、その範疇なんだろうと思うんですが、管理棟の中で、特にプール関係で言えば、救護室とか医務室、これも十分設置をしておく必要があると言われております。放送設備はもちろんあると思うんですが、そこら辺の救命具、ここら辺についても監視室、それは設けられると思うんですが、医務室、救護室、ここら辺についてどのようなお考えを持っておられるのか、お聞きをしたい。

それから、使用者数については、規模がないんだということではありますが、無制

限というわけにもいかないと思うんですね。岩出市で東西のプールが閉鎖をされたら、1カ所しかなくなるわけですから、規模的には、やはり多くなるという可能性があるので、監視できる範囲というか、人員というのは限られておると思いますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 質問時間30分が経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

質疑の途中ですが、答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 再質疑につきましてお答えいたします。

1つ目、救急救命用具等、医務室等があるかということなんですけれども、事務所の中に設置してまいりたいと考えております。

もう1つ、プールの定員についてですが、プールの運営に当たり、定員についての規定はありません。

なお、平成19年5月28日付厚生労働省健康保険局長通知によれば、遊泳用プール維持管理基準によれば、利用者数はプール設備に見合ったものとし、施設内の衛生が損なわれるおそれがある場合は、利用者数の制限等必要な措置をとることとされております。また、プール入場状況を見ながら判断する場合で考えたいと考えております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第33号から議案第48号までの議案16件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第48号までの議案16件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月25日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月25日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時36分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 6 月 2 5 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成30年6月25日

|       |         |                                                                 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                                                 |
| 日程第1  | 議案第33号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例等の一部改正)                             |
| 日程第2  | 議案第34号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市都市計画税条例の一部改正)                          |
| 日程第3  | 議案第35号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置<br>に関する条例の一部改正) |
| 日程第4  | 議案第36号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)                        |
| 日程第5  | 議案第37号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成29年度岩出市一般会計補正予算第6号)                     |
| 日程第6  | 議案第38号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4<br>号)           |
| 日程第7  | 議案第39号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)                 |
| 日程第8  | 議案第40号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号)                |
| 日程第9  | 議案第41号  | 岩出市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模<br>の基準に関する条例の制定について                  |
| 日程第10 | 議案第42号  | 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第1号）                                          |
| 日程第11 | 議案第43号  | 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）                                      |
| 日程第12 | 議案第44号  | 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）                                     |
| 日程第13 | 議案第45号  | 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）                                        |
| 日程第14 | 議案第46号  | 市道路線の認定について                                                     |
| 日程第15 | 議案第47号  | 動産の取得について                                                       |
| 日程第16 | 議案第48号  | 岩出市民プール新築工事請負契約について                                             |
| 日程第17 | 委員会     | の閉会中の継続調査申出について                                                 |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

会議に入る前に先立ち、去る 6 月 18 日に大阪府北部で発生した地震に対する災害でお亡くなりになられた方々とそのご遺族に対し、衷心より追悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興をお祈りいたします。

つきましては、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。議場内の皆様、ご起立をお願いいたします。黙禱。

( 黙 禱 )

○吉本議長 黙禱を終わります。

皆様、ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第 33 号から議案第 48 号までの議案 16 件につきまして、各常任委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第 16 議案第 48 号 岩出市民プール新設工事請負契約について

○吉本議長 日程第 1 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第 16 議案第 48 号 岩出市民プール新設工事請負契約についての件までの議案 16 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 16 件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6 月 15 日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の外議案 10 件です。

当委員会は、6 月 19 日火曜日、午前 9 時 30 分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施しました。

また、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第6号）所管部分、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）、議案第41号 岩出市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定について、議案第42号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第44号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第45号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第46号 市道路線の認定について、議案第47号 動産の取得について、以上11議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第37号の所管部分及び議案第40号は承認、議案第41号、議案第42号の所管部分、議案第44号、議案第45号及び議案第47号は可決、議案第46号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正について）では、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅は、岩出市内で該当するものはあるのか。また、件数は。加熱式たばこは、5年間で幾らの課税をしていくのか。1億円を超える企業、120法人のうち岩出市に本社があるのは何件か。について。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正について）では、改修実演芸術公演施設とはどういうものなのか。について。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）についてでは、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関連する施設とはどのようなものか。また、岩出市から企業に対して働きかけは行っているのか。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第6号）所管部分について、質疑はありませんでした。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）についてでは、3億円の事業費減の原因は。また、今年度事業にどのような影響があるのか。水洗化助成金の減について、当初の見込み件数と実績件数は。

議案第41号 岩出市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定についてでは、申し出のない企業について、どのように対応するのか。また、大規模災害発生時、企業との連携体制はどうなっているのか。浸水想定についてどのように考えているのか。について。

議案第42号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分については、川尻の公営住宅改修の工事期間は。また、その内容について。

議案第44号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第45号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんでした。

議案第46号 市道路線の認定についてでは、宮14号線で堤防に上がっていく部分の対策は。について。

議案第47号 動産の取得についてでは、消防ポンプについて何年ぐらい使用できるのか。下取りされた車両の処分について制約はあるのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月15日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の外議案6件です。

当委員会は、6月20日水曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の付託議案について審査を行いました。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第6号）所管部分、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市介護保険特別会計補

正予算第5号)、議案第42号 平成30年度岩出市一般会計補正予算(第1号)所管部分、議案第43号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第48号 岩出市民プール新築工事請負契約について、以上7議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第36号、議案第37号の所管部分、議案第38号及び議案第39号は承認、議案第42号の所管部分、議案第43号及び議案第48号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市国民健康保険税条例の一部改正について)、質疑はありませんでした。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度岩出市一般会計補正予算第6号)所管部分については、一般廃棄物処理手数料の内容について。また、ごみ量が増加しているのか。検診委託料の単価について。また、予防接種委託料について、日本脳炎ワクチン不足はどうなっているのか。図書等購入費について減額の理由は。教職員の健康診断について、ストレスチェックは実施しているのか。また、6つの小学校を50名以上の1つの事業所として実施することはできないのか。について。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)については、保険給付費減額に係る特定医薬品の件数は。一般被保険者高額療養費の減額の要因は。について。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)では、保険給付費の減額の理由について。また、具体的な介護予防の対策は。包括支援センター管理費における臨時職員の配置状況について。特定入所者介護サービス費の対象者が減っている理由は。また、制度の周知方法は。について。

議案第42号 平成30年度岩出市一般会計補正予算(第1号)所管部分については、在宅育児支援事業給付金について何世帯を予定しているか。また、周知と手続はどのようにするのか。について。

議案第43号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんでした。

議案第48号 岩出市民プール新築工事請負契約については、契約金額のうち補助金の対象額は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長　ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第33号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件、議案第34号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）の件、議案第35号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）の件、議案第36号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件、議案第37号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市一般会計補正予算第6号）の件、議案第38号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）の件、議案第39号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）の件、議案第40号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）の件、議案第41号　岩出市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定の件、議案第42号　平成30年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の件、議案第43号　平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第44号　平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件、議案第45号　平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第46号　市道路線の認定の件、議案第47号　動産の取得の件、議案第48号　岩出市民プール新築工事請負契約の件、以上、議案16件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案16件に対する討論を終結いたします。

議案33号から議案第48号までの議案16件を一括して採決いたします。

この議案16件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第40号までの議案8件は、原案のとおり承認、議案第41号から議案第45号並びに議案第47号から議案第48号の議案7件は、原案のとおり

り可決、議案第46号は、原案のとおり認定されました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり総務建設常任委員長、厚生文教常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月27日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月27日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時45分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成30年6月27日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 一般質問

○吉本議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、4 番、福山晴美議員、11 番、上野耕志議員、13 番、奥田富代子議員、15 番、増田浩二議員、14 番、市來利恵議員、6 番、田畑昭二議員、16 番、尾和弘一議員、以上 7 名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告 1 番目、4 番、福山晴美議員、一問一答方式で質問願います。

福山晴美議員。

○福山議員 おはようございます。

4 番議席、福山晴美です。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問します。

今回は、第 32 回全国健康福祉祭和歌山大会の取り組みについてと、カラーリング競技についての 2 点です。よろしくお願いします。

まず 1 点目、第 32 回全国健康福祉祭和歌山大会の取り組みについてであります。今定例会において市長の行政報告で、岩出市ではペタンク競技の開催が決定しており、各種団体の協力のもと、6 月 4 日にねんりんピック紀の国わかやま 2019 岩出市実行委員会を設立し、万全な準備と円滑な大会運営を進めてまいりますと、行政報告がありましたので、今回一般質問を行いたいと思います。

平成 31 年 11 月 9 日から 12 日にかけて、第 32 回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま 2019）が開催され、本市ではペタンク競技が開催されます。この大会は、全国から和歌山県へ延べ約 40 万人の高齢者の方々が、選手あるいは役員、また観客として、各種スポーツ競技や文化交流大会に出席していただく大規模な大会として開催されると聞いております。

そこで 1 点目、全国健康福祉祭について、どのようにお考えなのかお聞きします。

次に、2 点目として、本大会まで約 1 年半となっており、6 月 4 日にはねんりんピック紀の国わかやま 2019 岩出市実行委員会を設立したとのことですが、市として

どのような体制で、どのような取り組みをされてきているのか、お聞きします。

次に、3点目として、他県で開催された状況から見ますと、全国規模で行われる国体等と同じように、大会を盛り上げるための歓迎イベントや選手、関係者、観客に対してのおもてなしなど、積極的に行われていることをよく聞きます。このような状況の中、本市では、どのような運営を想定しているのか、現時点で結構ですのでお答えください。

次に、4点目として、岩出市長期総合計画では、元気で健康なまちづくりを基本方針として、さまざまな施策に取り組んでおられます。この全国健康福祉祭は、スポーツ、囲碁、将棋、健康マージャン、俳句などの総合的な祭典であり、1人でも多くの高齢者の皆様に参画していただき、意味のあるものにしていただきたいと思いますので、今後どのようにして、その機運を高めていこうとしているのか、現時点で結構ですのでお答えください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

福山議員の第32回全国健康福祉祭和歌山大会の取り組みについて、お答えをいたします。

第32回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま2019）は、スポーツや文化活動に高齢者みずからが躍動し、歓喜することを通じて、健康長寿を実感し、スポーツや文化活動の楽しさを精いっぱい味わえる大会となること、そして、地域や世代を超えたきずなを深め、和歌山に来てよかったと思ってもらえる大会となることを目指し取り組んでいるところであり、また、当市においても円滑な大会運営となるよう6月4日にねんりんピック紀の国わかやま2019岩出市実行委員会を設立し、準備を進めているところであります。

この大会を開催することにより、全国の高齢者の方々との交流を深めるとともに、高齢者がいつまでも健康で社会参加できる環境づくりを推進していくための大きな契機となるもので、大変意義深い大会であると考えております。

なお、詳細については市長公室長から答弁させます。

○吉本議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 おはようございます。

福山議員の第32回全国健康福祉祭和歌山大会の取り組みについて、お答えいたします。



1 点目の全国健康福祉祭ねんりんピックについてであります。全国健康福祉祭につきまして、60歳以上の高齢者を中心としたスポーツや文化種目の交流大会を初め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、触れ合いと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的に、厚生労働省が主催する全国イベントであり、昭和63年第1回大会が兵庫県で開催されて以来、毎年、都道府県持ち回りで開催されております。

また、この大会は、国体と同様、全国から大勢の方が来県されることが見込まれておりますので、市民一丸となった笑顔のおもてなしを充実させ、全国からお越しいただく皆様が楽しく参加できるよう体制を整えてまいります。

次に、2点目、これまでの市の取り組みについてであります。組織としては、本年度、市長公室内にねんりんピック推進室を設置し、6月4日には市長を会長として、スポーツ関係者、福祉・市民団体関係者、経済・観光関係者、医療関係者など36名の参画を得て、ねんりんピック紀の国わかやま2019岩出市実行委員会を設立、また、今後、運営委員会等の設置を行うなど、円滑な大会運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度開催県である富山県へ職員を派遣し、競技会場や運営方法並びに今後の課題等について、先催市実行委員会で聞き取り調査や情報収集を行い、選手・観客の利便性、安全面等に配慮した開催となるよう検討してまいります。

次に、3点目、どのような運営を想定しているのかについてであります。ねんりんピックは、競技だけではなく、より多くの方に楽しんでいただけるよう、健康推進コーナー、おもてなしコーナー、観光案内コーナーなど、それぞれのブースを設置したいと考えております。

また、会場が根来若もの広場であることから、道の駅ねごろ歴史の丘、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）、ねごろ歴史資料館等、岩出市のPRを行い、来場者の満足度向上とともに、岩出市の魅力発信の場としての活用も検討してまいりたいと考えております。

なお、リハーサル大会を本年11月10日、同場所での開催を予定しております。

次に、4点目、今後どのようにして機運を高めていこうとしているのかについてであります。ねんりんピック紀の国わかやま2019は、「あふれる情熱 はじける笑顔」をテーマとして、県下21市町で27種目のスポーツ競技や文化交流大会が開催されますので、多くの方に参加していただけるよう、また県内でどのような競技が

行われるのかを市広報、市ウェブサイトやさまざまな機会を通じて、積極的なPRに努めるとともに、県等との連携を密にして、大会開催に向けた機運の醸成を図ってまいります。

いずれにいたしましても、本大会の開催は、岩出市の魅力をアピールする絶好の機会でもあり、また、元気な高齢者が活躍する生涯現役社会の実現、長寿社会の延伸の機運を高める大会になるよう努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

○吉本議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 本大会については、平成31年11月9日から12日までの4日間、またリハーサル大会を本年11月10日に開催することですが、予定している両大会の開催規模及びリハーサル大会をどのように考えているのか、お聞きします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 福山議員の再質問についてお答えいたします。

競技者数ですが、現時点で、本大会は288人、72チーム、リハーサル大会は192人、64チームとなっております。また、本大会のペタंक競技が、平成31年11月10日と11日に根来若もの広場で開催されることから、リハーサル大会も同じ時期、同じ場所での開催により、ハード・ソフト両面から課題や問題点の洗い出しができるものと考えております。

いずれにいたしましても、全国からお越しいただく皆様が楽しく参加できるよう、市挙げての取り組みにより、万全な準備と円滑な大会運営に努めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、福山晴美議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福山晴美議員。

○福山議員 2点目に、カローリング競技について質問いたします。

先日、私たち厚生文教常任委員会で、行政視察をして、広島県呉市に行ってみました。呉市では、健康寿命の延伸を目的とした事業として、減塩生活に向けた取り組みを行ってございました。呉市は、生活習慣病の主な疾患である、がん、心疾

患、脳血管疾患による死亡率が全国平均よりも高い地域で、市民の皆さんの健康寿命を延ばしたい、その実現に向けた市の重点事業の1つとして、高血圧の要因でもある塩の過剰摂取に着目した健康づくりを開始したとありました。

本当に減塩も大切なことなんですが、健康寿命を伸ばすための取り組みというのはいろいろあって、先日、テレビでも見たのですが、人と人とのつながりが、その中でもとても大事であって、円滑なコミュニケーションと適度な運動が重要な役割を果たすであろうと言っておりました。

そこで、今回は適度な運動という視点に立って、カロリーング競技について質問したいと思います。

カロリーングという名称については、初めて聞かれる方も多いと思いますが、カロリーングとは、簡単に言いますと、氷の上で行うカーリングを室内で行う競技であります。カーリングについては、平昌オリンピックで日本選手が史上初の銅メダルに輝くなど、大活躍したことは記憶に新しいことではありますが、カーリング競技での大活躍が、カロリーング競技の人気に拍車をかけたとも言われております。

カロリーング競技とは、1993年考案された競技で、名前の由来は軽やかにローリングということから命名されたもので、高齢者はもとより障害のある方、小さいお子さんまで、年齢、性別、体力など関係なく、誰もが一緒に楽しめるスポーツとして、今広がってきております

2015年に開催された紀の国わかやま国体においては、デモンストレーションの競技として披露され、ことしのねんりんピック富山2018では、初めての競技として取り入れられております。

私は、いつも高齢者の集まりに参加しているんですが、そのときにちょっと初めて教えていただきました。その人たちの話によると、私たちみたいに年をとって、腰が痛かったり、膝が痛かったら、無理なスポーツがでけへんねんけど、体動かすことがすごく大事やということだけはわかっていると。でも、これはそういう人たちでもスポーツできる。年をとって、あちこち痛くなっても、思うように体が動かなくなってもこれはできると、力強く話してくれて、それにグループですから、みんなと一緒に頑張れる、コミュニケーションがとれる、だから楽しいという話とテーブルの上で教えてくれました。

カロリーングという競技の特徴から、世代を超えて楽しめるスポーツであると思うんですが、少子化、高齢化、地域のつながりが希薄化する中、健康づくり、地域間、世代間のコミュニケーションづくりとして1つのツールになるものと思いま

す。

そこで、まずお聞きしたいのは、和歌山県内、岩出市内におけるカローリング競技の実態はどうか。また、岩出市の認識についてお聞きいたします。

2点目の質問として、今後、岩出市としてカローリング競技について研究していただき、市民の方々の健康づくり、コミュニケーションづくりに役立てていただきたいと思います。市としてのお考えをお聞きします。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 カローリング競技についてのご質問にお答えいたします。

1点目、県内における状況と岩出市の認識についてであります。議員ご指摘のとおり、紀の国わかやま国体におきまして、デモンストレーションスポーツということで海南市の総合体育館で開催されておきまして、本年度のねんりんピック富山2018では、富山県カローリング協会により、富山県入善町で初の開催種目として実施されます。

和歌山県の状況についてですが、県の協会は設置されていないようですが、海南市のように市町村単位で協会を設置しているところもございます。和歌山県では、社団法人和歌山県体育協会により、高齢者がそれぞれの健康状態や身体能力、スポーツ事情に応じて、体を動かしたり、運動やスポーツを楽しんだりできる環境を整備することを目的に、高齢者の運動、スポーツ活動への参加機会の創出をテーマに、元気アップ！カローリング教室を実施してございます。

また、橋本市や田辺市ではスポーツ教室として開催、新宮市では中学校の育友会主催で教室が開催されるなど、競技人口もふえている状況と聞いております。

本市におきましては、高齢者を中心としたニュースポーツとして、これまでもその時々流行した、例えば、ゲートボール、ウォーキング、あるいはペタンクなどを推奨してきた経緯がございますが、岩出市スポーツ推進計画では、基本方針として、誰でも気軽に参加できる多様なレベルに合わせたスポーツメニューの充実やスポーツ教室の開催等を進めるとともに、いつでも、どこでも、誰もが気楽に楽しめるニュースポーツの普及に努めると定めているところでございます。

2点目の市としての今後の方向性ですが、今、お答えいたしましたように、市といたしましては、市民の皆様が誰でも気軽に参加して、健康づくりや体力増強につながるニュースポーツは、これまでも推進してまいりましたが、種目の多様化によりまして、一時期にはぱっと広がっても、なかなか長続きしない傾向も見られるこ

と、また来年度は、ねんりんピックにおいてペタンク競技を実施する予定であることから、直ちに大々的にはというわけにはまいりませんが、カローリング競技について調査研究を進めるとともに、県内や地域における広がり等にも注視してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 ありがとうございます。私も、ねんりんピックはねんりんピックで頑張ってくださいと言っている一方で、今、カローリング競技について質問することとは少し心苦しいところもあったのですが、確かにゲートボールなどは一時期にぱっと広がって、各地域にグラウンドとかもできたんですが、現在は続いているのかどうかかわらない場所もあることは確かであり、こういったスポーツというのは、その時期その時期のはやりというのものもあるのも確かだとは思いますが。

また、ねんりんピックで、ペタンク交流大会を控えて、別の競技を推奨もできないとは思いますが。でも、カローリング競技は、先ほども申し上げたように、高齢者はもとより障害のある方、小さいお子さんまで、年齢、性別、体力等に関係なく、誰もが一緒に楽しめるスポーツとして広がっておりますので、県内やほかの市町村の状況を見ていただきながら、ぜひ岩出市においても、総合体育館や総合福祉センターにおいてカローリング教室を開催するなど、市民の皆様方に興味を持っていただくような取り組みを進めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

議員ご質問の主旨、よく理解してございます。カローリング競技につきましては、現在のところ、県の協会も設置されておられません。まだまだこれからの競技であるように思います。

また、本市においても、現在どれぐらいの方が競技をされているのか、あるいはペタンク競技のように、今後、市の協会を設置して本格的な競技として発展していく可能性があるのかどうか、こういったこともまだまだ未知数な部分もございます。

また、ねんりんピックを控えてカローリング競技をPRしていくというわけにもいきませんので、先ほどお答えさせていただきましたように、県内の状況あるいは地域の動向を見ながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、福山晴美議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告2番目、11番、上野耕志議員、一問一答方式で質問願います。

上野耕志議員。

○上野議員 改めまして、おはようございます。

11番、上野耕志です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で一般質問を行います。地震対応、対策について、そして、紀泉台の湧水問題について、順次お伺いします。

最初は、地震対策、対応についてですけれども、今月6月18日に大阪府北部を震源とする地震が発生し、通学中の女子中学生、女子生徒ほか5名の方が、転倒したブロック塀あるいは家具の転倒などによって亡くなられました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された地域の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

この大阪での地震の被害を受けて、私が感じたのは、私たちの日常生活の中においても、大きな地震が発生した場合、命を奪う危険な箇所が岩出市もあるのではという観点から質問をするものです。

今回、私が通告した時点から現在まで、ブロック塀の調査については、幾分事情が異なっておりますので、現状に即して通告どおり質問させていただきますので、執行部の誠意ある答弁を求めたいと思います。それでは質問いたします。

毎日のようにテレビや新聞等で報道されている小中学校を初めとする公共施設のブロック塀が倒壊して、人の命を奪うということ、当然ながら、岩出市でも起き得ると思います。また、公共施設だけでなく、例えば、ふだん私たちが歩いたり、あるいは自転車に乗って通行している道路に面したブロック塀、あるいは最近余り見られませんが、屋根の瓦が落下する可能性のある古い木造住宅、いろんな地域に存在しているように考えられます。

私は、大阪の地震を見て、私たちが、ふだん何気なしに歩いている道路の近くにあるブロック塀、あるいは瓦、これらが地震により凶器に変わり得るということをまじまじと感じた次第であります。

今回の質問は、行政としてはできるだけこういった危険なリスクをあらかじめ把握し、危険リスクの軽減を図り、被害を最小限に抑えることが非常に大事なことで

あると考えることから、このような危険リスクに対して、どのように考えておられるのか、また、国や県からも調査の依頼が来ているように聞いております。調査の方法や調査結果、また危険箇所への対応をどのように考えているのかをお聞きいたします。

それから、地震の際の家具等の転倒防止のための補助事業を実施していると思いますが、この補助事業の啓発、周知についてどのようにしているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　上野議員の地震対策、対応について、一括してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、地震発生後、学校施設のブロック塀の倒壊により女子生徒が亡くなられたことは、私たちにとってもあってはならないことであると考えています。この事態を受けて、県から学校敷地内や通学中に被害を受ける危険箇所がないか確認していただきたいとの通知があったところでございます。

岩出市では、この通知で対象とするのが学校施設や通学路であります。災害時を想定した場合、例えば、各地区公民館や総合保健福祉センター等の公共施設を避難施設にしていることから、全ての公共施設と公共施設周辺の道路に面したブロック塀も含めて調査の対象としております。

調査に当たっては、建築基準法施行令第62条の8の規定を基準とした場合、専門家の調査が必要となることから、まずは職員の調査により、塀の高さ、厚さ、控塀の有無、傾きや亀裂等の調査を行い、危険と思われる箇所を洗い出した上で、改めて専門家の調査によりそれぞれの対応策を検討することとしております。

現在、職員による調査を行っているところであり、危険箇所を確定してはおりませんが、職員による調査の途中経過ではあります。1カ所、根来小学校の県道粉河加太線に面したブロック塀の高さが基準を超えているとの報告を受けております。

全ての調査結果が出そろった段階で、専門家の調査を待って、改修や撤去が必要な箇所については、それぞれ対応してまいります。

また、一般道に面したブロック塀や古い木造住宅の屋根等の対応については、市民からの通報があれば、所有者に対して注意喚起を行っているところでありますが、6月21日付で国土交通省から学校等の周辺にかかわらず、既存の塀の安全対策について所有者に周知し、危険性が確認された場合は、付近通行者への注意表示及び補修、撤去等が必要であることの注意喚起を行うよう指示があったところでござい

す。

また、家具等転倒防止金具等取付補助事業については、2月の岩出市・区自治会長会議を初め、市広報、ウェブサイトへの掲載、また、市政懇談会においてもPRする予定としております。

家具固定は、市民の命を守る手段の1つでありますので、その重要性を理解していただき、活用していただくよう、引き続き周知、啓発に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 ありがとうございました。

毎日、テレビ等を見ておられますと、ブロック塀の件が連日のように報道され、また、国からの指導のあり方もどんどん変わってきているように思っています。6月21日付で、いわゆる民間の所有するブロック塀についても危険なものについては、改修、撤去を求めるような内容になってきております。

市行政も限られた職員数の中で、大変なことだと思いますけれども、目的は、地震が発生した場合、できるだけ被害を少なくする、また、市民の命を守ることが最重要であろうと思っています。ですから、今回の作業はなかなか時間のかかる作業であると思いますが、危機管理として、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

特に通学路のブロック塀については、岩出市の補助金も交付していると思いますが、これまでこの補助金はどれぐらい活用されてきたのか。また、国のほうでも補助金を考えていると聞いていますが、例えば、岩出市の補助金を増額することになるのか、どのように考えているのかをお聞きいたします。

また、私もこの数日間、岩出市全域を車でですが、回って、現状を見てきました。もちろん全ての道路を見て回ったわけではないんですが、民間の一般住宅のブロック塀で、通学路を含め、一般道に面した塀で、震度5以上の揺れで倒壊しそうなブロック塀が、地域を問わず、何カ所もあるように感じております。

大阪の地震で、ブロック塀の倒壊により女子生徒が犠牲になった後、和歌山県のほうでもブロック塀に関しては、建築基準法施行令の62条の8の法令に関係なく、検証していく方針で、少し厳しくなるように聞いております。高さの基準は、平均地盤面となっているもの、CB塀（コンクリートブロック塀）に関しては、最も低い道路の点から計測となりそうです。検討中とのことでした。

私は、余りこれは好ましくないなと思っております。今現在、周囲を回っており



ますと、これに沿ったブロック塀の法的な基準に合ったブロック塀はほとんどないように思います。検証するときはよく注意して検証していただきたいと思っております。

公共施設については、検証または撤去や改修工事についても、それほど難しいことではないと思いますが、一般住宅、民間企業の塀で、道路に面した部分で、危険なものが判明した場合、所有者に対してどのような説明をし、そして改修等、促していくのか、お聞きをいたします。

南海トラフを震源とする巨大地震はいつ発生してもおかしくない、こういうふうに言われております。きょうの新聞にも載っておりました。職員の皆さんには、市民の命を守っていくという強い気持ちを持って、今回の安全点検を、あるいはブロック塀の耐震化をよろしく願いしておきます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 上野議員の再質問で、通学路危険ブロック塀等改善事業補助金についてのご質問がございました。

この補助金ですが、撤去に要する費用に対する補助として、限度額10万円、設置に係る費用に対する補助として、限度額5万円としてございます。これまでの交付状況を年度別に申し上げますと、平成21年度、4件の34万円、平成23年度、1件の11万7,000円、平成25年度が2件で17万2,000円となっておりまして、でございます。

なお、補助額の増額ということのご質問ありましたが、これについては国の動向を見て検討するということになると考えてございますが、本補助金の活用につきましては、市政懇談会を初め市広報等におきまして、周知、啓発してまいります。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 上野議員の再質問にお答えいたします。

一般住宅、民間企業の塀で、道路に面した部分で危険なものが判明した場合の対応をどのようにするかということでございますが、外観目視による危険性が確認された場合は、付近通行者への速やかな注意表示を行うとともに、補修、撤去が必要である旨、所有者に対して注意喚起を行ってまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 市当局の検証について、ちょっと再度お伺いします。

民間の建物の中で、ブロック塀が非常に危ないというようなものをこの前から何

カ所か見受けております。とりあえず市当局のほうで調査をすると。そして、高さやとか、あるいはひび割れやとか、そういうものを見るというふうに、先ほどお答えになりました。それから、後に専門家を入れて検証したいと。その結果で判断してということなんですけれども、違法でなくても危険なもの、合法的にやっけていても危険なもの、もちろん違法であって建っているもので危ないもの、こういうものは、僕もずっと回りまして、何カ所が見つけております。

これを早急に、やはり民間のものですから、なかなか話をしにくいと思うんですけども、専門家を交えて見てもらって、そして話をしに行くことが、いつ起こるかわからんこの大地震の前に、やっぱり早急に手を打つべきだと、こういうふうに思っております。

建築基準法の、先ほど言ったように、和歌山県で考えているような考え方になると、99%の塀が全部違法になります。平均地盤面から1メートル200以上超えたブロックには、控壁、いわゆるバットレスをつけないかと。68条の2項、書いております。それはほとんどついてません。

私も道路認定で現場へ行ったときに、いつも見るんですけども、5段、6段は本当は要らないんです。20センチですから。1メートル200いかない。例えば、基礎が300上がっていて、そこへ5段積んでいると超えてくると。昔はそういうような基準ではなかったわけです。強固な基礎の上にブロックを6段までは大丈夫やと。ということは、礎石道だけの高さで判断するあれがあったんですが、基準法どおりいくと、平均地盤面から1,200を超えるものについては控壁が要ると。いわゆるバットレスをつけないかん。そうすると、近所の家、見てもらったら全部違反なんです。だから、それを違反だから危ないとかどうとかいう問題は、僕はないとは思っております。

ですから、なるべく早く専門家を交えて見ていただいて、違反でなくても、本当に危ない。私の団地の紀泉台にも2カ所あります。毎朝歩いていますからわかるんですけども、そういうのを見つけて、そして判断していただいて、早急に、一般の住宅であってでも直していただけたらなと。そのときにその補助金のお話を説明をきちんとしていただいて、早急に改修していただくと。これがやっぱり一番大事なと思います、その辺ちょっとお伺いします。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　上野議員の再々質問です。

一般住宅とか民間企業の塀ということですが、今、県から、あるいは国からの指導によりますと、先ほど総務部長がお答えしたとおりのことですが、調査につきましては、あくまでも建築基準法施行令が基準となっておりますので、我々その基準をもって調査をしているところでございますが、今、議員言われたように、昭和56年に建築基準法が改正されております。

それ以前に建てられたブロック塀というのは、いわゆる違法ということではなくて、今の位置づけでは、既存不適格と、こういう位置づけになっているということで、法的規制はないということですが、いずれにしても、我々としましては、危険なブロック塀、専門家の目で、調査の上で確認しましたら、撤去、補修ということでやっていきたいと考えてございます。

ただ、先ほども言いましたように、一般住宅や民間企業の塀の道路に面した部分というのは、今のところ補修や撤去についての補助という部分がまだ決定しておりませんので、その部分が国において確定すれば、また対応してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長　これで、上野耕志議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

上野耕志議員。

○上野議員　それでは、2番目の質問を行います。

前回、去年ですね、3月議会で質問いたしました。紀泉台の湧水問題、湧き水問題です。昨年の3月議会でもこの問題を取り上げました。市のほうで、湧き水場所である、通称紀泉台のパンダ公園、これに集水ます、あるいは排水パイプ等を設置いただきまして、そして、私も早朝、団地内をウォーキングしている関係上、その公園にも立ち寄っておりますけれども、おかげさまで、今のところ、水が上へ浮いているという状況ではありません。

1年以上過ぎた今、今の現状あるいはその1年間チェックしていただいた、1週間に1回、水量をはかっていくよということで行ってもらっていらしたので、その結果、あるいはまた今後の対応について、一言お聞かせ願いたいと思います。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　上野議員ご質問の2番目、湧水箇所の調査結果及び今後の対応はについて、お答えいたします。

平成28年11月7日に紀泉台自治会長より、山下公園、通称パンダ公園中央部から

湧水発生の連絡を受け、平成29年6月、公園内湧水対策として、暗渠排水管及び開所ますを設置し、湧水の排水を行い、公園の機能回復をいたしました。

工事施工後、週1度、職員による計測作業を行っており、調査開始以降、湧水量は1日換算して3.4トン程度の一定水量で推移しており、その量は安定しているものと考えられます。

今後の対応につきましては、恒久的に湧水の排水を行うとともに、引き続き計測作業を行い、数量についても注視してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、上野耕志議員の2番目の質問を終わります。

以上で、上野耕志議員の一般質問を終わります。

通告3番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で、児童虐待について、発達障害児童に対する支援について、認知症対策についての3点で質問させていただきます。

1番目、児童虐待について。

東京目黒区において5歳の女の子が虐待により死亡した事件は、胸が潰れるようなつらさ、無念さを感じます。何より以前住んでいた香川県では、児童相談所により虐待が確認され、一時保護を2回も行っていたその情報を転居先の児童相談所にも引き継いでいたにもかかわらず、今回の結果になってしまったというのは、余りにも残念で仕方ありません。岩出市においては、このような痛ましい事件を絶対起こしてはならないという思いで質問させていただきます。

社会的に虐待に対する感度が高くなっていることもあり、虐待通告の件数は年々ふえる一方です。平成29年度、和歌山県の児童相談所に虐待の相談や通告は1,142件寄せられたと発表されています。県では、通告を受理した場合、48時間以内に目視による安全確認が条例で義務づけられています。市での過去3年間の虐待通告や相談数はどれぐらいありますか。また、通告を受けた場合の対応はどのようにされていますか。他市から転入してきた児童への対応についても教えてください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の岩出市に転居してきた児童の虐待対応につい

て、お答えいたします。

まず、過去３年間の新規虐待通告件数は、平成27年度、51人、平成28年度、102人、平成29年度、73人です。

通告を受けた場合は、和歌山県市町村児童家庭相談マニュアルに基づき、48時間以内に子供の安全確認を行っております。

相談支援者数につきましては、平成27年度、307人、平成28年度、442人、平成29年度、556人です。

次に、他市町村から転入してきた児童への情報共有についてですが、当市では、まず転居前の市町村において、疑いを含め、児童虐待とされていたケースの対応としては、児童福祉法第25条の２に基づき、電話での概要説明や文書で通告を受けております。通告後、速やかに、岩出市要保護児童対策地域協議会における虐待ケースとして、まず担当課で受理会議を開催し、前居住地での様子などから、市としての初動対応方針を決定しております。

その後、要保護児童対策アドバイザーや児童相談所、警察、教育委員会、保健師、障害児者相談・支援センター、主任児童委員等で構成された実務者会議において、それぞれの機関での役割分担を細かく決め、支援のすき間ができないように対応しております。

また、対応に注意を要すると判断されたケースにつきましては、児童相談所が主体となって対応していただいております。児童精神科医や心理相談員等の専門職にかかわっていただくこともございます。

さらに、状況が深刻で、子供の命にかかわると判断された場合は、速やかに児童相談所に送致し、子供の保護を実施していただくこととしております。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今回の目黒区の虐待も、香川県から情報があり、家庭訪問したが保護者に拒否され、被害に遭った女の子には会えていなかったとのこと。市では安全確認に行ったが、保護者が拒否して会えないというような場合は、どのように対応されるのでしょうか。

県の児童相談所には弁護士や警察官が配置されていて、困難な事例には適切に対応していただけていると思いますが、県との連携はどのようにされていますか。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず、保護者が面会を拒否した場合の対応はどうするのかというところでございます。保護者が面会を拒否した場合、子供に保育所や学校など、家庭以外の所属がある場合は、保育所長や校長などの所属長に状況確認を依頼するか、あるいは担当職員が出向き、直接、子供の状況確認をしております。家庭以外に所属がなく、保護者が子供に会わせないといった場合は、児童福祉法に基づき、児童相談所へ通告し、対応していただいております。

現在のところ、市がアプローチした中で、保護者が面会を断ったという事例はございません。

それから、児童相談所の連携についてでございますが、児童福祉法第10条で、市町村は、児童相談所が有する専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならないとなっておりますので、必要に応じ、児童相談所へ要請をしております。

ケースごとの支援内容や経過につきましては、情報共有を欠かさず、対応のおくれ等がないように細心の注意を払っております。

また、児童相談所との実務者会議は、年間18回程度実施しており、児童相談所内での協議内容の報告もいただき、市としての今後の対応につなげております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目、発達障害児童に対する支援についてです。この質問は、3月議会に引き続いての質問になります。

新年度、新学期が始まり、3カ月がたちました。児童生徒の皆さんは、そろそろ新しいクラスにもなれてきたことでしょうか。特別支援学級に在席する人数は増加傾向にあるということで、そのため介助員を増員し、保護者や医療機関の意見を参考に、障害特性に応じた対応をしていると、3月議会でお聞きしました。

普通教室においても診断が出ているわけではないが、発達障害が疑われる児童生徒が、1学級当たり2名前後いると報告されています。通級指導教室へは、当該児童の困難さや不得意分野の克服に向け、また、対人関係がスムーズにできるようト

レーニングしています。昨年度までは、岩出第二中学校区の小学校、すなわち根来小学校と中央小学校にしかありませんでしたが、今年度からは、新たに岩出中学校区の小学校にも通級指導教室が設置されると伺いました。何小学校に設置されたのでしょうか。

また、利用状況についてもお聞きしたいと思います。未設置の小学校の児童は、設置校に通う必要が出てくるとと思いますが、保護者が送迎できない児童について、支援は行われるのでしょうか。

○吉本議長 ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 発達障害児童支援についてのご質問にお答えいたします。

通級指導教室につきましては、議員ご質問のとおり、さきの議会におきまして、中央小学校と根来小学校に開設しており、中央小学校及び根来小学校は岩出第二中学校区になることから、岩出中学校区の小学校にも平成30年度から設置する方向で準備を進めていること、さらに中学校への設置については、担当者の育成のため、教員を１年間、和歌山大学で勉強させた後、開設したい旨の答弁をさせていただいております。

今回のご質問につきましては、その後の進捗状況とあわせてお答えさせていただきます。

まず、設置している学校と利用状況につきましては、平成29年度の実績で申し上げますと、中央小学校では、もちの木教室利用者が、中央小学校から16名、山崎小学校から3名、山崎北小学校から2名の計21名、根来小学校では、根来サポートルーム利用者が、根来小学校から10名、岩出小学校から3名、上岩出小学校から5名の計18名となっております。

その後の進捗状況ですが、岩出中学校区への設置につきましては、本年４月１日に、山崎小学校におひさまサポートルームを開設し、現在3名が通級してございます。

それから、送迎支援についてでございますが、通級指導教室につきましては、自主的に通級していただいております。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 保護者に代わり送迎ができないのであれば、通わなくても適切なトレーニングが受けられるよう、各小学校に通級指導教室が設置されるべきと考えますが、

いかがでしょうか。

それと、通級指導教室の先生は発達障害の専門知識を持っておられるわけですが、通常学級の先生にも発達障害に対する認識を深め、また、対応する力を養っていただく必要があるのではないかと考えます。

診断はされてなくても、発達障害が疑われる児童生徒が各クラスに2名ほどいると発表されているわけですから、児童生徒も学級での居心地の悪さや学びにくさを感じ、学級経営される先生方もかかわり方の難しさや授業の進め方、また、他の生徒との関係のとり方等で悩まれることも多々あるのではないかと思います。

通常学級の先生方にも発達障害についての研修はどのように行われているのでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

まず、各学校に通級指導教室を設置ということですが、この設置につきましては、県教育委員会からの加配措置によるものでありますので、今後、通級が必要な児童がふえた場合、県教育委員会に対して設置要望はしてまいります。小学校を卒業すれば中学校に進学するということになりますので、市の教育委員会としましたら、次は中学校への設置を優先すべきであろうと考えているところでございます。

次に、普通学級の先生にも発達障害に対する研修というご質問ですが、これにつきましては、既に和歌山県教育センター学びの丘が実施する特別支援教育の基礎基本研修を2年間かけて全教員に実施してございます。

また、個人個人によって困り感が異なることから、紀伊コスモス支援学校のセンター的機能を活用しまして、より専門性の高い教員を派遣していただき、子供の見立てや支援の方法等について教えていただいたり、県教育委員会から委嘱された教員による巡回相談を利用したりして、通常学級での指導に生かしているところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目、認知症対策についてです。



公明党では、この４月から６月にかけて、子育て、介護、中小企業をテーマに、全国で3,000人の議員が100万人の方への訪問調査運動を行ってまいりました。私も岩出市で300人を超える方にアンケート調査をさせていただきました。

そのうち介護の分野では、介護サービスを利用されていない方へのアンケートでは、ご自身が将来介護が必要になったときに一番困ることはという設問に、自分が認知症になったときを選択される方が大変多かったです。

また、介護サービスを利用されている方やそのご家族へのアンケートでも、日常生活で困っていることの設問の選択では、認知症の人への対応というのが多く見受けられました。

政府は、2025年には高齢者の５人に１人が認知症の人とその予備軍になると見込んでいることを発表しています。もはや認知症は誰かの問題ではなく、市民一人一人にとって大変身近な私の問題と言えるでしょう。

そこで、2025年問題に対する市の取り組みをお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　奥田議員ご質問の３番目、認知症対策について、2025年問題に対する市の取り組みは。につきまして、お答えいたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年には、我が国の認知症高齢者は65歳以上の約５人に１人、約700万人に達すると予測されております。本市の2025年の65歳以上の人口の推計値は１万3,850人であることから、これに当てはめると約2,770の方が認知症になると考えられます。

国において、2025年を見据え、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新オレンジプランを策定しており、岩出市におきましても、本プランを基本とし、認知症施策を進めているところです。

本市における認知症施策につきましては、認知症予防教室や認知症高齢者を介護される家族の精神的、肉体的負担の軽減を図るための支援として、認知症家族の交流会の開催、認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守り、支える応援者をふやす認知症サポーター養成講座、認知症サポーターフォローアップ研修の実施、また、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て、早期発見・保護できるよう認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業を実施するなど、認知症予防や認知症高齢者とその家族を支援するさまざまな取り組みを行って

おります。

また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる方や認知症となった方及びその家族を訪問し、初期の段階で必要な医療や介護の導入あるいは関係機関との連絡調整や家族の支援等の充実を図っているところです。

高齢化の進展に伴い、認知症の方の増加が見込まれる中、認知症は誰もが関係する可能性のある身近なものであるため、地域全体で認知症に対する理解が進むよう認知症施策のさらなる充実に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 新オレンジプランを基本に認知症施策をさまざまに進めているということで、認知症サポーターの養成講座を開催されています。全国的には、サポーターが、ことし3月末で1,000万人を超えたと報じられています。市には認知症サポーターが何人いらっしゃるのでしょうか。今後も認知症サポーターをふやしていくことが必要と思われますが、周知・啓発についてはどのようにしていかれるのですか。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

岩出市の認知症サポーターの数は、平成30年5月末現在、1,121人であります。

周知啓発につきましては、広報等への掲載に加え、庁舎等公共施設へのポスター掲示あるいは介護予防教室参加者へのチラシ配布等、さまざまな機会を捉え、引き続き周知に努めてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 他市では、サポーターが認知症カフェを運営し、認知症の人や家族が悩みを語り合ったり、情報の交換をするなど、本人に寄り添ったサポートが好評を得ていると聞きました。市におけるサポーターの活動状況をお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員の再々質問にお答えいたします。

認知症サポーターの活動状況につきましては、当市では、現在、認知症サポーターとして組織的に活動していただく取り組みは行っておりませんが、平成29年度に

おきましては、認知症サポーター養成講座修了者を対象に、認知症フォローアップ研修を実施いたしました。この研修では、復習を兼ねた認知症の講義と認知症サポーターとして地域で活動している先進地の取り組み等を紹介し、参加者同士で認知症サポーターとして何ができるのかを話し合う機会を持ちました。

さらに、フォローアップ研修受講者の中で、認知症に関する学習やサポーターの活動を考える場として、認知症サポーターの会を実施し、現在、定期的に集まって、学習や話し合いを行っていただいているところです。

現在、サポーターとして、地域で何ができるかを参加者で意見を出し合っている段階ではありますが、参加者からは認知症の方の話を聞く傾聴ボランティアへの関心や認知症の方への対応の仕方をもっと専門的に学びたい等の意見が出てきているため、これらを踏まえつつ、岩出市の実情に合った認知症サポーターの活動が広がるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長　これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時55分)

○吉本議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員　15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、子ども議会についてと交通安全対策についての2点で一般質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、子ども議会から質問を行います。

この子ども議会については、これまでも何回か取り上げてまいりました。小学生、中学生が、議会制民主主義を体験的に理解するとともに、政治への関心を深め、岩出市の将来について考え、議会で質問や提案をすることにより、児童に社会参加への態度や意欲を養うことができるものであり、多くの自治体が同様の主旨のもとで開催がされているものです。

同時に、保護者を初め市民の皆さんに児童の議場での活動を傍聴してもらうことを通じて、市議会や行政の取り組みをより身近なものと感じてもらうことも目的の中に含めて開催されています。

毎年行われている自治体もあれば、記念事業として開催されている自治体もあります。岩出市では、平成8年8月に記念事業の一環として開催もされてきています。

この間、教育長が何人もかわられてきていますが、子ども議会の開催については、今後の検討課題だとされてきています。子ども議会開催についてどのような認識を持ち、調査や検討がされてきたのか。年次的に検討課題だとされてきたこの結果、この報告をまず最初にお聞きをしたいと思います。

2点目に、子ども議会の開催で、子供たちにとってはどのような影響を与えるメリットがあると考えておられるのか、この点については、教育長並びに中芝市長の見解を次にお聞きをしたいと思います。

3点目に、岩出市での投票率が低いことや市の行政に関心を持ってもらう観点からは大切なことだと、前回の答弁でも開催の必要性を認められてきています。他の自治体では、開催する必要や意義があると捉まえているからこそ子ども議会を開催してきているのです。岩出市がその必要性があると認識しながら実行に移せないのは、どういう理由でこの子ども議会が開催されないのか、お聞きをしたいと思います。

4点目として、これは教育長にお聞きをしたいと思います。これまでは今後の検討課題という表現を通して、子ども議会そのものを開催する意思がない対応、これがこの間の教育長の中で態度としてとられてきています。現教育長も岩出市の教育長として約1年以上が経過をしてきています。子ども議会という面では、教育長としてどのような認識や捉まえ方をしているのかも、この2点目とも関連するとは思いますが、改めて4点目としてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員の子ども議会についてのご質問の2点目について、お答えをいたします。

子ども議会とは、これまで各自治体の記念行事として開催されていましたが、1994年に政府が児童の権利に関する条約を批准したことで、本条約の第12条、意見を表明する権利を実現する機会を提供する手段として、全国の地方議会で開催され

るようになっていきます。

児童の権利に関する条約を根拠とするなら、考慮すべき点は、子供の権利として、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利の4つの権利が尊重されるべき権利であり、子ども議会を開催することが、これらの権利を保障することにはならないと考えます。

子ども議会を開催している自治体では、まちづくりや議会の仕組みなどに対する勉強の場として開催しているもので、本来の児童の権利に関する条約の実現という観点からは、かけ離れたものとなっています。

いずれにしても、行事、イベントを実施するに当たっては、目標、目的をどのように設定するかによって、その効果も違ってまいります。勉強の場として捉まえるならば、少人数で行う子ども議会という場よりも、学校教育の場においてこそ実現すべきであると考えております。

○吉本議長 教育長。

○塩崎教育長 増田議員の子ども議会についてのご質問に一括してお答えいたします。

子ども議会の開催、そもそもの主旨については、先ほど市長がお答えしたとおり、児童の権利に関する条約を実現していく上において、必ずしも実施しなければならない事業とは考えておりません。

児童の権利に関する条約については、文部科学省事務次官通知によりますと、本条約の発効により、教育関係について、特に法令等の改正は必要ないが、もとより児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行わなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、さらに一層教育の充実が図られることが肝要であるとして、その留意事項としまして、児童が人格を持った1人の人間として尊重されなければならないことについて広く理解を深めること、体罰は学校教育法第11条により禁止されているものであり、体罰禁止の徹底に一層努めること、意見を表明する権利については、児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきだが必ず反映されるということまでも求めているものではないこと、学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒等が自国の国旗・国歌の意義を理解し、それを尊重する信条と態度を育てることともに、全ての国の国旗・国歌に対して等しく敬意を表する態度を育てるなど、文部科学省としての見解が通知されています。

したがって、子ども議会の開催は、本条約を実現していくための必要条件とは考えにくく、子供たちの意見や声を聞く手段は、ほかにもいろいろな方法がある

こと、また、文部科学省事務次官通知を勘案すれば、学校教育の場において、子供たちの権利を守っていくことが最も大事なことでありと認識しておりますので、改めて子ども議会を開催することについては考えておりませんが、今後、何らかの理由により子ども議会を開催する必要性が生じた場合には、その目標、目的を明らかにした上で開催する場合もあると考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、非常に残念な答弁をいただきました。市長においては、児童の権利とはかけ離れている、このような答弁もありました。また、教育長から、必要性がある場合もあるだろうというようなことなんかも言われたんですが、この点からは、改めてお聞きをしたいと思うんですが、今、他の自治体ではこのような子ども議会、数多くのところで行われているんですね。そこでは、やっぱり市長も言われたように、子供の権利です。この部分なんかにおいては、やはりしっかりと自分たちのまちを何とかしたい、そういうような思いも、やっぱり子供の権利としてあるんですよ。

これ、八王子の子ども議会、この中で選出された子供議員、子供議員の決意表明、これを読ませていただきたいと思います。ここではこう発言されています。

皆を代表して決意を述べたいと思います。僕は、この日を待ち望んでいました。八王子中から集まった積極的な皆と出会えることを楽しみにしていたからです。みんなが議員になろうと思ったのは、さまざまな理由があると思いますが、僕は自分の住んでいるまちをよくしたい。大人になって子供ができたときに、その子供たちにとってもよいまちにしたい。つまり未来の子供たちのために、子供の僕たちが行動しなければならぬと強く思ったのでなりました。皆も八王子をよくしようという思いは一緒だと思います。そんな心をしっかりと受けとめられる場所にしたいです。

時にはお互いの意見や考えが合わず、激論になるかもしれませんが、心と心で話し合えば最良の策が得られるかもしれません。子供ならではの意見を活発に出せばよいと思います。最終的には、結論を出すのですが、このまちが10年後にもっとよいまちになるために精いっぱい努力し、話し合い、よい結果を出したいです。そのためには、きょうから始まる事前学習会でしっかりと学習しなければなりません。学習してこそ、8月31日の子ども議会が成功するはずで、学生サポーターや関係者の方々にはわからないことばかりで、教えてもらうことも多いと思いますが、よ

ろしくお願いします。

最後に、半年間をともにする未来、この半年間、皆がともに成長できるようにということと、10年後には大人になっています。そのときに子供議員を経験してよかったと思えるよう頑張っていきましょう。

子供議員代表、名前あるんですが、中学2年生。

すばらしい決意表明じゃないですか。子ども議会を開催する意義は、本当に、これ、私、八王子市では、子供たちにこんな影響を与えているんですよ。

今、全国でも多くの自治体、開催されているところ、たくさんありますよ。彦根市なんかでもそうですよ。宝塚市なんかでもそうですよ。その中で、いろんな、いっぱい、これインターネットで調べるだけでも、いろんなこと書いていますよ。

そんな中で、今の市長、児童の権利とかけ離れている。子供たちの願い、本当にかなえるつもりがあるんでしょうか。そういう点においては、こういう子供たちの意見、岩出市では、こういう子供たちの意見、どの場でこういった子供たちの意見、聞いていくお考えなんでしょうか。この点についてお聞きをしたいというふうに思います。

同時に、最初に教育長が、子ども議会の開催の必要性がある場合というような言葉も言われました。教育長として、子ども議会が開催する必要がある場合、この場合とは、どういう場合のことを想定されているのか、この点について、再度質問をしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

子供たちの勉強の場として捉まえるならば、少人数で行う子ども議会という場よりも、学校教育の場においてこそ実現すべきであると考えております。

以上です。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

ほかの自治体の状況、八王子市のお話出ておりましたが、先ほど、市長、教育長が答弁したように、児童の権利に関する条約第12条、意思表明の権利の位置づけの理解として開催しているということですが、児童の権利の1つを保障するという主旨では無理があると、こういうことでございます。

子供の権利、どういう形で保障していくのかということでございますが、岩出市

では、平成27年度におきまして、岩出市人権施策基本方針改訂版を策定しております。この中で子供の権利を守っていく方針、明確にしております。

基本方向としましては、全ての子供には、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利があることを前提に、子供をめぐるさまざまな問題に対して人権の視点で考えていくと、こういうことを基本としてございます。

それから、子供の意見を聞く機会というご質問がございましたが、これまでの取り組みといたしましては、長期総合計画を初め、各種計画書を策定する際のアンケート調査あるいは和歌山行政評価事務所によります出前講座を行ったり、中学生熟議という名称で生徒会活動を通じて、まちづくり活動やボランティア活動に取り組んでいる中学生が集いまして、熟議を行って、地域社会に参画する一義的な能力の育成を目指すと、こういうことを行っております。

また、小学生では、人間関係形成向上能力のための能力向上のための小学生リーダー研修会、こういうものも行っております。ほかにも主権者教育ということで、選挙の出前講座とか、租税教室とか、小中学生を対象としたさまざまな研修も行っているところでございます。

それから、今後、どういうことがあれば子ども議会を開催するかということですが、目標、目的が開催する必要性が生じた場合、開催することになるであろうと、このように考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この子ども議会、市当局については、到底、子ども議会については開催する意思がない、こう考えざるを得ない、そういう状況だと思うんですね。私は、やはり他の自治体からしっかりと学んでいく、こういう姿勢が岩出市にはないのかなと言わざるを得ない状況だと思うんですね。

先ほどの八王子なんかでもそうですけれども、子供たち、本当に行政の面について、先ほども言いましたけれども、将来の自分たちのまち、本当によくしていきたいんだと。ごみの問題やいじめの問題、自転車では伸び伸び走れるようなまちにするにはどうすればいいのか。エコバッグ推進、こういうような提案なんかも含めて、地球温暖化や、また駅前周辺の緑化事業とか、本当に各自治体なんかの部分については、本当に私たち議員以上のそういうような質問なんかもやっぱり出されてきています。

これはほかの自治体なんかでも、やっぱりそうなんですね。だから、そういう点



においては、子供たちにしっかりと自分たちのまちをどうしていくのかと。この部分なんかについても、やっぱり考えてさせていく、そういうことが、この岩出市でもそういう取り組みが、私は本当に必要じゃないのかなというふうに本当に思うんです。

そうでなくても、今、岩出市、国政選挙でも県議会議員選挙でもそうですけれども、各種の選挙で投票率、非常に低い。政治に関心を持っていない。そういう人たちがふえてきているんですね。そして、今度、投票、以前は20歳だったけれども、18歳にまで引き下がったと。こういう点においては、やっぱり若い人たちにも選挙に行ってもらう。そういう部分なんかも含めて、その対応が岩出市なんかでも求められていると私は思うんですね。

選挙管理委員会に少しお聞きをしたいと思うんです。岩出市、投票率、非常に低いという、こういうふうな現状、こういう現状において、このような今の小学生や中学生に政治に関心を持ってもらう、こういうことが岩出市の投票率、これが引き上がる、そういうふうにつながるのではないのかなと、私は思うところがあるんですが、選挙管理委員会として、こういう子ども議会で、政治に関心を持ってもらう、こういう事業なんかは選挙管理委員会として非常に役に立つのかどうかと。そういうふうな選挙管理委員会としての考え方なんかも少しお聞きをしたいと思います。

それと、実際には、岩出市で、子ども議会という、そのもの自身についてメリット・デメリット、こういう部分なんかも実際には本当にあるのかなという点なんかも明確に、これは再度お聞きをしたいと思うんです。

こういう子ども議会をすることによって、子供たちの役に立つのか、それとも子ども議会を開いても役に立たないというふうに考えているのか、この点、再度、教育長にもお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　再々質問にお答えいたします。

まず、先ほどから言っておりますように、児童の権利に関する条約を実現するという意味から言いますと、議員が言うほど、子ども議会の開催の必要性、認識はございません。

それから、意見を聞く場というのは、先ほどお答えしましたとおり、いろんな場において子供の意見を聞く場があるということでございます。

それから、選挙管理委員のということですけども、これは選挙管理委員会に伝えておきます。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質問についてお答えいたします。

今回、通告がございませんでしたので、選挙管理委員会の委員長の出席はしてございませんので、選挙管理委員会としての答弁は差し控えさせていただきますが、今までの投票率を上げるということで、若者への対策の取り組みについてはご紹介させていただきます。

市の選挙管理委員会としましては、和歌山県の出張県政お話講座、この事業を活発に取り組んでございます。その出張出前講座の中では模擬投票ということで、選挙に関心を持っていただくということも取り組んでございます。また、新有権者への啓発のはがきの発送ということもさせていただいておりますので、いろいろな面で若者への投票への関心を高めていただく、また、保護者、若い方ですね、保育所のお子さんをお持ちの保護者の方への投票を促すために、保育所・幼稚園児への啓発物資の配布ということ、また、成人式での市長の式事、または啓発物資の配布ということで、投票率の向上に取り組んでいるところでございます。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、安全対策について質問を行います。

まず1点目として、桜台地域の安全対策について市の見解、これをお聞きしたいと思います。

この桜台については、根来交番からの道が本線としての幹線道路となっています。この幹線道路への進入交差点部分、この部分については、植樹帯によって、下から上がってくる根来交番方面から見通しが悪く、通行車両が見えにくいという地点が、あそこは坂ですんで、いつも、これあるわけなんです。このような下から上ってくる車が見えにくいような地点、このような地点は、植樹帯の一部を見えやすくするような改善の必要性があると私は考えますが、市の対応についてお聞きをしたいと思います。

2点目は、この桜台地域、この地域全体がカーブミラーというような点では、非常に数が少ないという状況があるんじゃないか。例えば、若葉台からの道路、上がってくる道路ですね、この道路については、同じような交差点幾つもあって、三差

路幾つもあるんですが、下から上がってくる時点で、一番下のところにはついていけるけれども、あそこから2番目、3番目、4番目、同じような三差路の状況、こういうふうなところでも、ついていないというふうなところもあります。このようなカーブミラーというような点を初めとして、桜台地域全体について、どのように市として捉えているのかという点、また、今後の対応についてお聞きをしたいというふうに思います。

2点目として、堀口の交通公園の東側、今、農免道路沿いのところが、随時整備されてくる中で、この堀口の交通公園東側の三差路の南側部分についても、歩道が完成をしたということになっています。ところが、マンションの前から東側に通行する部分、この部分については、歩道そのもの自身も非常に狭いという部分とか鋭角になっている点などもあって、非常に狭くて、自主的には歩道の役割を果たしていないという状況もあります。しかも、歩道が狭くて、そして歩道そのもの自身の傾斜、これが非常にきつくて、そして通行人が転倒する、こういう事例も、この間起きてきています。

そして、こういう点では、この地点については歩道の改善というのが、これ改めて行っていく必要があるんじゃないかと。安全面を考えても、やはり改善していく必要があるんじゃないかというふうにも思います。そして、近隣の方なんかも、ここはやっぱりもうちょっと改善してほしいんだというような声なんかもたくさん寄せられています。この点について、市として改善していくというようなことなんかは考えていないのか、この点お聞きしたいと思います。

3点目は、岩出の総合体育館の東側、県道泉佐野岩出線の総合体育館の東側部分の歩道です。この付近については、この間、お医者さんなんかも、いろいろ宅地開発なんかも進んできたという状況となっています。ところが、この総合体育館の東側の部分については、歩道そのもの自身が上ったり下がったり、下がったり上がったりというふうなところが幾つもあるわけなんです。

ですから、自転車なんかで通行されている、そういう生徒さんや、また、大人の方なんかもハンドルをとられて転倒する、こういうふうな事故も起きています。私は、こういうふうな地点、波状というんですか、幾つも、それが1カ所ぐらいだったらまだしも、何カ所も何カ所もあるというふうな地点については、ハンドルをとられたり振られたりするということがないように、県に対して、平な状況の歩道となるように改善要望すべき地点ではないのかというふうに思うんです。市として、この地点についての改善対策についてはどのように考えているのか、この点をお聞

きしたいと思います。

4点目は、川尻の市営住宅、ここから北へ行った山田川沿いのところに設置されている防護柵、この白い防護柵ですね、川沿いにある。このところにおいては、この間、車が多分ぶつかったと思うんです。大きくへこんでいたり、柵そのものの自身が壊れている、こういうふうなところがございます。

以前は、このような状況になっているにもかかわらず、注意を促すような赤いコーンとかという、安全面に対策というのはなかったんですが、この間、危険を示す赤いコーンというようなものなんかは、確かに置かれるようになりました。

しかしながら、やはり壊れているようなところ、かなり危険ですので、早急な改善と修理というものが必要なんですが、市として、この地点の改修工事、この入札というような対策なんかはどのような状況になっているのか、既に入札というようなことなんかも対応されているのかどうか、市としての対応面についてお聞きをしたいというふうに思います。

最後に、岩出市の安全対策という面においては、市内全体を見渡して、岩出市も、当然毎年のように、県に対していろんな改善要望なんかも出されていると思うんですね。市内における右折信号の設置とか、また、見通しの改善、こういうものなんかも市に出されていると思います。今年度においては、岩出市として、県に対してどのような要望を出しているのか。そしてまた、県との協議の中における状況というのはどうなっているのかという点、この点を最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、交通安全対策についての1点目、桜台地域の安全対策についてお答えします。

1つ目の植樹帯によって、根来交番方面から見通しが悪く、通行車両が見えにくいとのことですが、桜台地域の幹線道路は、緑陰の確保、騒音の減衰、大気の浄化など、良好な景観形成を目的として植樹されたものであり、植樹管理は、年1回、生い茂っているところに剪定をしております。また、見通しが悪い箇所につきましては、強剪定をしております。

続いて、2つ目のカーブミラーの点では、非常に数が少ない状況とのご指摘ですが、桜台地域の幹線道路は、車道と歩道が分離され、見通しもよく、カーブミラーが必要ない交差点が多いと認識しております。また、カーブミラーの設置の考え方、今後の対応につきましては、自治会からカーブミラーの設置要望があった場合、現

地を確認し、危険と判断した場合は設置しております。

なお、設置に当たり、隣接地所有者の同意を得る必要があります。

次に、2点目、市道山西国分線の歩道設置で、堀口交通公園東の三差路、南側の歩道について、歩行者が通行しにくい狭い歩道と指摘されましたが、住宅や店舗が隣接しており、原則2メートルの歩道設置は困難であったため、現状の歩道となったものであり、現状では、これ以上の方法はありませんでした。

次に、3点目、県道泉佐野岩出線総合体育館前の東側歩道部分についてですが、県とともに現地を確認したところ、隣接する住宅や店舗への出入り口にすりつけたため、歩道に勾配ができたものと見受けられますが、隣接者の了承を得て、改善していただくよう県に要望してまいります。

次に、4点目、山田川沿いに設置されている防護柵についてですが、6月2日、事故により破損したもので、当事者に修繕するよう伝えております。

なお、応急処置として、カラーコーンを設置し、注意喚起しております。

次に、5点目、右折信号や見通しの改善など、県との協議についてですが、近年では、国道24号中黒地内のオークワ前東交差点、県道粉河加太線では、市道安上中島線との交差点、市道根来安上線との交差点、根来交差点、根来東交差点、市道山西国分線では、市道環状中島線との交差点に時差式信号や右折矢印信号を設置していただいております。

また、県道泉佐野岩出線の川尻交差点北側の中央分離帯の植栽について、視野が悪いため植栽を撤去、備前交差点では、南進右折レーンを延長していただきました。

なお、交差点改良事業では、交通量や渋滞状況により、信号機や右折矢印信号の設置も警察と協議し、検討していただいております。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 まず、桜台についてであります。今の現状から何も変わらないというような答弁だったと思うんですが、私は、本当に今の岩出市が安全対策について、本当にやっぱり議論というんですか、本当に今の現状よりも改善策をとろうというような考えが、なぜ持てないのかという点が不思議でならないんです。

特に、交番から上がってきた本線に入るところなんかは、今の話聞いていたら、景観がどうのというような、景観重視というようなふうに思えてならないんです。現実的には、真っすぐの道路じゃないんですね。下がっているんですね。下がっているところから車が上がってくるわけなんですよ。ですから、当然、例えば、しか

も下から上り坂ですんで、かなりゆっくり走ってくるというんじゃないんですね。

例えば、20メートルぐらい離れてたとしても、その20メートルも離れてたら、車というのは植樹があることによって、ほとんどやっぱり見えないんですね。私、今、バンの背の高い、座席の高い車、乗っているんですけどね。それでもやっぱり見えにくいというようなことだってあるんです。今、特に普通乗用車なり小型の普通の自動車だったら座席も低いので、さらに見えにくいという状況が、やっぱりあるんです。

そういう点においては、この交差点の南側というんですか、道の交差点の南側のほうの部分については、改めて、やっぱり市として、その危険性というのを一遍調べていただきたいというふうに私は思います。

それと、例えば、今、市としては桜台全体の部分については、カーブミラー少ないじゃないかという指摘も、私させていただいたんですが、現実的には、若葉台からの同じような三差路なんかについても、一番下側はついているけれども、下から2筋目、3筋目、4筋目というのが、やっぱりないんですね。これ以外でも、桜台の交番から上がって行って、ずっと右へ曲がって、カーブいろいろあるんですけどね。そこの池ありますわね。池の前のところなんかには、飛び出し注意という看板、こういう看板も立っているんです。でも、そこにはカーブミラーありません。

それ以外にも、実際には桜台のところで、カーブミラーの設置するようなポール、こういうポールなんかも立っているんです。でも、設置もしていながら、そこにはカーブミラーついていない、そんなところたくさんあります。しかも、真っすぐのポールで、多分、速度規制か何かの表示をするそういうポールだと思うんですね。そういうポールなんかも幾つもあるんだけれども、そこにも速度表示の看板とか、そういう部分なんかも、何カ所もそういうところあるんです。

そういう点でいうたら、一遍、再度、市として桜台全体をやっぱりもうちょっと見直していただければなというふうに思うんですが、再度、この点についてはお聞きをしたいというふうに思います。

それと、あの堀口のマンションの右側、これは工事上、どうしようもないんだというふうな形で改善する必要があると言われてました。市として、現場検証、実際には現場検証として、つくったときもそうなんですけども、実際には、本当に歩かれたのかなというふうに、私は思うんです。これは、あの狭い歩道のところに、かなりの傾斜ついてますよ。私も実際何遍通っても、私でさえ斜めにしか行けないん

です。真っすぐ歩けないんです、あそこのところ。斜めにずっと体が左のほうへ寄っていくんです、西のほうから歩いた場合。しかも、道路が鋭角につくられているんでね、その歩道が本当に狭くて、実際には、せっかくつくった歩道だけでも、利用する人、誰もありません。

矢印みたいなやつで、歩道ここで終わりですよ、右へ寄りなさいよというような表示みたいなもの出ているんですけども、実際にはそんなとこ通らんと、全部道のとこ通って、これ通行する人が大半なんです。しかも、その危険性を察して、そこ通ったら危ないという方が、わざわざその狭いところを通ったときに、斜めになって、ひょろついて歩かなきゃいけないという状況なんです。

これ、当局として、再度一遍どんな検証をしたのか、安全だというような検証はどういうところから出たのか、この説明だけお願いしたいというふうに思います。

それと、総合体育館前については、県に改善要望、これはできるだけ早急に、早く、これはお願いしたいという答弁でしたので、これは一刻も早くしていただけるよう、さらに要望を強めていただきたいと思います。

川尻の4点目のところについては、今、6月2日の日に事故が起きたという形で、修理については個人責任で行うんだというようなニュアンスだったんですが、これについては市として責任持って改修するという部分ではないんでしょうか。その辺ちょっと改めて、個人責任でこれは改修するものなのか、市として、柵の改修という部分については取り組んでいくのかという点、再度、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　増田議員の再質問にお答えします。

街路樹の伐採につきましては、地元自治会から要望があった場合、周辺の状況を勘案し、伐採が適切と判断すれば、市において伐採します。

なお、樹木等の伐採した場合は、新たな植栽は考えてございません。

続きまして、カーブミラーの設置の件につきましては、先ほど1回目の答弁でお答えしましたとおり、これにつきましても地元要望がありましたら、現地を確認し、危険と判断した場合は設置しております。

それと、歩道設置の件につきましては、この箇所は用地確保が難しく、相手さんの敷地が狭く、店舗が建っているということで、暫定的に歩道を設置してございま

す。用地の協力が得られたら拡幅、通常どおりの2メートルの幅員で設置したいんですけども、店舗が間際までであるということで、少しは協力していただいたわけなんですけども、現状が精いっぱい状況でございます。

そして、傾斜につきましては、既存の側溝、今も現在使っているんですけども、その高さと出入り口の高さを隠したために、傾斜の状態になってございます。

改善につきましては、現時点では改善する考えはございませんが、今後、歩行者や通行車両の状況、隣接する住宅、店舗の利用状況に変更があれば検討してまいります。

それから、防護柵の修理の件なんですけども、これは原因者が直すのが当たり前と思っております。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 安全対策面については、カーブミラーですね、これについては何か地域要望というのがなければ、市としては動かないんだという状況だと思いますね。しかも地元要望と。これ、車なんか通っている人なんか、地元の人ばかりが通っているんじゃないんです。だから、例えば、ここ危ないよというふうに感じた人から通報なり改善要望というものが出たら、市としては、当然、そういう改善対策というのを市独自の判断で、地元と、それはもちろんここにはつけますよと、つけたいんだという話はしなければいけないと思いますけれども、そういう形で、市の主導でカーブミラーなんかは、やはりつけていくべきではないのかなというふうに、私は思うんです。

しかも、飛び出し注意という、そんな看板まで立っているようなところもあっても、実際にはカーブミラーがついていないというような実態さえ、やっぱり先ほども言うたんですけども、そういうところなんかもやっぱりあるんです。だから、そういう点で言うと、剪定面なんかも、地元の要望があれば剪定というんか、樹木なんかも何とかするように考えますというようなことを言われたんですけども、やはりこの辺のところは、市としては、ここは見通しが悪いからこういうふうにしたらどうかというふうに、市として対応したいんですということで、市が主導で、やっぱり地元の人なんかにも改めていろんな意見なんかも聞いていただいて、その対応をとっていただければなというふうに思います。

そういう点では、今後そういう形での市として危険なところは危険だという形で、市が主導権を持って、その対応をとっていくという、そういうことは考えないのか、



あくまで地元から言うてこなんだからやらないんだというような、そういう対応なんか、その辺のところに、やっぱり私はちょっと改善、市としての対応面については変えていくべきではないのかなというふうに思うので、その点について、市の考え方、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再々質問についてお答えします。

地元要望がなくても、危険箇所については、市が率先して設置すればという件につきましては、開発協議の中で、必要と思われる箇所は、開発業者に対して設置するよう指導しております。

また、建物や土地利用の変化により見通しが悪くなった箇所などは、従来どおり要望書をいただき、現地調査を行い、危険と判断した場合、安全対策を実施しているところであり、その方針を変える考えはございません。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時45分)

再開 (13時15分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず初めに、学校及び保育所の歯科検診についてです。

生涯を通じた歯と口腔の健康、さらには全身の健康保持・増進を推進していくためには、小児期の歯科医療を推進していくことが非常に重要です。というのは、胎児期に乳歯の形成が始まり、出生後7カ月前後に乳歯が生えてきて、2歳ごろに乳歯の歯並びが完成します。その後6歳ごろから、乳歯から永久歯への交換により、正常な永久歯の歯並びが完成します。つまり小児歯科医療は、胎児期から青年、成人期までの人間の生涯の歯科疾患を左右するライフステージにおける歯科医療の中

でも最も重要な期間です。

また、成人期と異なり、保護者を初めとする子供たちを取り巻く関係者、社会環境によっても、歯科疾患への対応が左右されることがあるのも特徴です。

以前は、虫歯のある子供たちがたくさん見られましたが、最近は、保育所、幼稚園、小学校の歯科検診診断で、虫歯のない子がふえてきています。診療室でもその傾向が強く、歯髄、いわゆる歯の神経の治療や金属冠を装着する処置が大幅に減少し、充填や予防措置が中心になってきていると言われています。このことは3歳児、厚労省の歯科検診結果、調査結果や、12歳児の文科省の学校保健統計調査よりも、結果を見ると明白となっています。

しかしながら、毎年実施している、保育所、幼稚園、小学校の歯科検診後の事後処置、治療勧告を見ると、虫歯の早期の治療を勧告しても、受診していない子供も多く、治療勧告書の回収率も50%にならない場合も多いというのが実情です。

そのため、要治療の虫歯数もなかなか減少せずに、固定化されてしまう傾向が見られます。つまりほとんど虫歯のない子供と虫歯をたくさん持っている子供の二極化している傾向が見られるとあります。そのため、年々、虫歯は減少しているという面だけで、問題は解決せず、常に虫歯のある子供が、一定の割合で常に存在しているのが実情ではないでしょうか。

2012年の大阪のテレビ番組「歯科医院に行けない子ども！むし歯急増の陰に経済格差」の放映をきっかけに、大阪府の歯科保健医療協会が、府内の小学校を対象に学校歯科治療調査を実施し、健診で治療が必要とされた児童の約半数が受診をしていない。さらに、口腔崩壊の児童がいる学校が4割に上るという衝撃的な現実が明らかにされました。

この結果を受けた各地の保険医協会と同様の調査が取り組まれ、2018年4月時点で、全国21の保険医協会、医師会などで調査が行われました。その特徴などを2018年6月7日、全国保険医団体連合会が中間報告としてのまとめが発表されております。

全国の小学校で歯科検診を受けた子供たちの中で、要歯科受診と診断された子供のうち歯科未受診は52.1%に上った。実際に歯科医療機関を受診した割合は47.9%、未受診は52.1%となり、未受診の児童が過半数を超えているという結果です。

中学校では、歯科検診を受けた子供たちの中で、要歯科受診と診断された子供のうち歯科未受診は66.6%に上ったとあります。

虫歯が10本以上ある歯の根しか残っていないような未処置の歯も何本もあるなど、

そしゃくが困難な状態とした口腔崩壊の子供がいた学校は、小学校39.7%、中学校32.7%という結果が出ています。

一般社団法人日本小児科学会は、虫歯と同様に、歯を失う最も多い原因の歯周病については、全体にやや減少傾向にあるが、15歳から19歳の思春期、青年期では増加していると、このように言っています。

小児期でも、罹患率は既に35%を超えており、加齢とともに増加傾向にあるのが実情です。さらに小児期では、いつも口が開いて口呼吸をしていたり、指しゃぶりや舌癖などの口腔習癖がなかなかやめられない等の口腔機能に関する問題が顕在化してきています。

口腔機能の低下による、より口腔周囲の筋力が弱くなり、食べ物をうまく食べることができなくなる可能性もあり、小児期における正常な口腔機能の発達は、これからの大変重要な課題となっているとも言われております。

そこで、市内保育所、学校でも検診をされておりますが、その結果と特徴がどういったものなのか、お答えを願いたいと思います。

次に、検診後の歯科受診の実態です。岩出市でも、当然、再受診をしなさいという紙をもらってくると思いますが、その検診結果についての受診の実態と、その評価についてお聞きをしたいと思います。

次に、受診を促す必要性と取り組みについて、現在も取り組まれていると思われるのですが、どういった形で行われているのか、お聞きします。

次に、学校や保育所、また家庭内での虫歯予防の取り組みについてはどのような指導を行っているのか、これについてお答えを願いたいと思います。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　歯科検診について、まず学校の関係について、1点目の結果と特徴、2点目の検診後の受診実態と評価についてお答えいたします。

公立小中学校の歯科健診につきましては、保育所と同様、学校保健安全法に基づき実施することとされてございます。

1点目の結果と特徴ですが、小学校の検診結果ですが、3,148名中、虫歯のない児童が1,846名で58.6%、虫歯のある児童が1,302名、41.4%、虫歯のある児童1,302名のうち処置完了児童が529名、40.6%、未処置児童が773名で59.4%となっております。

中学校の検診結果ですが、1,534名中、虫歯のない生徒が931名、60.7%、虫歯の

ある生徒が603名で39.3%、虫歯のある生徒603名中、処置完了の生徒が187名で31.0%、未処置生徒が416名で69%となっており、虫歯以外では、顎の関節、あと歯列、かみ合わせといった部分もふえてきており、また、歯周病の原因となる歯垢、歯肉の状態では、中学校の約半数が要観察ということで、歯磨きの不足が指摘されております。

歯科医院に行って処置を完了した児童生徒は、小学校で約4割、中学校では約3割となっており、低いというふうに考えてございます。

次に、3点目の受診を促す必要性和取り組みですが、各学校では歯科検診結果のお知らせを検診終了後に全員に配付しており、また、未受診者の保護者に対して、個人懇談会を通じて再度受診するよう促してございます。加えて、保健だよりや保健委員会等でも呼びかけております。

4点目の虫歯予防の取り組みですが、虫歯に対する意識を高める取り組みとして、保健だよりの配布や虫歯予防啓発ポスターの作成を各校で行ってございます。また、歯科衛生士による歯磨き指導や希望者に対するフッ化物洗口、ブラークテクターによる歯磨き点検、歯磨き週間の実施、歯磨きソングの放送などを行っているところでございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 歯科検診についてのうち、保育所についてお答えいたします。

公立保育所の歯科検診につきましては、学校保健安全法に準じて実施することとされており、嘱託医を配置するとともに、全ての入所児に対して、年1回の歯科健診を実施しております。

平成30年度の結果につきましては、738名中144名、約19.5%が齲歯、いわゆる虫歯に罹患していると指摘を受けており、年齢が高くなるにつれて罹患者数が増加する傾向にあります。

2点目、検診後の歯科受診の実態と評価についてですが、平成28年度の受診率は43.5%、平成29年度は40.2%、平成30年度は、現在のところ144名の罹患者のうち受診は34名で、受診率は約23.6%であり、未受診者には受診を促しているところでございます。歯科検診の受診率につきましては、各年度40%程度となっており、今後も受診率向上のため、保育所においても各種取り組みを行っていきたいと考えております。

3点目、受診を促す必要性和取り組みについてですが、虫歯を放置すると、体にも害を及ぼす可能性もあることから、保護者の方には、虫歯が体に及ぼす影響などを記載した文書で通知するほか、担任保育士等より歯科医の受診を促すよう、直接

的な声かけも実施しております。

4点目、虫歯予防の取り組みについてですが、食後の一斉歯磨きやおやつを食べた後のうがいを実施しているほか、年少児以上の児童には歯磨き指導も行っております。また、児童に歯磨きについての関心を持たせるために、ポスターの掲示、制作、描画、人形を使つての歯磨き遊びなどを保育に取り入れております。保護者に対しましては、保健ニュース、保育所だより、年次だよりでの啓発を行っており、ところでございます。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 健診の結果と受診に関する答弁をいただきました。小学校、中学校、また公立の保育所に通う形での答弁をしていただいたんですが、結果を見ると、やはり治療を行わなければならないという方々が、やはり治療を行うといったパーセンテージと非常に低いというのが見られると思うんです。これは全国でもこのような状態が出ているんですが、なぜこのような結果となるのか。それに対し、多くは子供の保護者が虫歯に対して無理解、無関心なことが大きいと原因が思われるという形で、専門家も言われています。

こうした子供の虫歯を重症化させることは、いわゆるデンタルネグレクトに当たるというふうな形での警鐘を専門家が鳴らしています。デンタルネグレクトとは、親が虫歯の治療など必要な口の中のケアを子供に受けさせないこと。仕事が忙しかったり、生活に余裕がない中で、やむを得ず起きているケースもある、このように考えられています。

小学生の未受診の中で、寄せられた声ですね、事例、保護者や子供たちの事例の中で、やはり保護者が共働きで仕事を休んで通院させることができない。また、母子家庭で、費用、連れていく時間がない。子供が治療を嫌がるため、保護者が歯医者に連れていかない。乳歯なので、そのうち生えかわると考えている。また、受診しない理由の中には、経済的な理由で、乳歯だからほっておかれる家庭やネグレクト的なお家もあると、このように言われています。

中学校の未受診の生徒の中で、声として上げられているのは、小学校のときから一度も受診をしておらず、3年生では歯の根しか残っていない状況もある方がいらっしゃると思います。

最近の傾向としても、齲歯のない生徒と、1人で何本もの齲歯がある生徒の二極

化が進んでいる。1人で虫歯が10本以上ある生徒もいてる。歯科治療は痛みが伴う  
と思ひ込みが強く、治療、受診を進めても、本人が行こうとしない。部活や塾など  
の習い事により時間をつくるのが難しく、治療へ行かない生徒がいる。こうした  
ような回答があるのですが、岩出で受診をしない原因となっているのは、一体どう  
いった点なのかという点をまずお聞きをしたいと思います。

次に、虫歯予防にはフッ化物の洗口の効果というのが言われています。先ほども  
答弁の中にあっただと思いますが、虫歯予防、フッ化物の働きというのは、歯の表面  
のエナメル質に作用して、酸に溶けにくい歯質にし、虫歯を予防する。フッ化物洗  
口とは、洗口液を5ミリから10ミリと口に含み、約30秒間、ぶくぶくうがいをして  
吐き出すと、それによって虫歯を防ぐことができるというふうな形で言われていま  
す。

これを行っている学校の中で、平成26年度にフッ化物洗口を実施した施設では、  
平成27年度の虫歯のある子の率が低くなったというデータもあります。こうしたフ  
ッ化物洗口について、もっと岩出市としてもしっかりと行う、こういった考えはな  
いのかということについて、お聞きをしたいと思います。

次に、受診を促す必要性和取り組みについてお聞きしました。先ほども言ったよ  
うに、受診しない理由としては、やはり親御さんたちの意識の低さというところには  
非常に問題があつて、その意識を高めるという取り組みは非常に大切です。そう  
した点では、やはり直接保護者の方に、担任のほうからだったり、専門家の方から  
の言ってくださいという、そうしたお言葉というのは非常に大事であるんですが、  
しかし、行きたくても行けない、今やったら家庭的、経済的な理由という視点もあり  
ます。

小学生全員、埼玉県志木市というところは、卒業するまでに虫歯ゼロを目指す  
虫歯ゼロ作戦というのをやっています。これは治療を勧告して、受けた児童全員が  
治療証明書を提出することを目指しているそうです。これについて、どのような取  
組みを行っているかという、やはりしっかりと直接保護者の方に促したり、教  
育の現場の中で、やはり虫歯に対する話をしたり、また、懇談などや授業参観の後  
の懇談で、そういう話をしたりということもあります。

このような取り組みも1つ行うことができるのではないかとこのように考えます。  
それについてお答えを求めたいと思います。

最後に聞きたいのは、経済的に行けないという問題です。専門家の中にも、やは  
り保護者の関心の低さとともに、1つ、経済的な理由があつて、それで受診をさせ

ないというのが非常に大きいと。当日窓口で支払う現金がないために、受診ができないなども大きな問題となっているとあります。

岩出市では、子供に関心を持っていただけるようにと、医療費に1割自己負担をしいております。しかし、逆に、このことで受診を控える、必要であっても行けない、行かせない、行かすことができない、このような形に控えるといったことが起こっているのではないかというふうに考えます。

先ほど言った埼玉県志木市では、平成21年、子供医療費を無料化にしました。その後、虫歯の保有率というのが、以前よりも、無料化をする前から見た数字的には、保有率がすごく低下したという実績がございます。

そこで、市長に、やはり子供たちの健やかな健康、また成長を望む上でも子供の医療費の無料化というのは必要ではないかというふうに考えますので、その辺についてお答えを求めたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、学校の関係ですけど、未処置者が多いのはどのような理由があると考えているのかと、こういう質問ですが、虫歯は表に見えにくいということで、本人もよほどひどくならないと痛み等の自覚症状が出てこない。加えて、ご質問にもありましたが、乳歯は生えかわるものという認識も少なからずあると思われます。

また、虫歯の治療は長い時間を要することから、保護者の就業状況もあり、受診させることが難しいということも考えられると思います。

それから、フッ化物洗口のご質問ですが、先ほどお答えしましたように、希望者に対しては歯科衛生士による処置を行っているところでございます。

それから、歯の啓発というお話がございました。これも先ほどお答えしましたが、結果のお知らせを検診終了後に配布と同時に、また、保護者の方に対して、個人懇談会を通じて、再度受診するよう促している、あるいは保健だよりを発行して、啓発を行っているところでございます。

○吉本議長　保険年金課長。

○中井保険年金課長　市来議員の再質問のうち子供医療費を無料化すべき、この点についてお答えいたします。

子供医療費無料化については、報道等において無料であるがゆえ、過度な受診につながったり、過剰な検査、投薬が行われるケース、あるいはコンビニ受診を生む

などの問題があると言われています。市としましては、一定の財源確保、サービス利用の適正化、サービスの利用者と被利用者の公平性の確保などの観点から、適正な利用者負担が必要であると考えております。

これらのことから、小中学生の子供医療の外来については、1割負担をお願いする現行制度のまま実施してまいりたいと考えます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、受診率が悪い原因あるいは保護者への働きかけというところでございます。保育所の部分でございます。虫歯の治癒には長期間を要すること、あるいは子供が受診を嫌がりがちなこと、先ほど議員もおっしゃっていましたが、保護者の就労等により平日の受診が難しいこと、やはりそのあたりが原因と考えられます。また、乳歯から永久歯へ生えかわるため、放置しても影響がないと考えておられる保護者も見受けられることから、公立保育所としては、引き続き保護者に対して受診促進を働きかけてまいりたいと考えております。

それから、フッ化物洗口に関してでございますが、フッ化物洗口につきましては、この薬剤が劇薬に取り扱い指定されており、薬剤師等の支援が必要やというふうに聞いております。あらかじめ濃度を薄めて使用しているというふうに聞きますが、賛否両論もあると聞いておりますので、今のところ、保育所において使用する予定はございません。ほかの市町村の事例とリスクの研究等をしていく課題であると考えております。

続きまして、歯科健診の受診率の低い原因の1つに、子供医療に自己負担があるからではないかというところをご質問されております。現在、岩出市において、子供医療費助成は外来に関しては就学前が無料、小学生からは1割負担ということになっております。今のお話でありますと、現在も無料で受診できる保育所の受診率は高くなり、自己負担がある小学生は低くなるというような形になるかと思えます。ところが、保育所においても、小学校においても、受診率には顕著な差が見られない状況です。

また、県の調査によりますと、小学校における地域別の受診率の状況は、早くから無料化を実施している有田地域などと岩出市を含む那賀地域に有意な差が見られないこと、また、自己負担を残している自治体を含んでいる西牟婁地域では、那賀地域と比較して、逆に10%以上、受診率が高い結果が出ております。

保育所の現場では、受診しない理由として、子供が嫌がるとか、長期間受診しな



ければならないから面倒だといった反応があると聞いております。

子供医療と関連づけてというところではございますが、今申し上げたところから医療費助成と歯科健診受診率に直接的な因果関係が確認できず、受診率向上のためには、保護者への働きかけを強める等、意識を高めることが重要であると考えており、今後も、この面からの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 市長。

○中芝市長 市来議員の再質問、医療費の無料化についてお答えをいたします。

先ほどより課長、部長も答弁いたしました。子供医療につきましては、子供を取り巻く方々に健康に対する意識を高めていただきたいこと、また、事業を安定的に運営していくことなども総合的に勘案し、現行どおりの制度で推進してまいります。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほどから、今、子供の医療費の関係からいろんな答弁をいただきました。無料にしているから、していないから、受診率については、してなくたって上がっているところもあるというふうな形で言われていました。であるならば、やはり岩出市としても、しっかりと、やっぱり受診を促すような取り組みというのを今後しっかりしていただきたいと思います。

それから、あと、最後ですが、1点、先ほど課長が言われたように、無料にすると過剰に行く、またコンビニ受診につながるのではないかというような意見が出てきました。ぜひ、そういったデータがあるのであれば、ぜひ後で結構です。そういうデータを1回、どの地域で出ているのかというのをいただきたいと思います。

というのは、国では国保の法定外の繰り入れをしたときに、法定外の繰り入れについてペナルティーをとるという話になったときに、子供の医療費がペナルティーの中に入っているんですね。それについて、コンビニ受診とか、そういったものが国会の答弁の中であったのかというところに対しては、国自身がそういった事例はないというふうに、はっきりとお答えになっています。

ということで、ぜひコンビニ受診になっているといったようなことがあるのであれば、そうしたデータのほうもぜひいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

受診を促していただきたいと、こういうことでございます。1回目のご質問にお答えいたしましたとおりでございます。引き続きいろんな形を通じて受診を促してまいります。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再々質問にお答えいたします。

保育所に関しましても、保護者の方に意識を高めていただくということで、文書での通知であるとか、担任、保育士からの声かけ等、さまざまな形で働きかけをしてまいりたいと考えております。

○吉本議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 コンビニ受診については、報道等によく聞くということでお話ししたことでありますが、私、国保の医療費を見ていく中の課長といたしましては、やっぱりサービスの利用の適正化とか、サービスの利用者と被利用者の公平性の確保であるとか、そういう観点は非常に重要であると考えております。

岩出市の現物給付スタートした平成29年8月以降の状況も逐次確認しておりますが、インフルエンザの影響でスタートしてから、ちょっと件数はかなりふえましたけども、今現在は落ちついている状況でして、今後も状況のほうは注視してまいります。適正な利用者負担が必要であるというのは、このような考え方から申し上げておりますので、子供医療につきましては、現行制度のまま実施してまいりたいと考えています。

○吉本議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 生き生きと健康に暮らせるまちづくり目指して。

データヘルス計画から見る岩出市の実態です。データヘルス計画は、日本再興戦略において、全ての健保組合にレセプトのデータ等の分析に基づき、加入者の健康保持増進のための計画作成を求めたもので、根底には医療費の削減があります。

しかしながら、健診の実施、市民の健康状況の確認、保健指導により市民みずからの日常生活の習慣の改善で、健康に、いつまでも生き生きと、いわゆる健康寿命を維持していくためには、分析を行い、また問題や課題に対し何らかの対策を打つことや予防へとつながるのであれば必要だとも考えます。

岩出市では、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）をことしの3月に発効しています。この計画は、2018年から2023年までのものとなっています。データ化することで、岩出市の国保に加入する方々の状況がつかむことができたのではないかと考えます。

そこで、まず本市の死因についてお聞きをいたします。

次に、医療費の状況についての見解をお聞きします。

次に、データ化で見えてきたものは何か、どう捉えているのか、お聞きします。

2つ目に、医療費適正化に向けた取り組み、日本共産党は国保の保険料の引き下げを訴えるとともに、ジェネリック医薬品への促進をもこの間、提案をしてまいりました。ジェネリック医薬品とは、先発医薬品、新薬より安価で提供される医薬品です。市においても促進のための対応をいろいろこの間行ってきていますが、ジェネリック医薬品の使用促進対策と効果についてはどうか。

次に、保健指導では重複頻回受診者への訪問指導があります。重複診療受診とは、同じ疾患で複数の医療機関を受診している方、頻回受診者は医療機関の受診回数が多い方です。この間の対応と評価についてお聞きします。

3つ目に、保健事業の評価です。岩出市の健診については特定健康診査受診率は、対象者の7割が未受診となっています。市もいろいろな対策を打っておりますが、なかなか受診率の向上が見られません。

健診受診率の向上対策として、はがきや電話の実施をしましたが、その課題と評価についてお聞きします。

次に、特定保健指導について、特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対し、専門スタッフが生活習慣を見直すサポートをすることです。評価と課題では、終了率は年々向上しているが、県平均を下回っているため、利用者をふやす取り組みが必要とあるが、原因は何と考えているのでしょうか。

次に、糖尿病性腎症等重症化予防事業について。糖尿病で透析に移行するリスクが高い方に保健指導を実施し、重症化を予防する事業となっています。実施して、評価と課題に、初年度は定員に見合う申し込みがあったが、2年目以降、申込者が減少していくことが懸念されるとしています。課題となる原因は何なのか、お答え願いたいと思います。

次に、特定健診未受療者勧奨事業について、特定健診で要精検となった方で、医療機関受診ない者に対し受診勧奨を実施し、疾病の重症化の予防を図る事業です。

課題は、受診勧奨の後、実際に受診したかどうかの確認をする必要があるが、これに対する取り組みが、今後できていくのか、これについてお答えください。

4点目は、健康寿命の延伸を図る取り組みについてです。データ化にすることで、市の特徴や課題が見えてきたと思いますが、次に行うことは、課題に対する対策を講じることが大事です。

現在の取り組みについて、こういった健康寿命の延伸を図る取り組みを行っているのか、お答え願いたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、生き生きと健康に暮らせるまちづくりを目指しての1点目、データヘルス計画から見る岩出市の実態の（1）本市の死因についてお答えをいたします。

平成28年の統計によりますと、本市の死因は、悪性新生物、心疾患、老衰、脳血管疾患、肺炎の順に割合が高く、和歌山県全体とおおむね同じ傾向となっております。また、標準化死亡比によりますと、本市は男女とも老衰、肝疾患及び悪性新生物による死亡率が全国よりも高くなっており、女性については肺炎も高くなっております。

次に、医療費の状況についての見解ですが、平成28年度における国保医療費は、前年度に比べ1億575万1,460円の増加となっており、平成25年度以降、増加傾向が続いています。また、1人当たりの医療費も同様に増加傾向にあります。さらには65歳以上の前期高齢者数が年々増加しておりますが、前期高齢者の1人当たりの医療費も増加傾向にあります。こうした要因も相まって、今後も被保険者1人当たりの医療費は増加していくものと考えております。

次に、データ化で見えてきたものは何かについてですが、データヘルス計画では、3つの課題として整理をしております。1つ目の課題として、健診結果において、悪玉コレステロールとも言われるLDLコレステロールや高血糖の指標であるヘモグロビンA1c、収縮期血圧の有所見者が40歳代から多く見られるため、この年代から健診による健康状態の把握や生活習慣病の発症を予防していくことが重要であります。本市は特定健診受診率が県平均に届いていない状況であり、受診率を向上させていく必要がございます。

2つ目の課題として、健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者やその予備軍の割合が3割近くを占めており、生活習慣の改善に取り組む方を増加させて

いくために、特定保健指導を利用されていない方へのアプローチに取り組み、特定保健指導終了率を向上させていく必要がございます。

3つ目の課題として、全体の医療費の中で慢性腎不全や糖尿病、高血圧症などの生活習慣病が占める割合が大きいことから、早期対応を図ること、特に糖尿病の重症化予防が重要であると考えております。

続いて、2点目、医療費適正化に向けた取り組みについてのジェネリック医薬品の使用促進対策と効果はどうかについてですが、使用促進対策につきましては、後発医薬品に切りかえ可能な方に、切りかえた場合の差額通知の実施、医療機関へのポスター掲示依頼、また、保険証やお薬手帳に張って使用できるジェネリック医薬品希望シールを全世帯に送付し、使用促進を図っております。

数量シェア調剤分につきましては、平成27年度で56.2%、平成28年度は64.0%、平成29年度、67.8%と年々上昇しております。

また、差額通知により後発医薬品に切りかえられた効果額の累計は、平成27年度からの3年間で計206万6,406円となっております。

続いて、重複受診者への対応と評価につきましては、国保では国保連合会から提供される一覧表をもとに、対象者を選定し、同一疾病で複数の医療機関を受診された方や同一の効果効能を持つ薬剤が複数処方されている方などについて、保健師が対象者宅を訪問し、指導を行っております。

内容といたしましては、まず治療中の病名や治療の内容を確認し、同一疾病で複数医療機関を受診し、それぞれから薬が処方されていることが判明した場合、そのことを担当医が把握しているかの確認、また、薬の過剰摂取による体への負担などについて説明、助言をしております。この取り組みに関しましては、指導を受けた方が、その後、一覧表に上がってこなくなったなど、一定の効果が出ております。

続いて、3点目の保健事業の評価の健診受診率の向上対策、はがきや電話の実施での課題と評価につきましては、健診受診率の向上対策の一環として、過去4年間、特定健診未受診となっている55歳から64歳の方に対して、受診勧奨はがきを送付しておりますが、今後も継続して実施することで、経年未受診者に啓発を続けていく必要があると考えております。

また、集団健診を申し込んだが、未受診となっている方、あるいは過去3年間、特定健診未受診となっている一部の年代の方などをターゲットを絞り、保健師が電話で受診勧奨を実施しております。

平成28年度は、対象となった方のうち58.5%の方と接触し、保健師が直接電話で

話をすることで受診につながられており、一定の効果が認められておりますので、今後も継続して実施していきたいと考えております。

続いて、特定保健指導について、課題となっている原因は何かにつきましては、本市の特定保健指導終了率は、平成28年度で14.7%であり、率の向上を図っていかねばなりません。率が上がらない主な原因としては、特定保健指導がかた苦しいもので、好きなことを制限されるというイメージや、保健指導判定値の方は、まだ自覚症状がないため、元気だから保健指導など受けなくてもよいと自己判断されてしまうことなどが影響していると考えております。

次に、糖尿病性腎症等重症化予防事業の課題となる原因は何かについてですが、この事業は、腎機能の低下や糖尿病の悪化で透析に移行するリスクが高い方を対象に、重症化予防、透析移行の遅延を目的としたプログラム参加型の保健指導で、対象者はレセプトデータから抽出しておりますが、新規申込者がふえないのが課題となっており、原因としては、既に治療中などで保健指導は必要ないと自己判断したり、かた苦しい制限されるなど、特定保健指導の場合と同様な要因が考えられます。

続きまして、特定健診未受療者勧奨事業、課題に対する取り組みについてであります。特定健診で要精密検査となったが、その後、医療機関の受診が確認できない方に対し、電話により受診勧奨を実施しております。

平成29年度では、対象者113名に対し、88.5%の方と接触ができておりますが、その後、実際に医療機関へ受診されているかどうか確認の徹底が重要であると考えております。受診の確認につきましては、レセプトによる確認を丹念に行っていくこととしております。

最後に4点目、健康寿命の延伸を図る取り組みについてですが、高齢化が進展していく中、健康寿命の延伸は重要な課題であると考えており、市民の健康づくりを推進しております。

具体的には、がんや心臓病、脳卒中など生活習慣病の予防や早期発見・治療は、健康寿命の延伸に効果があることから、特定健診や各種がん検診等健診事業の実施、また、健康な生活を送る上では欠かすことのできない適度な運動、適度な食生活について、健康講座や健康相談、げんきアップ教室の開催、また、介護予防教室では、運動機能向上を目指したシニアエクササイズを初め、認知症予防、栄養改善等の教室や岩出げんき体操応援講座なども実施しております。

また、生活習慣病の予防は、栄養や食生活、運動、歯磨きなど、子供のころから適切な生活習慣を身につけることが大事であります。

歯科検診等につきましては、先ほど答弁しておりますが、子供の健康づくり全般におきましても、保育所を初め各分野において取り組んでまいります。

また、今年度、岩出市健康づくり計画ふれあい健康21を改定いたしますので、データヘルス計画とあわせ、計画的に市民の健康づくり事業に取り組んでまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 5月に厚生文教常任委員会におきまして、広島県の呉市に視察を行ってまいりました。少し取り組みを紹介しながら、再質問を行いたいと思います。

呉市の取り組みについては、平成27年6月議会、また、きょうの午前中の議会でも議員のほうから紹介させていただいていると思うんです。ジェネリック使用の関係につきまして、このジェネリックの医薬品に切りかえることで期待ができる効果は、保健事業の実施の財源確保と医療費の適正化で、保険料率の引き上げの抑制が図られると。岩出市でも効果があったとおっしゃっておりますが、呉市においても、そのように考えられています。

平成20年から平成29年までの累計、切りかえ者数の推移、切りかえによる効果の高いと思われる対象者約3,000人に毎月通知することで、通知開始2年後には累計通知者の約70%が切りかえを行っています。現在では80%です。呉市は岩出市と比べても人口も22万人、国保の加入者も4万5,000、かなり違いがございますが、しかし、取り組みで、平成29年3月までの累計薬剤費の削減額が13億4,958万円となっています。毎月切りかえによる効果が高いと思われる対象者に通知することで生まれてきた額です。

このように、岩出市でも、はがきの裏、通知かな、何かでジェネリックへの促進を促す取り組みをされていると思います。でも、やっぱり毎月行うことで生まれてきたということに対しては、やはり岩出市でもこうした取り組みを進めるべきではないかと考えています。

また、ジェネリック医薬品、最近では耳にする言葉となってまいりましたが、まだまだそれが何なのかわからない方も多いですし、また、薬局や病院などにももちろん協力をしていただく必要がございます。逆に通知書の見直し、もっともっとわかりやすい通知書の見直しなども含めて、切りかえの必要があるのではないかと考えますので、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

次に、保健指導についてです。重複受診者訪問効果、呉市では、25年度に7人に

指導し、診療費削減約62万円、平成26年度は5人指導、47万円、平成27年度は7人、うち削減達成者5人で、120万円削減ができています。頻回受診者訪問効果も、平成25年度、83人に指導し、削減1,100万、平成26年度は92人に行い、1,400万、平成27年度は82人に、うち達成者45人で700万円の削減となっています。大変時間がかかり、訪問対応には非常に簡単ではないと思います。岩出市でも、先ほどもおっしゃっていましたが、3人に行って、効果があるというふうな形で見られています。

ここで大事なのは、呉市では、対象者にしっかりと向き合い、なぜ重複受診になっているのか。頻回受診につながっているのか、ここをしっかりと話を聞いたり、市民の声をしっかりと聞き入れながら、生活環境や生活状況をしっかりとつかみ、その中で解決方法、適正化に結びつけていると、このように言われております。

重症化をまた防ぐ取り組みも大事です。呉市では、生活習慣病、糖尿病、高血圧、脂質異常症で、継続的な受診があったにもかかわらず、3カ月以上放置している、病院にかかっていない被保険者に対し、受診勧奨を実施しています。2疾患以上の方には電話、1疾患の方には文書通知、237件、結局何かといいますと、多くかかっていると訪問で指導入るけど、逆に生活習慣病で、一定期間かかっていたのに受診をやってないという、3カ月以上放置している人たちに対しては、逆に受診を促している。予防、ひどくならない、重症化を防ぐために予防をしているという形の取り組みです。そのことを行っただけで、3割の方は受診へとつながり、重症化を防ぐというようなことをやられているそうです。

どちらにしたとしても、この問題、引き続きこうした方々に寄り添いながら行っていく事業だと思いますが、大事なのは、より添える、大変専門性が鍵となって、役割が重要なことを果たすと思うんです。その辺の人材、また、そういった寄り添ったことが本当にできていくのかというところが心配なんです、その辺について、岩出市としてどのような形で、今後行っていくのかという点をお聞きをしたいと思います。

次に、呉市では、糖尿病性腎症等重症化予防事業で「はじめよう！減塩生活」をキャッチフレーズに、食塩摂取量1日8グラムを目指しています。食塩の取り過ぎは、先ほどから言っているような、高血圧の原因だけでなく、脳卒中、心臓病、そして腎臓病など、結局は生活習慣病になりやすいことを防ぐという、また、市民に関心と意識を持ってもらう取り組みというのをやっているそうです。市内全体に取り組みを進めることは、全世代の予防につながり、大きく広く考えれば、健康寿命の延伸を図る取り組みの1つとして考えられています。



呉市がやっていることは、減塩講演会、減塩教室、出前トーク、子育て世代への減塩教室、学生を対象とした減塩教室、減塩のおいしい料理教室、特定健診に付加した減塩摂取量検査の導入などです。ここで注目したいのが、特定健診に付加した食塩摂取量検査の導入です。

減塩といっても、市民への意識の向上については、なかなか難しいところ、先ほどこから言われていましたが、やはり保健指導についてもかた苦しいというイメージがあったり、糖尿病についても治療しているから大丈夫だ、また、かた苦しいというような形になりますが、やはり市民の意識を変えるというのは、自分が納得して初めて、そこから生活習慣病についての改善策という手だてを自分自身が本気でどうしようかというふうを考えなければ、非常に難しいという点があります。

呉市でも、やはり減塩といってもなかなか難しいところ、やはり自分の塩分がどうなのかというのを見える形をとることによって市民の意識が高くなると、このように担当者は説明されていて、推定食塩摂取量の尿検査というのを検査項目の中に入れたそうです。これは尿で調べることができます。

岩出市民の中にも、医療機関と連携を図りながら、地域間の中で、推定の食塩の摂取量検査を行っている方がいらっしゃいました。その方に聞くと、初め検査をやったときは、10ぐらいあったが、その後、定期的でやるようになると、食事での塩分をすごく気にするようになり、しょうゆを少な目にとるとか、塩分、これどうなっているのかなというふうな意識の変化が生まれたと。それによって、今は8グラムになった。このように意識の変化が自分にあったというふうな形で言われておりました。

全国の自治体でも、減塩に着目し、検査項目に入れているところもふえてきています。ぜひ岩出市でも取り入れて、意識の向上、また予防を進めることはできないのか、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、ジェネリックの関係ですけれども、呉市では、毎月はがき等を送付しておると。やはりわかりやすいようにするべきではないかという、そういう主旨であったかと思います。

ジェネリック医薬品に関しましては、最近におきましては、かなり知名度とか、

市民意見といいますか、知名度も出てきているのかなとは思いますが、やっぱり安もんじゃないかとか、そういう何ていうんですかね、そういうふうな響きで捉えられる方も、やっぱりまだいらっしゃるのかなというふうには思っております。

そういう中で、例えば、方法とか回数とか、そういう部分については、常に我々も見直しや改善をして、市民の方にはわかりやすいようにやっていきたいというふうに考えておりますし、加えて、やっぱりジェネリックというのを使ってみようかというきっかけとしては、かかりつけのお医者さんであるとか、そういうところの先生からの働きかけというのも1つハードルを下げるきっかけになるのかなとも感じますので、医療機関とか薬局等との働きかけというのも、協力をお願いする等、やっていきたいなと考えております。

それから、次ですが、頻回受診とか、その辺に関して、相手と向き合ってやっていく、あるいは頻回受診に加えて、この3カ月以上、治療を受けておられない方に関しても働きかけを行っていったらどうかと、呉市の取り組みというところでございます。

まず1つ、3カ月以上、治療を放置されている方に対しての受診勧奨というところでございますけども、今、岩出市の国保のシステムの機能の関係上、3カ月以上放置している方というのを特定して拾い出すことができないというような状況もございます。そういう中で頻回受診とか、これ、頻回受診とかに限らず、特定健診の未受診の方であるとか、保健指導を受けられておられない方、いろんな方に対してそうなんですけども、電話やはがきによる勧奨であるとか、直接アプローチしての勧奨であるとか、やっぱり地道な作業、どうしても地道な作業になってくるかと思っています。

国保の担当課である保険年金課には、今年度から正規職員として保健師も配置させていただいたところでありまして、従来からおります非常勤の保健師とともに、これは労を惜しまず、地道にこつこつと働きかけていきたいなというふうに考えております。

それから、次に、同じく呉市の取り組みの中で、減塩への取り組みを実施しているが、岩出市のほうでもどうか。それに関連して、尿に試験紙を入れて塩分をはかる、そういう方法があるんですけども、そういうのを取り入れはどうかという、そういう主旨であったかと思います。

高血圧を初めとする生活習慣病の予防あるいは重症化予防に関しては、生活習慣の改善が重要であり、運動や食生活、あるいは飲酒、喫煙、いろんなところから多

角的に進めていく必要があると考えております。

このうち塩分の摂取につきましては、現在、特定保健指導の栄養教室の場で、食品に表示されているナトリウムから食塩量に換算する方法、あるいは塩分の適正な摂取量、あるいは簡単な減塩の方法について周知をしてくれているところです。

また、介護予防の事業として栄養改善教室というのを行っておりますが、この教室においても同じような取り組みを行っております。

議員ご提案いただきました推定食塩摂取量検査、これを特定健診というのは、なかなかそういう考えはございませんが、食塩摂取を初めとする栄養面、これに関しましては、引き続き保健指導、介護予防、いろんな場を取り上げていくことに加えて、集団健診の際とか、それから、ふれあいまつりなんかの健康関係のイベント等、さまざまな場で市民の方々に意識を高めていただく啓発を展開していくこととしております。

塩分の尿検査の関係でございますけども、今申し上げたさまざまな教室の現場で、実際使用するということになりますと、教室でおしっこをとっていただくとか、ちょっとそういう部分もありますので、なかなか、いささかハードルが高いのかなという、そういう感じもしておりますが、この方法に関しましては、市民の方に周知、啓発していくことは、また検討していく余地があるのかなと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告6番目、6番、田畑昭二議員、総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 6番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で3点質問いたします。

まず1点目は、岩出駅前通りの活性化についてであります。

今後、2年計画でJR岩出駅のバリアフリー化に伴う大規模な改修がなされますが、岩出駅も一新され、関連しまして、岩出市の玄関口でもある岩出駅前通りの活性化や観光事業の推進は、今後どう考えているかについてお答え願います。

2点目につきましては、地域包括ケアシステムについてであります。

現在、公明党が実施しております介護アンケートの結果では、地域包括ケアシス

テムについて、知らないと答えた方が多くおられました。地域包括ケアシステムとは、団塊の世代の方が75歳以上になる2025年には、超高齢化社会となり、介護や医療の問題が大きくなることから、高齢者が住みなれた地域でいつまでも暮らし続けるため、今から整備していくことであり、大変重要なことであると理解しております。この地域包括ケアの推進に向けた中核的な機関が、市役所内に設置されております地域包括支援センターであることから、地域包括支援センターについてお聞きしたいと思います。

1点目は、具体的な内容としまして、地域包括支援センターの業務は、具体的にどういった内容なのか。

2点目は、地域包括センターの職員体制はどうなっておるのか。

3点目は、地域包括支援センターが受けた相談件数や相談内容、その他事業実績はどのようなものがあるのか。

4点目は、地域包括支援センターの今後の取り組む予定にしている業務及び今後地域包括支援センターを住民の方々にどのように周知していくのかをお答え願いたいと思います。

3点目の一般質問の通学路のブロック塀等の安全点検についてであります。午前中の上野議員による同じ主旨の質問がなされ、詳細な答弁がありました。非常に理解できましたので、この質問は取り下げます。

以上、よろしくお願いします。

○吉本議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 田畑議員ご質問、岩出駅前通りの活性化についてお答えいたします。

岩出駅の改修は、駅前通りの活性化を考えるのにいい機会であると考えております。まちの活性化につきましては、商工業、観光、まちづくりなど、多様な観点から考える必要があり、行政だけでなく、地域住民や関係者ととともに取り組んでいく課題であると認識してございます。

以前、田畑議員からもご質問がありましてとおり、駅前商店街の空き家、空き店舗等が目立った状況になっており、これに対しては市と岩出市商工会が連携して、市内事業者の育成、経営等のサポートをするとともに、創業や起業、転業の相談があれば、駅周辺商店街の空き店舗を活用するなどを含め、関係機関等と地域一体となって、地域商工の活性化に努めてまいりたいと考えております。

なお、直近の情報としまして、岩出駅近くに医院が建設されると聞いております。

これで1つ、新たなにぎわいになるものと思われます。また、岩出駅の改修は、市民のみならず観光利用者にとっても、市の玄関口として、利便向上が期待できるものであると考えております。市では、この機会を関係機関と連携し、市の観光情報などの充実を図り、観光施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

現在、駅前には観光協会に設置された岩出市観光ガイドマップが記された大型観光案内看板がありますが、駅の改修に伴い、移転の必要があると聞いております。これにつきましては、この際に、内容更新も含め、リニューアルを実施することで、岩出市観光協会と協議を進めているところであります。

また、待合室内には、現在も岩出市道広域観光連絡協議会で設置したパンフレットラックがあり、岩出市はもちろんのこと、紀の川流域の市町の観光パンフレットを配架し、広域周遊の案内を行っているところであります。こちらにつきましても、駅改修に合わせ、ＪＲ西日本と協議の上、配置内容、掲示方法など、観光客の利便性向上のため、よりよいものとなるよう努めてまいります。

一方で、鉄道や商店街を守っていく取り組みには、市民の皆様の参加が不可欠であります。鉄道の利用はもちろんでありますが、例えば、日用品を地元商店でお買い求めいただくなど、地域活性化のため、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員ご質問の2番目、地域包括ケアシステムについての、まず1つ目、具体的な内容はについてお答えいたします。

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活続けることができるよう、高齢者やその家族等からの相談に総合的に対応する機関として設置されております。

具体的には、介護予防プランの作成、介護予防事業の実施や認知症の方と家族への支援や虐待防止等の権利擁護、介護支援専門員の支援、さらには、これ以外にも高齢者に関するさまざまな総合的な相談支援を行っております。

次に、2つ目、現在の陣容はについてお答えいたします。

地域包括支援センターの職員体制は、主に高齢者の総合相談窓口に対応する職員として、保健師2名、社会福祉士2名、主任ケアマネジャー1名に加え、臨時職員としてケアマネジャーが4名、事務職が1名をそれぞれ配置しております。

地域包括支援センター業務における専門職の役割としましては、保健師は医療や介護予防、社会福祉士は成年後見制度や高齢者虐待等の高齢者権利擁護、主任ケア

マネジャーは地域のケアマネジャーや介護関係者への相談支援等をそれぞれ主に担当しており、必要に応じて3者が連携し、チームにより業務を行っております。

次に、3つ目、今までの実績はについてお答えいたします。

地域包括支援センターの平成29年度の相談件数は、実数535件、延べ975件でした。相談内容の一番多かったものは介護に関すること、次に認知症に関すること、続いて施設入所に関することでした。要支援及び事業対象者の方の介護予防プランの作成業務につきましては、包括支援センター職員が作成したプランは、延べ3,247件でした。その他地域包括支援センターの主な業務の実績ですが、認知症施策としましては、認知症サポーター養成講座を7回実施し、参加者は174名、認知症サポーターフォローアップ研修は1回実施し、127名の参加者がありました。また、認知症家族の交流会は6回実施し、参加者19名、認知症等徘徊ネットワーク事業の事前登録者は26名となっております。

介護予防事業としましては、運動機能向上を目指したシニアエクササイズ教室を2回実施し、計31名が参加、ほかに認知症予防教室と栄養改善教室をそれぞれ1回実施しております。また、住民主体の介護予防の集いの場づくりを支援する岩出げんき体操応援講座を6カ所で開催し、延べ214名の方が参加されています。岩出げんき体操に取り組む自主グループに対するフォローアップ講座は6カ所で開催し、60名の参加がありました。岩出げんき体操に取り組む自主グループは、現在、8グループあり、98名の方が活動されています。

次に、4つ目、今後の取り組み及び周知方法はについてお答えいたします。

今後の取り組みとしましては、特に認知症サポーター養成講座修了者が、地域で認知症サポーターとして活動できるよう支援を行うことと、国が推進している高齢者の自立支援に向けた取り組みの1つである自立支援型地域ケア個別会議の実施、この2点に力を入れ、取り組んでまいりたいと考えております。

地域包括支援センターの住民等への周知につきましては、広報及び市ウェブサイトへの掲載と、高齢者を支援する民生委員・児童委員へのチラシ配布等を実施しております。

今後も支援を必要としている高齢者が気軽に相談できるよう、地域包括支援センターの周知に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員　まず、1番目の岩出駅前通りの活性化についてでありますけれども、今後、ますます市行政側と住民と商工会等々、観光協会等はタッグを組んでいただき、活性化にますます進んでいただけたらと思います。

そこで、1つ質問いたしますが、今回の岩出駅のバリアフリーに伴う大規模改修といったのは、具体的にどのような内容になっておるのか、お尋ねいたします。

2番目の地域包括ケアにつきまして、先ほど答弁いただきました国の重要施策の1つとして、自立支援型地域ケア個別会議を開いていくという答弁いただきました。具体的に、この会議というのは、どのような内容になっているのか、お尋ねいたします。

以上2点、よろしくお願いします。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　田畑議員の再質問にお答えします。

岩出駅の改修の内容についてでございますが、岩出駅のバリアフリー化につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づき、西日本旅客鉄道株式会社が、岩出駅にエレベーター、スロープ及び多目的トイレ等を設置し、バリアフリー化を図るものでございます。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　再質問にお答えいたします。

自立支援型地域ケア個別会議についてでございます。

自立支援型地域ケア個別会議は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取り組みの1つとして実施しております。

本会議には、担当ケアマネジャー、介護サービス事業者、またリハビリ専門職を初めとした多職種の関係者や市職員が参加し、介護予防サービスを利用するためのケアプランが、それぞれの有する能力を生かして、自立した生活を送るためのプランになっているかを検討するものです。主に要支援1、要支援2等の方のケアプランについて、個別ケースの検討を行っております。

岩出市では、平成29年8月から、この会議を実施しており、ケースの支援内容を検討することで、関係者が個々の高齢者の持つ課題や本人の望む生活を共通認識することができるため、関係者がチームとして連携が図られるとともに、画一的ではなく、個別性のある自立につながる支援とすることができております。

また、この会議を積み重ねることにより、高齢者を支援するケアマネジャーやサ

ービス事業所等の関係者で、自立支援についての共通認識を図ることができ、結果として、高齢者の自立支援を促進させ、要介護状態の維持、改善につながっていくことが期待できることから、市としましては、高齢者の自立支援と重度化防止に向け、本事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 1番目の質問に関しまして、お答えいただきましたバリアフリーの大規模改修ということでありました。私ども、ちょっと勘違いしておりますのは、岩出駅全体がリニューアルして、外見上もがらっと変わるというイメージ、ちょっと持っておったんですが、その辺、ちょっと勘違いかなと思うんですが、その辺、お答え願いたいと思います。

それと、2番目の地域包括について、実は、以前、私の知人が日々認知症がどんどん進みまして、大変な状況の中、実は経済的虐待を受けました。そのときに大変な状況になってきまして、包括支援センターの職員の方が中へ入っていただいて、そして、我がことのように一生懸命頑張っていただきまして、そして、市長申し立てによる成年後見制度を活用していただいて、後見人をつくっていただき、その方を保護したという事例がありまして、本当に感謝しております。

その方は、その後、施設に入られて、現在も幸せに暮らしておられますし、施設に入ってから、非常に認知もとまりまして、今現在、元気いっぱい暮らしておるようでございます。

そういうことで、目の当たりに地域包括センターの働きというのは、私自身も物すごく見てきておりまして、感謝の思いでいっぱいであります。また、それだけ住民の方にとっては、非常に最後の大事な大事な高齢者のとりでというふうな位置づけをなされているんじゃないかなと思います。

そこで、先ほどの個別会議の件もありましたように、さまざまないろんなケースがあると思います。また、人によっていろんな支援の仕方もございます。そこで、今回、今現在、我々公明党として100万人のアンケート調査をして、介護について、かなり詳細なアンケート調査を今現在行っております。そして、このアンケート調査の結果をもちまして、政府に働きかけて、恐らく法案や、また施策等々がかなり打ち出されて、今度くると思います。

そういったときの早期の情報収集であったり、そういうアンテナをしっかりと張っ



ていただいて、早く住民に周知をしていただけたらというのが、まず1点。

2点目は、現在、恐らく、先ほども言いましたように、いろんな現場では困難な状況もたくさんあるかと思いますが、今、一番困難な状況に向かわれて、頑張っているようなことがあれば、1つ教えていただけたらと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 田畑議員の再々質問にお答えいたします。

岩出駅の改修についてですが、いわゆる全面改修ということではないのかということでございますが、先ほど答弁をいたしましたとおり、バリアフリー法に基づき、エレベーターの設置をするということに主眼を置いてございます。エレベーターの設置に当たりまして、それに合わせて改修できるということで、スロープ及び多目的トイレ等の設置を行うところでございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、包括支援センターの職員について、お褒めの言葉をいただき、大変ありがとうございます。今後とも、市民の、特に高齢者の方々に寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

まず1つ目、国などの制度、事業に関してアンテナを張って、常に早く収集してというような、そういう主旨だったかと思います。高齢化の進展に伴いまして、いろんな高齢者に関する事業というのがふえてまいります。特に、この介護、高齢者福祉の分野に関しましては、年々いろんな事業、あるいは制度が改正されたり、始まったりということで、職員のほうも、その情報を収集して、市としての対応をしていくというところ、非常に頑張っておるところでございます。

今後とも国や県の方向性というのは、議員おっしゃるように、素早く確認した上で、岩出市のほうの事業にも取り入れてまいりたいと考えております。

包括支援センターで、今、困難に向かっている、どういう部分で困難に向かっているところがあるかというようなところでございます。先ほど申し上げましたように、岩出市のほうも県下一若いまちではあったんですが、高齢化のほうで、これから進展していくというところでございます。我々、健康寿命の延伸ということで、高齢になっても元気で暮らせる、暮らしていただく方をふやしたいというところでございます。その人その人に応じた介護であるとか、介護予防であるとか、その方

に応じたケアというのをどういうふうにしていくかというのは、やっぱり日々勉強していかならんところかなと思います。

今後も、市民、高齢者の方々、岩出市の高齢者の方々が、住みなれた地域で安心して暮らせるような体制づくりということで頑張ってまいりたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 2 時 55 分から再開いたします。

休憩 (14 時 38 分)

再開 (14 時 55 分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告 7 番目、16 番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16 番、尾和弘一であります。通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思います。

まず、議長の許可を得ていますので、まず第 1 点、公文書に関して、2 番目、鳥獣駆除に関して、そして危機管理、4 番目に那賀病院の労働実態について、5 番目に職場環境・格差問題について、6 番目に教育環境の改善についてという 6 項目であります。

まず、公文書について質問をさせていただきたいと思います。

近年、分権改革とともに、公文書に関して議論されてきております。公文書は、行政活動、政策の公共性が何によって担保されているのかを示す、まさに証拠資料にほかなりません。2009 年 7 月に公文書管理法が制定され、2011 年 4 月 1 日に施行されたものであります。この目的は、それぞれの意思決定や業務遂行の過程において作成する公文書であり、大切な記録でもあります。

そこで、岩出市において、基本的な考えをお聞きをしたいと思います。

まず第 1 点、公文書について、保存期間が決められていると思いますが、収蔵されている公文書は、毎年どれくらいあるのか。

2 番目に、公文書の保存期間及び保存対象が妥当であるかどうかについて、内部統制上、どのように決行されているのか。

3 番目に、公文書には、紙ベースだけでなく、電子文書、磁氣的記録も該当し、

情報公開の対象になってきております。電子文書についても時代に対応したルールをつくり、管理保存を徹底すべきであると考えております。岩出市において、これらのルールはどのようなになっているのか、お聞きをしたいと思います。

4番目に、これらの公文書に関して、どこに保管をしているのか、あわせて、岩出市において、現在、事務決裁規程と文書管理規程がありますが、事の重要性を考えるならば、これらの公文書に関して、条例を視野に制定を考えるべきであると考えておりますが、岩出市の見解をお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の公文書についてのご質問にお答えいたします。

まず、市の公文書管理につきましては、岩出市文書管理規程を定めて、その適正な管理に努めているところでございます。

1点目の公文書は毎年どのぐらいあるのかについてであります。管理規程では、公文書には各課に備える文書番号簿により、年度ごとに一連の番号を付すことを原則としております。平成29年度では、全体で1万5,656件となっております。

なお、軽易な文書につきましては、番号を付すことを省略したり、また、内部での文書などのあることを考えますと、これよりも多い件数となります。

次に、2番目の公文書の保存期間や保存対象の可否についてであります。保存期間につきましては、管理規程では、永年保存、10年、5年、3年及び1年の5区分としております。

なお、法令等により別に定めのあるときは、当該法令等の定めるところによるものとしてございます。

この5区分のいずれに該当するかということにつきましては、文書の内容ごとにどれだけの期間保存すべきかの基準を示す文書保存期間基準表を定めており、これに基づき、担当課において判断することとしてございます。保存対象につきましては、公文書となります。

公文書の定義につきましては、情報公開条例第2条第2項で規定されているところであり、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、決裁、供覧、その他これらに準ずる手続を終了した文書となっております。

公文書の廃棄につきましては、原則として、保存期間が経過した段階で、担当課長が判断し、焼却や裁断などの適切な方法で処分をしております。

なお、市史の編さん等の参考となるようなものは、資料として保管することとしてございます。

次に、3番目の電子文書のルールはどうかであります。電子メールで送信されてくる添付ファイルなどの文書につきましても、原則として、紙媒体と同様の取り扱いであり、公文書として処理すべきものは紙にプリントアウトして、管理規程に基づき処理をしております。

次に、4番目の保管庫の場所はどこにあるのか。条例の制定についてはどう考えるのかについてであります。保管庫につきましては、南庁舎の西側にある2階建ての建物をメインの書庫とし、各課にスペースを配分して、各課による管理を原則としております。

条例の制定につきましては、公文書等の管理に関する法律第34条では、「地方公共団体は、この法律の主旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」とされており、条例の制定までは求められておらず、また、あくまで努力規定となっております。

岩出市では、これまでの答弁のとおり、管理規程に基づき、適正な管理に努めているところでありますので、現在のところ、その考えはございません。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、公文書に関して、総務部長のほうからご答弁をいただきました。

まず1点は、今日、なぜその公文書がこれだけ問題になっているのかという問題であります。岩出市の歴史を後世の人間が見た場合、どのようにその時代における決裁がされてきたのかという重要な歴史文書でもあり、私たちは、この公式公文書に関しては、誰もが簡単に廃棄をしたり、改ざんをしたりということがあってはならない、そのように考えております。

中央では、財務省が森友学園との契約に関する決裁文書の書きかえをしてきたことを認めて、調査結果を3月12日に発表しました。書きかえていたのは、森友学園との契約に関する決裁文書の一部である調書と、書きかえた内容と不都合にならないよう関連する決裁文書の調書だったわけであります。

結果公表後、麻生財務大臣は、理財局の一部の職員が行ったと強調して、佐川の国会答弁に合わせて書きかえたのが事実だと。最終責任者は、当時の理財局長の佐川だと話している報道がありました。

結局、国会議員に改ざんした文書を提供して、ごまかしてきたことになるわけがあります。国政の最も中枢である財務省が、この程度まで改ざんをして、国民をだましてきたことは、過去にないわけであります。

岩出市にあっては、これらの公文書が改ざんや改変なり、書きかえが起きないような体制づくりを早急につくらなければならない、そのように考えておりますが、所見を伺いたいと思います。

また、公文書の保存期間や保存対象であります。今、総務部長は、完結文書として、永年、10年、5年、3年及び1年の5区分でやっているということであります。

なお、規程の中の32条では、課長は総務課長と教授、各課長のことだと思っておりますが、総務課長と協議をして、その文書の基準となる文書分類を作成するものであるということであります。

廃棄する場合に、今のお話では、原課の課長で判断をしている部分があるんじゃないかということを危惧しておるわけであります。廃棄する場合には、原課の課長並びに総務課において、厳格な基準のもとに廃棄をするということが求められると思うんですが、そこらの手だてについては、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、文書管理規程を精査をして、電子メールの保存期間は適切かどうかであります。今、部長は電子メールも公文書であるというような見解を述べられておりましたが、この管理規程の中には、電子文書については、どこに触れられているのか定かではありません。その条項の中で、電子文書についての取り組みもありませんし、不十分ではないと、私はそのように思っておりますが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、地方自治体において、法の主旨にのっとって、適正な文書管理をするためには、私は公文書管理条例なるものをつくるべきだということで、1回目に質問させていただきました。なぜ必要かということであります。条例には、そこに公文書を改ざんしたり、書きかえたりした場合には、罰則規定を設けるということも可能であります。

現在の公文書管理規程、文書処理の規程には、その点が一言も触れておりません。すなわち、言いかえれば、何をしても決裁文書が改ざんされても、その責任は不問にされるというような実態ではないかということがありますので、これは早急に公文書管理条例なるものを各地方自治体でも、今検討されておりますが、岩出

市においても早期に立案をして、条例化をしていくべきだというふうに考えておりますので、再度お聞きをしたいと思います。

それから、他の地方自治体では、図書館なり、歴史資料館と連携して、歴史的な文化的意義を有する公文書の収集を努めることや保管庫スペースにも限度があり、これをしますと、デジタルアーカイブをして、後世に残しておくということも求められると思うんですが、これらの点についてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、公文書の管理については、いわゆる財務省の書きかえ問題があつて、問題になっているということで、その改ざん・改変体制を早急に整備すべきではないかということでの所見をとということでございますが、いわゆる国会で起きた問題の公文書の改ざんについては、岩出市においては、そういったことが起こるような、そもそものそういう例になるような文書がまずございません。現時点で、改ざん・改変ということについて、特に問題が起こっていることでもございませんので、現在の管理規程で進めていきたいと考えてございます。

次に、2点目の保存期間の区分の中で、これは文書管理規程で、廃棄については各担当課長に任せているのでは不十分ではないかということで、総務課長もということでございますが、総務課長の職務としては、文書管理規程の第4条で、文書の管理が適正かつ円滑に行われるように、各課長に対して必要な指導を行うとともに、文書管理の改善に努めるものとするというふうに職務として規程されてございますので、この点については、それに対応できていると考えてございます。

次に、3点目、電子メールの規程について、文書管理規程では定かではないのではないかとご指摘でございますが、そもそもが情報公開条例の第2条第2項で、公文書の定義というのを実施機関の職員が、職務上作成し、または取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であつて、決裁、供覧、その他、これらに準ずる手続を終了した文書ということで、この情報公開条例の公文書の規程の中で、いわゆる電子メールに相当する分も規程が含まれておりますので、この電子文書につきましては、紙文書と同様の対応がされるということで、特に問題はないかと思います。

続きまして、4点目、いわゆる条例で公文書管理の規程をしないと、罰則を設けることができないと。文書の改ざんの責任を問うことができないのではないかと

う点でございますが、これにつきましては、刑法で公文書偽造等、これは第155条で規定がございます。いわゆるそういう法律的な処罰の規定もございますので、あえて条例で罰則を設けるというふうなことは、現時点では考えてございません。

ただ、国のほうでは、いわゆる公文書の管理法の関係で、いろんなことが審議をされており、それで地方公共団体にもというふうな話が出てくれば、その時点での検討はあるかと思えます。

最後、5点目、いわゆる他の自治体では、図書館等でデジタルアーカイブ、いわゆる電子処理をして、後世に残す文書を保存するというのを考えているかどうかというご質問だったかと思いますが、これについては、現時点では特段そこまでは考えてございませんが、必要になるかどうかは、また今後の状況を見てということになると思えます。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 歴史的公文書あるいは文書ということですけども、例えば、民俗資料館では古文書の収集あるいは図書館ではふるさと資料の収集ということで進めてございます。総務部長がご答弁したとおり、必要があれば、今後進めていきたいと思えます。

なお、岩出の広報ですね、これも昭和31年から発行しておりますけども、これについてはデータ化して保管をしているという状況でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。あつてはならない、起きてはならないことが、国において起きたということであります。今、総務部長は、岩出においてはそういう事例が、今のところないと。これからも起きないであろうという安易な憶測で言われているんだと思うんですが、これからどういう事態になるかということは、今の時点で想定することができません。二重、三重の網をかけて、これらの公文書に関して適正な管理運営というのをやっていくべきだということに思っております。

そういう意味では、今回の公文書管理に関して、将来、これが絶対であるということとは言えないんですけれども、二重、三重、四重、五重の手だてをして、国と同様な公文書管理、刑法で罰せられるということを言われましたが、現実的に、佐川氏本人は刑事罰不起訴というような事態になっているわけであります。そういうことが起きているわけですから、現に、この公文書管理については、公文書を国では各省、公文書管理監というものを設置をして、今後やっていくんだというようなこ

とも言われておりますが、岩出市においても、さらなる公文書管理について、厳格な規程を設けて、問題の起きないように最善を尽くしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

尾和議員の言われるとおり、公文書管理に絶対があるということはないと。私が先ほど答弁したときには、絶対があるというふうな意味で答弁をしてはございません。国のほうでは、いわゆる今公文書の法律の中で、改正して、新たに管理監を置くというようなことが検討されているということで、岩出市においても、それを検討してはどうかということであったということでございますが、これにつきましては、国のほうで、こういった形でそれが最終的にされ、また、そのことが岩出市においても本当に必要であるかということは、その動向を見ながら考えていきたいと思っております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、鳥獣駆除についてであります。

鳥獣駆除については、5月4日に岩出市の川でカワウの駆除作業をしていた男性2の方が、不幸にして行方不明になり亡くなられたということで、警察、消防を初め、川に流された可能性があるとして捜索をされました。4日の午後6時ごろ、紀の川市で野鳥のカワウの駆除作業をしていた男性と連絡がとれなくなったということでもあります。

警察によりますと、行方不明者は岩出市に住む69歳と73歳の男性2人です。この方は地元の猟友会に所属をして、4日朝早くから仲間とともに駆除作業を行い、午前8時半ごろ、小型ボートに乗って駆除したカワウを集める姿が確認されていましたが、その後、夕方になっても自宅に戻らなかったということでもあります。

警察と消防が2人の行方を捜しながら、その後、10日に紀の川市の小倉地区で男性の遺体が見つかり、それから、開智学校の近くの紀の川で発見されたということでもあります。

まことに残念であり、心からお悔やみを申し上げますと思いますが、これに関しては、私は、今回の事故、災害といいますか、発生に関して、岩出市がどういう措



置をとったのかということで、以下、質問させていただきたいと思いますが、5月4日に起きたカワウ駆除の経過と対策、岩出市はどのような対策をしてきたのか。

それから、2番目に、岩出市は、これらのカワウ駆除に対して、要請で実施をしてきたのかということであります。

3番目に、市の責任はどうか、及び賠償問題もあるんですが、ここで言うてる見舞いとか償いとか、これらについてどのように考えておられるのか。

それから、4番目に、搜索に当たられた消防団員の動員数延べ人員及び出動手当についてはどのような取り扱いをしてきたのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　まず最初に、このたびお亡くなりになりましたお二人のご冥福をお祈りいたします。

尾和議員、2番目、鳥獣駆除について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、経過と対策についてですが、カワウを対象とした有害鳥獣捕獲を実施するため、平成30年5月4日午前5時ごろから、和歌山県猟友会紀の川岩出支部岩出分会10名で、紀の川岩出橋付近で捕獲作業を実施し、午前8時30分ごろ終了しました。その後、2名が残り、近隣の知人にアルミ製手こぎボートを借り、カワウの回収作業中に事故が発生したと思われます。

午後4時ごろになって家族から未帰宅の情報を得て、猟友会が搜索を開始、警察、消防にも通報しましたが、懸命の搜索にもかかわらず発見されず、その後、5月10日に1名、11日に1名が発見され、死亡が確認されたものであります。

今年度のカワウ捕獲作業については、事故発生により打ち切りました。来年度以降については、実施の有無、安全対策等について十分話し合いを行い、対策を講じてまいります。

次に、2点目につきましては、紀の川漁協協同組合から被害届を受け、岩出市から和歌山県猟友会紀の川岩出支部岩出分会に依頼したものであります。

次に、3点目につきましては、市の法令上、責任はございません。したがって、賠償の必要はないものでありますが、市が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、社会奉仕活動中の事故として保険金が支払われる見込みであります

○吉本議長　総務部長。

○大平総務部長　尾和議員ご質問の鳥獣駆除についての4点目、消防団員の動員数及

び出動手当はどうかについてお答えいたします。

捜索は行方不明者のご家族からの要請を受け、那賀消防組合の指揮のもと、1日目の5月5日は延べ207名、2日目の5月6日は延べ183名、3日目の5月7日は延べ95名の団員が、3日間合計で延べ485名の団員が捜索活動をしております。

なお、4日目以降も、各部隊において規模を縮小しながらも捜索を継続して実施いたしました。

出動手当につきましては、団員1人につき年5,000円を支給しております。

なお、手当等については、各部隊長を通じ、各団員に支給しております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 このカワウ駆除の件で、2人のとうとい命が亡くなられたわけですが、このカワウの駆除によって、鉄砲でカワウをしとめて、回収をして、それを岩出市のほうに届けないと、その駆除における補助金が支払われないような仕組みになっておると思うんですが、この制度そのものについても再考する必要性があるんじゃないかと。

それとあわせて、2名の方がボートで、通常なら船外機がついていたのか、ついていなかったのかについてもお聞きをしたいと思うんですが、通常、そういうボートを川に浮かべて、こぐ場合については、当然、救命具を着用した上で、これらの作業に当たるべきであるということが原則やと思うんですね。ここら辺が不明確なために、結果的には2名の方がボートから投げ出されて行方不明になったという経過と思うんですが、岩出市が全然責任がないと言えるのかという問題であります。

岩出市の要請で猟友会に駆除の要請をしておるわけですから、これについては、今、賠償の責任はないということではありますが、保険金が支給されるということなんですけれども、この金額については、もう決定をされたのか。保険金の形で支払われるということなんですけれども、弔意金になるのか、該当するのか、見舞金として支給されるのか、ここら辺について明らかにしていただきたいと思います。

それから、消防団員の動員数については、今、部長のほうからいただきました。ちょっと聞き取りにくかったんですが、1年間で5,000円を支給しているようなことを言われたんですが、これは1日出動したら手当として支給するものではないのかと。1日幾ら、年間で5,000円を支給しているから、これで事足りるんだという解釈なのか、そこら辺がよくわからないんですが、そこら辺について明確に、再度ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

カワウの回収で補助金が支払われないかという件につきましては、カワウの有害捕獲作業については、補助金は支払っておりません。また、カワウの回収については市から特に指示はしておりませんが、鳥獣保護法では、捕獲した鳥獣は放置しないように記載されています。しかしながら、水面に落ちた鳥類等の回収は困難であるため、通常、回収しないと聞いてございます。

ボートにつきましては、手こぎボートでございます。

救命道具の件につきましては、カワウの捕獲作業で、通常水面での捕獲はいたしませんので、救命道具等の着用はしてございません。

それと、市に責任がないと言い切れるのかという件につきましては、このたびの事故は市に法令違反や過失があるとは考えられません。しかしながら、市が捕獲を依頼した作業中に起こってしまった事故でありますので、道義的責任は感じるどころであり、大変お気の毒に存じます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず1点目、いわゆる補償の金額及びどういった形でという点のご質問でございますが、岩出市では、全国町村会総合賠償補償保険に加入をしております。この規程は、いわゆる岩出市が主催する、あるいは依頼する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、そういった活動に参加をされている方が、けがを負ったり、死亡した場合に、その補償について定めており、保険に入って、その補償をするということでございます。

今回は、いわゆるボランティア活動中に起こった事故としまして、今、手続を進めているところですが、補償保険でこれが認められましたら、死亡は200万円の支給ということになってございます。

次に、消防団員の手当の関係についてでございますが、いわゆる手当は1回参加するごとに支払うべきではないかというご質問であったかと思いますが、岩出市では、出動手当については、年額支給としてございます。消防団員は火災や災害、警戒等による出動のほか、火災予防運動などの各種活動に参加していただいていることから、各団員に対して、一律でこの手当を年額支給としているものでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、これは押しなべて、カワウ駆除の件でこういう不幸なことが発生しているわけでありましたが、イノシシ駆除についても誤って発砲するというようなこともありますので、これは共通した課題やと思うんですね。だから、そういうことが起きた場合に、どのような形でするのか、それから山に入って行方不明になったりということだって起こり得るわけですから、そこら辺も総合的に考えて、今回の事件を糧にして万全の体制を組んでいくべきだということを再度申し入れておきたいと思います。

それから、保険金の件なんですけど、死亡の場合には200万が限度であるということではありますが、これでいいのかという問題もあるんですけど、これについても再考する必要があるんじゃないかなと私は思っておりますが、それについてお聞きをしたい。

それから、消防団員の出動手当については、年5,000円で、この条例では出動手当、年5,000円以下ということで手当金が支給されるというようになっておりますが、こういうことでいいのかというものもありますし、出動手当そのものについても考え、再考する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問についてお答えいたします。

イノシシの捕獲についての安全管理につきましては、特にマニュアル等は定めませんが、今年度、イノシシ有害捕獲実施に当たっては、安全対策について、改めて文書で注意喚起を行いました。また、箱わなを設置している際には、近隣自治会に文書で通知を図るとともに、わなの付近に注意喚起の表示を行っております。

補償のほうの保険のほうですけども、十分な補償が必要じゃないか、保険を掛けるべきではないかというご意見やったと思うんですけども、市が依頼する有害捕獲従事者である猟友会会員には、登録の際に、大日本猟友会狩猟災害共済への加入が義務づけられております。対人賠償事故、自損事故ともに共済対象となります。また、任意ではありますが、団体保険として総合生活保険、いわゆるハンター補償へも加入されております。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

消防団員の出動手当が、団員 1 人につき、年額 5,000 円の支給ということを再考してはどうかということでございますが、現時点では、再質問の際にお答えしたとおり、各団員に対しての一律の年額支給ということを変更するという考えはございません。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の 2 番目の質問を終わります。

引き続きまして、3 番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、危機管理の問題について質問させていただきたいと思います。

午前中にもありましたが、私としての所見を述べながら、この問題について、岩出市の考え方をお聞きをしたいと思います。

大阪府北部、枚方、高槻等において、重大な震度 6 弱の地震が発生をしたと。今日もライフラインが復旧もままならないという現状があります。倒壊のブロック、点検漏れ、過去 2 回の調査で報告書に記載がないということで、今回、高槻の小学校においてブロックが崩れ落ちて、倒壊して、9 歳の小学生が亡くなられた。これについては、まさしく私は人災やなというふうに思っております。

これは、過去点検をしながら、実際上は安易にこの点検が不十分であったということでもありますし、我々として、これをどのように岩出市に、こういうことが二度と起きないために、どうしていくのかということが問われているんだというふうに思います。

6 月 18 日以降、既に 10 日近く経過をしているわけではありますが、その現状を踏まえながら、私は、このことを深刻に考え、岩出市においてどのようにしていくのか、対策等について質問させていただきたいと思います。

市として総点検がされたということで実施をされたと思いますが、その結果について、現状どうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、2 番目に、市内学校周辺、通学路を初め全ての点検をされてきているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

そして、具体的には、今後どうしていくのか、この対策についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの 3 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の危機管理について、一括してお答えいたします。

午前中の上野議員のご質問にお答えしたとおり、県から学校敷地内や通学中に被

害を受ける危険箇所がないか確認していただきたいとの通知があったところであり、本市では、災害時を想定した場合、各地区公民館や総合保健福祉センターなどの公共施設を避難施設に指定していることから、全ての公共施設と公共施設周辺の道路に面したブロック塀も含めて調査の対象としております。

調査に当たっては、建築基準法施行令第62条の8の規定を基準とした場合、専門家の調査が必要となることから、まずは職員の調査により、塀の高さ、厚さ、控塀の有無、傾きや亀裂等の調査を行い、危険と思われる箇所を洗い出した上で、改めて専門家の調査により、それぞれの対応策を検討することとしております。

現在、職員による調査を行っているところであり、危険箇所を全て確定しているわけではありませんが、職員による調査の途中経過として、1カ所、根来小学校の県道粉河加太線に面したブロック塀の高さが基準を超えているとの報告を受けております。全ての調査結果が出そろった段階で、専門家の調査を待って、改修や撤去が必要な箇所については、それぞれ対応してまいります。

また、一般道に面したブロック塀や古い木造住宅等の屋根等の対応については、市民の方からなどの通報があれば、所有者に対して注意喚起を行っているところでありますが、6月21日付で国土交通省から、学校等の周辺にかかわらず、既存の塀の安全対策についても所有者に周知し、危険性が確認された場合は、付近通行者への注意表示及び補修、撤去等が必要であることの注意喚起を行うよう指示があったところでございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 危機管理についてご答弁いただきました。今の答弁では、職員の点検によって、根来小学校1カ所だと、危険なところが。そういうお話であったと思うんですが、今後については、専門家に依頼をしてやるということではありますが、どういうスケジュールで、どういうスパンで、目標値を設定してやっていくのか、1カ月以内なのか、2カ月以内なのか、これについてスケジュールが決まっておれば、明確にしていきたいと思います。

これは、もう既に皆様もご存じやと思うんですが、名古屋市においては、既に悪いところはすぐ撤去して、アルミの塀にするとか、手を打っているところもあります。地震というのはいつ来るかわかりませんから、そんなに時間をかけるということも、やっぱり避けるべきだというふうに思いますが、そこらのスケジュール感、どういう形でやっていくのか。

それから、専門家ということでは建築士という概念があるのかなと思うんですが、何かブロックに対する安全管理士とか、そういうような別名もあるみたいで、私もよくわからないんですが、そういう方が岩出あるいは和歌山県下におられるのか、よくわからないんですが、そこら辺、専門家というのは、どういう人を対象にして考えておられるのか、この2点についてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

1点目、まずスケジュールということですが、できるだけ早く結論を出したいと考えてございますが、職員による目視が終わり次第、専門家による調査を行い、それぞれ改修すべき箇所がございましたら、どういう形で改修していくべきか、専門家の意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

それから、どういう専門家かということですが、これは建築士であると考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 専門家による調査結果については、でき次第、報告をまた求めたいと思います。

それとあわせて、外観から見て、あるいはブロックのはたを通るときに、ここ危ないなというようなブロック塀も往々にしてあるわけですが、現在のブロックに対する、上限10万円というような形をしているんですが、これでいいのかなという問題もあります。

できたら、もっと大幅に、国の交付金との関係もあろうと思うんですが、国の指針が出た段階で、補助金についても見直しをやっていただいて、工事の上限も大幅に上げて、早急に県内箇所については、補修して、改修していくという姿勢が岩出市において求められるのではないかと思います。これについてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 まず、通学路の危険ブロック塀につきまして、それから、考え方としまして、午前中に上野議員のご質問にもありました一般道に面した危険ブロック

塀、こういう取り扱いについてということでもご質問をいただいております。一般道に面した危険ブロック塀の取り扱いにつきましては、今、国のほうからの指示によりまして、注意表示の設置をすると、こういうことでございます。

補助金につきましては、今、国のほうで検討するということで聞いてございます。そういうことで、一般道に面したブロックについては、これ個人の所有物ということで補助することが適切があるかという問題もあります。

市として、単独でそういう助成制度は考えておりませんが、通学路のブロック塀等を含めて、今後の国の動向を見ながら検討してまいります。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、4番目の質問をさせていただきます。

那賀病院の労働実態についてであります。この問題については、私が問題として上げて、昨年の12月議会、ことしの3月議会においても、那賀病院の超過勤務に関して、実態をお聞きしてまいりました。その実態は、私の想像を超える長時間が明らかになってきております。

その後、病院における長時間労働問題は、社会的な課題として、各労働基準監督署が指摘したり改善したりという指導が、新聞報道等でも出てきております。副管理者である中芝市長として、改善する意思があるのか、理解に苦しみますが、改善されるまでこの課題を質問させていただきます。

このような実態を早期に改善すべきであると思います。まず第1点は、36協定違反の超過勤務について、その後の経過はどうなっているのか。

2番目に、橋本労働基準監督署からの立入指導勧告はどのようにされてきているのか。

3番目に、違反状態をなくすために改善することをどのようにしていくのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員ご質問の4番目、那賀病院の労働実態についてのご質問ですが、本来は市がお答えすべきものではございませんが、通告がありましたので、那賀病院に聞き取りした内容をお答えいたします。

1点目につきましては、3月議会でも尾和議員から労働実態についてのご質問が



あったことを那賀病院にお伝えしており、病院からも問題解決に向け取り組んでいると聞いております。

2点目につきましては、5月9日に橋本労働基準監督署からは是正勧告書及び指導票の通知があり、6月1日にそれに対する是正改善報告書を那賀病院が提出したと聞いております。

3点目につきましては、橋本労働基準監督署からの是正勧告に従い、的確に改善されていくと聞いております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長のほうから答弁いただきましたが、第三者機関みたいな感覚で捉えておられますが、私は、この問題については、岩出市もその責任の一翼があるわけです。一部事務組合でありますけども、那賀公立病院については、岩出市と紀の川市が出資をして運営しているわけですから、この点については誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから、今、私が質問した中で、36協定違反はどれだけあったのかということについては、一言も触れられない。これこそ、私は責任逃れだと思っております。

監督署の指導も、これはなぜそういうことになっていくのかということですが、岩出市がそういう態度をとるから、私は、ことしの2月1日に橋本労働基準監督署に上告して、告発をして、監督署としてもっと指導せえということを求めたわけであります。

その中から、超過勤務の実態については、違反しているのが、平成29年1月に医者4名、それから、平成30年1月で3名、2月で3名、3月で5名、4月で1名ということで、明らかに36協定違反をしていると。

さらに、橋本労働基準監督署の是正勧告では、超過勤務のみならず、ほかに労働契約の際に、労働者に対して、有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項について、書面を交付してなかったという問題も起きております。

また、さらに労基法第35条の休日労働に関する協定を定めた休日労働の回数を超えて、休日労働を行わせていること、それから、労働基準法第32条第1項、第2項において、延長時間に関しても限度を超えていると、そういうような実態が明らかになってきております。

私は、これらの公立那賀病院がやるべきことは、やはり法を守ると。コンプライ

アンスを厳粛に受けとめてやっていくということが基本でなければならないと思います。これを見過ごして、岩出市がそれに加担をして、やること自体が問題であるわけであります。

これらの問題について、岩出市はもっと積極的に、これらの問題を、やはり改善をしていくという姿勢がなければなりません。これについて、岩出市の考え方をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

尾和議員からは、これまで2回の議会において、那賀病院の労働実態について質問があり、その都度、ご質問は岩出市がお答えするものではありませんと申し上げております。尾和議員におかれましては、その意味をご理解されていないのではないかと感じますので、誤解のないよう再度申し上げます。

那賀病院は、地方自治法第284条第2項の規定により、紀の川市と岩出市で病院の管理運営を共同処理するために設置した一部事務組合立の病院です。よって、法律上は特別地方公共団体となり、岩出市とは別の独立した地方公共団体として、議会を持ち、運営がなされております。

那賀病院の運営に関することは、公立那賀病院経営事務組合の議会で論議されるものであり、岩出市議会でなされるものではありません。何度ご質問をされましても、那賀病院の運営に関することについては、この場で、私どもがお答えするものではないと考えます。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長ね、何を根拠に言われておるかわかりませんが、県の市町村課へ行って、私も調べてまいりました。ほかの判例等も調べてまいりました。今、部長が言われるように、この問題については、岩出市議会で質問するのはできないんだということになれば、ほかの法的な手段をとれという挑戦状を私に対してやっていると思えません。

そこで、この問題について、私はなぜこれだけ実態を把握して、法律違反をしているという実態の中で、那賀病院が岩出市民の健康と命を守る最大の公立病院であるということから言えば、だからといって、岩出市関係ありませんという問題でも

ないわけであります。これらについて、その考え方で通されるのであれば、我々としても、この問題については、また真正面でやらさせていただきますけども、私は、もっと道義的に責任をとって、伝言するんじゃなくして、岩出市も一部副管理者として出しているわけですから、そこにおいて、どういうことをやっていくのかということが求められていると思うわけであります。

今のような部長の答弁であれば、この問題はいつまでたっても解決しないと思いますので、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員の再々質問についてお答えいたします。

尾和議員の那賀病院に対する一般質問については、先ほど生活福祉部長が答弁したとおり、病院に内容を伝えており、また、平成30年3月に開催した一部事務組合議会において、同組合議員である副市長から質問を行っております。

そうした状況であることから、同病院での組織のあり方や事業実施などについては、地方自治法第284条に基づく特別地方公共団体であり、同病院で十分な協議がなされ、運営されていくべきものであります。

また、平成29年第4回定例会において答弁いたしましたように、尾和議員のご質問は、那賀病院経営事務組合で答えるべきものであり、あえて副管理者ということで答弁させていただく組合議会で、そのような質問があれば、管理者である紀の川市長及び那賀病院経営事務担当者とともに協議を行い、答弁をいたします。

なお、那賀病院への質問につきましては、岩出市議会から2名の組合議員が選出されておりますので、今後、組合議会議員に質問内容を託すなど、よろしく願いをいたします。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、5番目になるわけでありますが、職場環境と格差の問題についてをお聞きをしたいと思います。

最近、特に問題なり多くの諸課題が発生をしております。岩出市内においても、岩出市役所内においても、他人事ではないと思います。まず第1に、セクシャルハラスメントの典型的な例は、体をさわったり、交際を迫ったり、卑わいな言葉を浴びせたりなど、さまざまです。あと、女のくせにはもちろん、男のくせにとい

う主旨の発言もセクハラに該当します。

パワーハラスメントは、徐々に認知度は進んでいますが、この対策はセクハラに比べると、さらにおくれると言わざるを得ないのが実態であります。

パワハラとは、力関係を利用した上司や先輩はもちろん、会社ぐるみの場合もありますが、いじめや嫌がらせ、言動を超えた職務上の指導のことです。見せしめ的に、ささいなミスなどを理由に、怒鳴りつけたり、暴力的な言葉を含みますが、それを暴力的な言葉を発したり、人格を否定するような発言をする、達成不可能な過大なノルマを課せたり、仕事を与えない、懲戒解雇をちらつかせて退職を迫るなど、さまざまなケースがあります。

職場内でのいじめ、嫌がらせとは、上記2つに加え、同僚上司のいじめや取引先からのいじめなど、セクハラ・パワハラに該当しないケースですが、最近では、それらを総称して、モラルハラスメントと言われることもあります。いずれにしても、被害者の精神的ダメージははかり知れないものがあります。

地方公務員の2番目のこれらについての認識をお聞きをしたいと思います。

2番目に、地方公務員の臨時非常勤職員については、総数が平成28年4月現在で、約64万人と増加をしております。また、教育、子育て等々の分野で活用されていることから、現状において、地方行政の重要な担い手となっているのであります。岩出市役所内においても同様ではないでしょうか。

このような中、臨時非常勤職員の適正な任用、勤務状況を確保することが求められており、今般の地方自治法の改正が行われたのは皆さんもご存じやと思いますが、改正法の内容として、一般職の会計年度任用職員制度を創設して、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであると言われております。

あわせて、会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能にするものでありと言われております。非正規職員の格差は明らかな差別であり、許されるものではありません。

その観点から、非正規の格差是正について、さきの最高裁の判決で6月1日に出たわけではありますが、労働契約法20条違反として、問題が社会的に明らかにされてきました。

そこで、岩出市に対して質問をするわけですが、1番目に、セクハラ・パワハラ等の基本的な認識はどのように持っておられるのか。さらに、これらの事象を見過

ごしたり、黙認したりしないような対策はどうとられているのか。

2 番目に、地方自治法の改正及び労働契約法、さきに言いました20条から見て、法違反であると最高裁が判決を下し、見解をお聞きをしたいと思います。

現在、どのような格差が、岩出市内において正規職員と非正規職員の格差があるのか、これについても明確にご答弁をいただきたいと思います。

さらに、これらの解決のために、今後どのように改善、取り組みをされようとしていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の職場環境・格差について、セクハラ・パワハラ等の基本的認識、対策はどうかについてをお答えをいたします。

セクハラ及びパワハラ等のハラスメントは、個人の人格と尊厳を不当に侵害するだけでなく、職場の周りの人々や職場の環境に悪影響を及ぼす重大な問題であると認識をしております。

セクハラは、男女雇用機会均等法第11条に、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備及びその他の雇用、管理上必要な措置を講ずることが事業主に義務づけられております。このことから、ハラスメントを防止するためには、職場における職員間のコミュニケーションが円滑に行われ、組織目標の共有を図り、職員が一丸となって、1つのチームとして意欲的に仕事に取り組める職場環境をつくり出すことが大事であると考えます。

なお、詳細について担当部長から答弁させます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の職場環境格差についての1点目、セクハラ・パワハラ等の基本的認識、対策はどうかについてですが、基本的認識につきましては、先ほど市長が答弁いたしましたので、対策について申しますと、平成28年度にセクシャルハラスメント及び妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメントの防止等に関する規定を施行し、相談員を配置するとともに、職員にその旨、文書で周知をしてございます。

また、平成29年度には、副課長級以上を対象に、コンプライアンス研修を実施し、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントも含めた研修を行っております。

次に、2点目についてですが、現在、岩出市では、地方公務員法第22条第5項の臨時的任用職員が162名、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員が

57名在席しております。

正規職員と臨時職員との手当についてですが、それぞれ条例に基づき支給しており、臨時職員については、通勤手当、時間外勤務手当は支給しており、住居手当、扶養手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当は支給してございません。

再任用の給料額についてですが、職員の給与に関する条例の給料表に基づき支給しております。

なお、労働契約法第20条の、いわゆる判決内容については承知をしておりますが、今の件には直接の関係はないと考えております。

次に、3点目の今後の改善、取り組みはどうかについてですが、尾和議員の質問の中にもございましたが、会計年度任用職員の勤務条件については、現在、国及び他の自治体の情報も注視しながら、制度改正が行われますので、その情報収集に努めて、適正な制度改正に取り組んでまいりたいと考えております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再任用のどこから、一番最後に答弁いただいたところから入りますが、法律案の概要が決まりまして、平成32年4月1日から施行されるようになります。そうしますと、地方自治法の一部改正で、「地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。」ということで、会計年度任用職員については期末手当の支給は可能となるよう、給付に関する規定を整備するということがうたわれております。これについて、どういうスケジュールで、どういう取り組みをしていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、臨時職員の関係で、継続して5年勤務すると、これからは正規職員に登用していかなければならないという法改正もされております。これについて、岩出市では、現在、1年ごとの契約という形で更新をしている方もおられると思いますが、それが5年、同じような形で更新をすると、正職員としての登用が求められるというふうに思いますが、これについて、その該当者、現在いるのか、ここら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、法律根拠で、非常勤職員は、地方公務員3条3項の3号で57名、それから、臨時的任用職員については、地方公務員法22条で162名おられるということであり、これらの問題について、手当が同一労働、同一賃金の観点から、さき

の最高裁で問題になってきているのは、今、部長が言われたように、時間外とか、そこらの点については支給しているから問題ないというようなニュアンスで答弁をされましたが、これらについても抵触する恐れがありますので、こちら辺の是正をまずもって、同一労働、同一賃金の観点から変えていくことが求められると思うんですが、これらについて市の見解をただしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目、会計年度任用職員制度の導入におけるスケジュールについてのご質問でございますが、これにつきましては、総務省のほうから、いわゆるスケジュールの想定というのが示されておりました、平成29年度末から平成31年度春までの間に、臨時非常勤の職の再設定というのをを行うと。それと、その間、勤務条件等の確定を行って、最終は平成31年度には関係条例を議会のほうへ提案するようというふうなスケジュール案が示されておりますので、そのスケジュール案に基づいて、現在、事務を進めております。

次に、いわゆる５年ルールのお話ですが、地方公務員法に基づく、いわゆる臨時の職についている方については、これは毎年度、その臨時職が必要であるかどうかというのを予算審議を経て、検討をしているということでありまして、前年度あるからといって、必ずしもそれが必要であるかどうかというのは、年度ごとの判断でされるものでございますので、いわゆる５年ルールには該当しないと考えてございます。

それと、最高裁の判例の話の中での手当の関係ですが、これにつきましては、議員がおっしゃられております会計年度任用職員の制度の導入に当たって、いわゆる手当等の制度の導入というのともあわせて検討されているところであり、平成32年４月１日に施行されますので、それに向けて事務を進めているところでございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　いわゆる平成32年４月１日施行に向けて、今まである正職員と非常勤職員の間の格差是正についても見直しをしているという制度であります。

それと、もう１点、私は、今、雇いどめの問題で、会計年度１年度やから１年ごとと契約しているんで、それは該当しないという見解には異議があります。今回の制度改正では、継続して、１年ごと、５年以上契約していると、自動的に正規の職員

として登用すべきだというように改正がされたというように私は理解しておるんですが、そうでないという今答弁でありましたけども、それについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、今までみたいに、パートタイム型の職員として採用することは、この法律の主旨にそぐわないとして、フルタイム型での任用を検討するよう促進を図っていくということであるんですが、これについて、パートタイム型の職員採用については、そういうことはやっていかないという主旨で理解してよろしいか、これについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

尾和議員が質問の中で触れられています地方公務員法及び地方自治法の一部改正についてでございますが、この中で、いわゆる臨時の職に該当する職員というのは、今現状よりも、さらに厳格化して、条件を厳格化して考えていくというふうに示されているところでございます。

なお、臨時の職員につきましては、先ほどもご答弁の中で申し上げましたが、これはあくまでも臨時の職でありますので、各1年間、会計の職員の関係でもございますが、1年間ごとに、その職が必要であるかどうかということが判断をされて、さらに進むと。今回の改正では、臨時の職については、さらに現状よりは厳格化して対応すると、そういうふうに示されているところでございます。

なお、パート職員というか、パートに当たる一般職の非常勤職員の採用については、法改正後の話にはなりますが、必要に応じて、そういう形での雇用もあるかと考えてございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　最後になりますが、教育環境の改善の問題についてご質問をさせていただきます。

この教育環境改善の問題については、昨年の6月、9月、12月、ことしの6月議会において、教員の長時間労働の実態や負担軽減、削減対策を求めてまいりました。その後、実態はどうなっているのでしょうか。その際、教育長は平成30年2月の勤務時間は小学校で平均27.8時間、中学校で46.2時間であると。業務軽減に努めると



いう答弁をされておりました。

教育部長も校長に対して、適切な負担軽減を図るよう指導していると。さらに自己申告からＩＣＴによる管理は検討する余地はあると。月45時間、この原則を尊重すべきであると答弁されてきておりました。

3月の議会では、いわゆる特殊事情があったとして、100時間超えが発生したということを答弁されておりましたが、その中で、岩出市の勤務時間について質問させていただきたいと思います。

1番目に、その後、岩出市教職員の勤務時間の実態についてはどのようなようになってきているのか、3月以降の実態についてご答弁をください。

それから、2番目に超過勤務の改善方針、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、過労・多忙緩和対策について、あわせて、これらについてもお聞きをしたいと思います。

それから、具体的改善の方針、最後になりますが、中央教育審議会の答申、方針をどのように、3月以降、実践をしてきているのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

○吉本議長　教育長。

○塩崎教育長　教育環境の改善についてお答えいたします。

1点目の勤務時間の実態につきましては、小学校の超過勤務時間の平均は、3月が31時間24分、4月が39時間54分、5月が42時間となっています。中学校の平均は、3月が52時間59分、4月が65時間18分、5月が55時間1分となっています。

2点目から4点目につきましては、一括してお答えいたします。

平成29年9月議会、12月議会及び前回の3月議会においてお答えしましたとおり、本市における教職員の業務改善につきましては、既に市費による適応指導教室の開設や特別支援教室にかかわる介助員、授業にかかわる学校図書館司書の配置を行っております。また、県費を活用して、問題行動等の対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員、スクールサポーター等の配置に加え、本年度において、新たに小学校教員が本来行う業務である、例えば、資料の印刷や採点業務などの事務軽減を目的に、スクールサポートスタッフの配置や小学校外国語活動への対応として、専科教員の配置をしております。中学校の部活動については、1週間のうち土日のいずれか1日を休養日としております。

また、体力テストの集計や岩出市学力調査の採点、分析の業務委託等、各種調査についても教職員の業務軽減を図っているところであり、県教育委員会で作成されたマスター問題集などは、これまで各学校で印刷をお願いしておりましたが、通年使用できる問題を組み合わせた岩出市ドリルとして、市教育委員会が印刷をして、全児童に配布することとしているなど、さまざまな部分において、できるところから負担軽減を図っているところでもあります。

なお、全国の学校で教職員の負担業務として言われている給食費関係につきましては、給食費の公会計化や口座振替納付等に切りかえており、既に教員の業務ではなく、いち早く改善したところでもあります。

以上のことから、中央教育審議会からの提言や対策にある多くの方策は既に実施しているところであり、引き続きできるところから教員業務の負担軽減を図ってまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育長ね、今ご答弁いただいたことは、3月議会にご答弁いただいた内容と全く同じなんです。実態は、今最初にご答弁いただきましたが、小学校でふえてきておるんですね、平均で。31時間から42時間、中学校では52時間で、65で、55、3月以降でもそんなにふえてきていると。実態を見ますと、教育長が言われるような小中学校の時間管理は徹底しているのかなと。

それを受けて、小学校校長あたり、どのような形で協議をして、お話をして、努力をした成果があれば、私は努力されていると思うんですけども、それが現実的には出てきてないと私は思うんですが、なかんずく、5月の実績を見ますと、山崎小学校で45時間以上超えているのは20名中12名、最高が78時間、それから、山崎北小学校で20名中8名、最高で68時間、根来小学校で18名中8名、最高で80時間、上岩出小学校で20名中4名、最高で56時間、岩出小学校で22名中8名、最高で85時間、中央小学校で20名中10名、最高で66時間、中学校では、岩出中学校で26名中15名であり、最高で111時間、岩出第二中学校で37名中16名で、最高で100時間、超過勤務をやっていると。全然改善の跡が見えないんですよ。

今後どうしていくのか。これを受けて、実態を正確に把握をして、岩出市教育委員会として、各学校にこのような超過勤務の実態を改善する具体的な行動を起こしていただきたいと思うんですが、これについて、このような実態が続く限り、私はこの問題について、毎回一般質問せざるを得ないわけでありまして、そのよう

なことのないように、現実の実態を把握して、どのように改善をしていくのか、これを期待をしたいと思うんですが、これらについて、教育長の所見で、どれだけこれから頑張っていただけるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

教員個々によって超過勤務時間、これ異なりますが、主に教材研究とか保護者対応、これ3月から5月というのは、年度末、年度初めということで、年間を通じても忙しい時期であるということでございます。

中学校につきましては100時間を超える教員がいるということですが、これは部活動で、土日の宿泊を伴う遠征や試合の引率、これを勤務時間に計上していると。また、保護者との対応で、保護者の都合時間の合わせた結果によるものであるということでございます。

それから、今後の多忙緩和対策ということで、それぞれ指導をとということですが、まず、和歌山県で本年5月に教職員等の働き方改革推進プランというのが策定されておりまして、今後、さらなる働き方改革に取り組み、教職員等の長時間労働の解消に努めていくと、こういうことで、それぞれさまざまな施策を掲げてございます。市教育委員会といたしましては、校長を通じて、この縮減策、いろいろと実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○吉本議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　教職員の長時間労働について、原則は、私としては、月45時間を目途に、そこまでに近づけていくという努力がなければならない。月80時間になりますと、過労死ラインを大きく超えているわけですね。実態としては非常に残念な岩出市小中学校であろうと思うんですが。中でも、これ見ますと、岩出中学校、非常に多いのは26名中の15名、半分以上が45時間を超えているわけですよ。

それでも、上岩出小学校なんか見ると、20名中4名で、45時間以上は超えてないということがありますから、小学校の間でも、中学校の間でも、こういう格差が生じていると、これはどういうところから、こういうような長時間労働が発生しているのかということで、例えば、岩出第二中学校も37名中16名が超えているわけでありまして、どこがどう違うのかと。比較対象しながら、小学校においてもこういうようないいところのデータに基づいて、多いところを減らしていくと。原因はど

こにあるんだということで、細かく細分化していったって、問題点を把握をして、改善をしていくと。日常的な努力が必要ではないかと思うんですが、これについて削減をしていくというご意思ですので、そこら辺について、ご答弁があればお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

勤務時間のばらつきということで、確かに最多時間数と最少時間数の差に大きな違いがあります。先ほど申し上げましたとおり、時間数の多い教員というのは、部活動等で土日の宿泊を伴う遠征、試合の引率を勤務時間に計上していること、保護者等との対応ということで、この理由は明確でございます。

それから、先ほど申しましたように、県が策定した改革推進プラン、これに基づきまして、学校と連携しながら、それぞれ実態を見ながら、管理職に対して指導してまいります。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、平成30年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時35分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

岩出市議会議長

署名議員

署名議員